

進捗管理シート

第2回仙台市自殺対策連絡協議会	
参考資料2	令和2年3月24日

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	1	児童、高齢者、障害者に向けた虐待相談窓口の周知	市民全体を対象とした、ホームページやリーフレット等による、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待に関する各種相談機関や相談ダイヤルの周知	健康福祉局 子供未来局	健康福祉局	障害企画課	障害者に対する虐待相談窓口の周知	市民全体を対象とした、様々な手法（ホームページ、リーフレット等）を用いた、障害者虐待に関する各種相談機関や相談ダイヤルの周知	障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル周知カードを増刷し、窓口に設置。	引き続き、相談ダイヤルの周知に努める。	相談ダイヤルの周知に努めるとともに、相談があった際に速やかに対応するため、関係機関との連携の強化を図る。
方向性1	1				健康福祉局	高齢企画課	高齢者に対する虐待相談窓口の周知	市民全体を対象とし、リーフレットを用いた、高齢者虐待に関する各種相談機関の周知	各区、包括支援センターにリーフレットを配布し、高齢者に対する虐待相談窓口の周知を行った。	事業概要通り実施することができた。また、現在市民向けアンケートを包括へ依頼中である。	例年に引き続き各区、包括支援センターにリーフレットを配布し、高齢者に対する虐待相談窓口の周知を行う予定である。また、リーフレットに関して市民向けアンケートを実施し効果検証を行う。
方向性1	1				子供未来局	子供家庭支援課	児童に対する虐待相談窓口の周知	市民全体を対象とした、様々な手法（ホームページ、リーフレット等）を用いた、児童虐待に関する各種相談機関や相談ダイヤルの周知	児童相談所短縮ダイヤル「189」や虐待通告の義務付け等を広く一般の方に認知していただくため、街頭にて啓発活動を行った。 日時：平成30年11月30日 場所：JR仙台駅東西自由通路 内容：県・市・県警・法務局の4者で実施、コットンバッグやポケットティッシュ等を配布した。	配布予定数量を配りきれなかったことや、メディア露出も多かったことから、一般市民の方に相談ダイヤルや通告義務等を知っていたり良かった。良い機会となった。	今後も4者で協力し街頭啓発活動を行い、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」や虐待通告の義務付け等を広く一般の方に認知していただく。
方向性1	2	自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施	地域や会社、学校等の様々な場において、自死に関する適切な理解や、危機的状況においては援助を求めてよいという考え方を浸透させるための活動の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレット等を配布しています	期間に合わせ啓発用のポスターの掲示やリーフレットの配布を行った。	市民の方々への啓発を図りつつ、職員間における認識も高めることができた。	必要な要する方へ支援や相談機関に関する情報を提供できるよう、効果的な周知・広報の在り方について引き続き検討して参りたい。
方向性1	2				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	自殺予防週間である9月及び自殺対策強化月間である3月に合わせて、ポスターの作成や、相談会等を実施しています。	自殺予防週間（9月）にポスターを作成し、380か所の関係機関に446枚送付しました。 また、9月と3月に、「生活困りごとと、こころの健康相談会」を実施し、弁護士と精神科医師、保健師や臨床心理士、精神保健福祉士が21件の相談に応じた。	ポスターによる普及啓発を実施したことにより、相談希望行動やゲートキーパーについての知識を広めることができました。「生活困りごとと、こころの健康相談会」では、自死の要因となる様々な問題に、法律相談と、こころの健康相談を併せて包括的に対応したことにより、相談者の悩みを解決する一助となった。	自殺予防週間（9月）にポスターを作成し、市民が訪れる機会の多い関係機関に送付し、自殺予防に関する普及啓発を行う。多くの市民に親しみを感じ、関心を寄せてもらえるように、ポスターに心の健康づくりキャラクター「ここまる」を起用している。また、自殺予防週間と自殺対策月間に合わせて「生活困りごとと、こころの健康相談会」を実施する。
方向性1	2				健康福祉局	健康政策課	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレット等を配布しています	市内の相談先一覧を記載したリーフレットを作成し、仙台市各窓口や各種イベント等を通じ市民に配布。（※ 配布数は、次行に含めて把握しているため不明） ・「誰かに話してみませんか？」リーフレット ・「声かけからはじめよう」リーフレット ※ 年度末（H31.3月）作成のため配布少 ・「誰かに話してみませんか？」相談窓口一覧付き絆創膏	市の窓口には留まらず、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。	市の窓口をはじめ、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知したが、より相談窓口を利用しやすくなるよう、必要に応じ、啓発物の内容の見直し等も行っていく。
方向性1	2				青葉区	家庭健康課	心の健康づくり啓発	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、区役所内の健康づくり情報コーナーを活用し、各種リーフレットの配布、パネル展示等を行なっています。	3月自殺対策強化月間にパネル展示を実施。（2階、3階入り口）	入口付近の掲示のため、多くの来庁者に啓発する機会となった。	3月の自殺対策強化月間において、区役所の2階と3階の入り口でこころの健康に関する内容の展示とリーフレットの配布を行い、多くの市民へ普及啓発を行う。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性1	2				青葉区	障害高齢課	普及啓発	期間に合わせ、啓発ポスターの掲示を行います。	啓発ポスターの掲示を行った	例年通り実施することができた。	事前に啓発媒体の内容を把握し、効果的な啓発を行ってきたい。
方向性1	2				宮城総合支所	保健福祉課	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	期間に合わせ、支所内にポスターやグッズ等のブースを設け、啓発活動を行います。	自殺予防週間：期間に合わせ、こころの健康に関するポスターを掲示した。 自殺予防月間：期間に合わせ、支所内にこころの健康に関するポスターやグッズを置いたブースを設置した。	期間を活用し、来所者を対象に自殺予防について普及啓発することができた。	期間に合わせ、支所内等においてブースを設置することにより、メンタルヘルスや自殺予防に関する啓発を行う。
方向性1	2				宮城野区	家庭健康課	自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の推進	自殺予防週間である9月及び自殺対策強化月間である3月にあわせて、区役所ロビーでこころの健康に関するパネル展等実施します。また、各事業、地区活動においてこころの健康に関する情報提供をします。	自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に合わせ、パネル・ポスター展示、リーフレット配布を実施。その他、区内理美容店・タクシー会社・各種健康教育・まつり・区内専門学校に啓発グッズやリーフレットを配布	平成30年度は新たに他事業と連携し、若年者（専門学校学生）に対し周知することができた。今後も他事業との連携等、機会を捉え、働き盛り世代や若年者へのアプローチを引き続き実施していく。	専門学校や理美容店・事業所へも周知を行うことができた。今後も引き続き様々な機会を捉え、周知対象の拡大を図ってきたい。
方向性1	2				宮城野区	障害高齢課	自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発活動	メンタルヘルスに関するパネル・ポスター掲示、リーフレットなど配布します。	自殺予防週間(9月)・自殺対策強化月間(3月)での啓発活動	例年通り実施することができた。	例年通り実施予定
方向性1	2				若林区	家庭健康課	自殺予防週間（9月）自殺対策強化月間（3月）の推進	パネル展や、地域における健康教育などで、自殺対策に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	区役所で年間2回(計11日間)パネル展とリーフレット配布（2383部）。イオンスマイル卸場で啓発イベントを1回開催(3月)リーフレット配布（1441部）	区役所での啓発の他、大型店舗での啓発により、より多くの一般市民に啓発を実施することができた。	より多くの一般市民に啓発する機会として今後も継続して実施する予定である。大型店舗での啓発は令和2年3月に2回目の実施予定だが、店側と連携しながら定着させていきたい。
方向性1	2				若林区	家庭健康課	復興公営住宅における啓発	自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、一部復興公営住宅に心のケア、ストレス対処法等をリーフレット配布による情報の発信を行います。	3月に復興公営住宅や防災集団移転地の訪問指導時に啓発リーフレット配布	強化月間について意識することで、心の健康について振り返るきっかけとなった。	心の健康について意識づけるきっかけとして、今後も媒体を活用しながら訪問していく。
方向性1	2				若林区	障害高齢課	自殺予防週間（9月）自殺対策強化月間（3月）の推進	相談窓口でポスター掲示をし、自殺対策に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に、相談窓口でポスター掲示を行った。	電話相談窓口等の問合せがあった。継続してきたい。	自殺予防週間や自殺対策強化月間、および通年で自殺予防ののちの電話に関するポスター掲示を行わない普及啓発を図った。次年度以降も市民の目に留まりやすい相談窓口に掲示し普及啓発を図る。
方向性1	2				太白区	家庭健康課	メンタルヘルスの啓発	自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせ心の健康や自殺予防に関するパネル展や啓発物の配布等の普及啓発を実施します。	ララガーデンや区役所でのパネル展示、パンフレット設置、啓発ティッシュ配布等を計7回実施	ララガーデンでパネル展示を行ったことで若い世代に啓発できた。	商業施設や区役所でのパネル展示、パンフレット設置、啓発ティッシュ配布等により区民への啓発を図る。
方向性1	2				太白区	障害高齢課	理容・美容衛生講習会	理容・美容衛生講習会の中で、ゲートキーパーの役割、気温的な対応法、ストレスへの対応についての講話をした。	2回実施し161名が受講した	ゲートキーパーの役割を周知し、地域の身近なところで気づいてくれる人が増えた。	毎年のように参加いただいている方もいるため、基本的には大切な内容を繰り返し伝えながらも、その時々でこころの健康に関する他の話題も盛り込み実施していく。
方向性1	2				秋保総合支所	保健福祉課	自殺対策予防月間（3月）	所内に啓発ポスターを設置。リーフットを設置し啓発を促す。	3月、所内ポスター、リーフレット設置	来所者が必ず目にする位置に設置。	3月所内に情報コーナーを設置予定。定期的な啓発期間を継続していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	2				泉区	家庭健康課	心の健康づくり啓発事業	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、区役所内の健康づくり情報コーナーを活用し、啓発用のバッチや各種リーフレットの配布、パネル展示等を行っています。	9月の自殺予防週間では、商業施設（アリオ仙台東店）での健康づくり啓発イベントで、心の健康づくりコーナーを設置し、ポスターを展示・リーフレットを48部配布した。 3月の自殺対策強化月間では、区役所の健康づくり情報コーナーで、パネルやポスターを展示し、リーフレットを33部配布した。	こころの健康に関する情報提供と啓発を行うことで、病気の予防・早期発見・治療につなげることの大切さを啓発できた。今後も継続して実施する。	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、区役所内の健康づくり情報コーナーで、心の健康づくりに関するパネル展示及び啓発グッズやリーフレットを設置する予定。
方向性1	2				泉区	家庭健康課	うつ病等の精神疾患に関する情報提供	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、うつ病等の精神科疾患や相談機関が掲載されているリーフレットを設置しています。	9月の自殺予防週間では、区役所内の健康情報コーナーに啓発リーフレットを設置し16部配布した。	うつ病等の精神疾患に関する情報はあらゆる世代の市民に周知し病気の早期発見・治療につなげることが大切であるため、今後は年間を通じて啓発する。	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、区役所内の健康づくり情報コーナーに、相談機関一覧が掲載されているリーフレットやメンタルヘルスに関わるリーフレットを設置する予定。
方向性1	2				泉区	障害高齢課	自死対策強化月間における啓発活動	自死対策強化月間に所内に啓発ポスターを設置。他、窓口にリーフレットおよびリーフレット入りポケットティッシュを設置し啓発を促す。	自殺対策強化月間に啓発ポスターを設置。看護系大学9校、自動車学校3校、復興公営住宅や事業関係で啓発グッズを配布。他、保険年金課、戸籍住民課、保護課等、自死リスクが高い客層が多い部署でグッズを設置して啓発した。	自死ハイリスクな対象を家庭健康課と相談の上抽出し、その対象に向けた啓発ができたといえる。	今年度も自殺対策強化月間に啓発活動を実施する。対象は泉区の特徴にあわせて、自死率の高い対象者に働きかけを行う。今年度の実施、その評価を経て、対象者やアプローチ方法を検討する。
方向性1	3	心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知	ホームページやリーフレット等の情報提供ツールを活用した、市民向けの心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	精神保健福祉ハンドブック等の作成・配布	障害のある方やその家族が利用できる精神保健福祉に関する施策や制度、各種サービスや社会資源などを紹介する精神保健福祉ハンドブック等を作成し、区役所や医療機関、障害者相談支援事業所などで配布します。	平成30年度は、平成29年度の9,000部より1,000部多い10,000部作成し、区役所や医療機関、障害者相談支援事業所などで配布した。	より多くの方々に周知を図ることができた。	令和元年度も例年通り、区役所や医療機関などにおいて配布し、精神障害や精神疾患を抱える方やその家族が利用できるサービスなどの周知うことができたが、より効果的に情報を提供できるよう周知先や配布数の検討を引き続き行って参りたい。
方向性1	3				健康福祉局	障害者支援課	ひきこもりに関する相談機関のリーフレット	ひきこもり状態にある本人・その家族が抱える悩みに関し相談ができる窓口を記載したパンフレットの作成	ひきこもりに関連する困りごと一覧から相談先を探す形式のパンフレットを作成した（2,000部）。主に、民生委員児童委員、各区保健福祉センター等に配布した。	困りごとから相談先を探す形式にするなど、利用者が使いやすいよう工夫をすることで、適切な相談機関に繋がるきっかけを提供することができた。	民生委員児童委員への配布をはじめ、区役所・総合支所、市民センターなどの身近な場所に配置した。また、自然な形でひきこもり者本人や家族が相談窓口を知ることができるよう、本人・家族と接する機会の多い地域包括支援センターやケアマネジャー、内科医等のたかかりつけ医や薬局などへの配布も行った（合計10000部）。来年度以降は、別途議論している外部有識者による検討会の結果も踏まえて、適切な情報提供の充実に努めてまいりたい。
方向性1	3				健康福祉局	障害者支援課	はあとページの作成・公開	障害のある方やその家族が利用できる精神保健福祉に関する施策や制度、各種サービスや社会資源などに関する情報をホームページでお知らせします。	例年と同様、内容を更新し掲載	古い情報が掲載されていることがあり、いかに最新の情報を更新していくかが課題と言える。	効果的・効率的に掲載情報が更新できるよう、更新作業の手順を令和元年度より改め、試行的に実施しているところである。市民の方々が安心して活用できる内容を掲載するため、引き続き情報の更新の方法や掲載内容の検討を進めて参りたい。
方向性1	3				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	うつ病やアルコール依存症等、対象別パンフレットの配布	精神疾患等の理解促進のリーフレット等を相談窓口等で配布しています。	若年層のアルコールに関する理解促進や、飲酒習慣を確認するためのパンフレットを作成し、相談窓口等で配布した。	アルコール依存症以外の依存症関連問題（薬物やギャンブル等）についても、相談窓口を明記したパンフレットを作成していく。	令和元年度に、アルコール・薬物・ギャンブルに関する理解の促進と相談窓口を周知するパンフレットを作成した。今後、各区役所等関係機関に設置し、配布していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性1	3				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	広報誌「はあとぼーと通信」における啓発	精神疾患等に関する正しい理解を促す内容を盛り込んだ精神保健福祉総合センターの広報誌を、発行しています。	年2回発行（9月、3月）。区窓口等の関係機関で配布し、年間約3200部配布した。	広報誌を広く配布することにより、精神疾患等に関して、市民の理解をより広げることができた。	今後も、年2回（9月、3月）発行する。広く市民に周知するため、関係機関及び市内精神科医療機関へ設置し、精神保健福祉に関する正しい知識の普及と啓発を図る。
方向性1	3				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	相談窓口の一元的な情報発信	ホームページやチラシ等により、各分野の相談窓口情報を一元的にわかりやすく周知します。	相談機関の情報を一覧にしたチラシを作成し、8,400枚、216機関に配布し、各種相談において活用頂きました。また、同様の情報をホームページで周知した。	チラシやホームページで、相談窓口を周知することは、悩みを抱えた市民が、適切な相談機関に繋がるために、有効です。今後も、情報を適宜更新し、市民に周知していく必要がある。	令和元年度は、多様な相談により幅広く対応できるように掲載機関を見直し、拡充を図った。今後も情報を更新し、配布する。また、同様の情報をホームページに掲載し、多くの市民が利用できるようにしていく。
方向性1	3				健康福祉局	健康政策課	相談窓口の周知・啓発	市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットにより相談窓口を周知し、利用を啓発しています	各区・総合支所等で実施する区民まつりや各種イベントにおいて、啓発グッズやリーフレットを作成・配布。 ・「誰かに話してみませんか？」リーフレット（5,900枚） ・「声かけからはじめよう」リーフレット（277枚） ※ 年度末（H31.3月）作成のため配布少 ・「誰かに話してみませんか？」相談窓口一覧付き絆創膏（6,710セット）	市の窓口に留まらず、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。	市の窓口をはじめ、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知したが、より相談窓口を利用しやすくなるよう、必要に応じ、啓発物の内容の見直し等も行っていく。
方向性1	3				健康福祉局	健康政策課	相談窓口の周知・啓発	(仮)せんだい健康づくり推進会議を通じて、市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットを広く配布し、働き盛り世代に向けた周知・啓発を行います	会議は開催できなかったが、希望のあった一部の会議構成団体に対しリーフレットを配布、団体の各種イベント等を通じ市民に配布。 ・誰かに話してみませんか？リーフレット（1,100枚）	各構成団体の窓口や、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。	市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」を設置し、心の健康づくりに関するリーフレットの配布等による、相談窓口の周知を行うことができたので、今後、周知範囲の拡大を目指していく。
方向性1	3				健康福祉局	健康政策課	相談窓口の周知・啓発	市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットを活用し、働き盛り世代に向けた周知・啓発を行っています。こころの健康チェックウェブサイトにより、市内の相談窓口を周知します	仙台市HPへの、こころの健康チェックウェブサイト「こころの体温計」の掲載を開始し、市内の相談窓口を周知した。 ※ 年度末（H31.3月）導入開始のため、30年度分（H31年3月分のみ）のアクセス件数は不明。	市民が窓口等に向くことなく、PCやスマホの操作だけで手軽に相談先情報を得ていただくことができた。	「こころの体温計」導入後、リーフレットによるウェブサイトの周知を行い、アクセス数も増加してきたので、必要に応じ、ウェブサイトのメニューの見直しや相談先情報の追加等も検討していく。 (H31.4～R2.1月アクセス数：20,415件)
方向性1	3				青葉区	家庭健康課	心の健康に関する相談窓口の紹介	悩みや不安があるときに相談できる期間を掲載したリーフレットを窓口を設置します。健康教育や地域団体訪問時に啓発用ティッシュを配布。	心の健康づくり関連のリーフ（相談先一覧の案内）などを増進係窓口を設置。健康教育や地域団体訪問時に啓発用ティッシュを配布。	引き続き、啓発を行い、幅広い世代へ周知を図っていく。	こころの健康づくりに関するリーフレットを窓口へ設置している。自主活動である被災者交流会や、企業や地区より依頼のあった健康教育、親子向けの地域のイベントなどに出向く際に、睡眠やストレスなどに関する啓発カードをポケットティッシュへ入れて配布。今後も継続し、幅広い世代へ普及啓発していく。
方向性1	3				青葉区	障害高齢課	各種リーフレット、ポスターの設置	所内に各種支援情報に関するリーフレット、ポスターを設置し支援情報を周知します。	リーフレット、ポスターを設置し周知をはかった。	例年通り啓発することができた。	リーフレットの常設はスペースの問題でできないが、相談者の状況に合わせた、丁寧な情報提供を行っていく。
方向性1	3				宮城総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	こころの健康相談について市政だよりに記事を掲載し、管内住民に周知する。	毎月の青葉区版市政だよりにおいて、事業案内を掲載した。	当該事業のみならず相談先の周知の意味合いもある。	毎月の市政だよりにおいて、事業案内を掲載するほか、各種関係機関向けの会議等においても周知する。
方向性1	3				宮城総合支所	保健福祉課	心の健康に関する相談窓口の紹介	区役所内の健康づくり情報コーナー等において、悩みや不安があるときに相談できる機関を掲載したリーフレットを設置します。	保健福祉課前の情報コーナーにおいて、相談できる機関の一覧や精神保健福祉に関するパンフレット等を設置している。	引き続き、随時更新しながら設置継続できるとよい。	保健福祉課前の情報コーナーにおいて、相談できる機関の一覧や精神保健福祉に関するパンフレット等を設置する。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	3				宮城野区	家庭健康課	心の健康に関する相談窓口の紹介	区役所内の健康づくり情報コーナー等において、悩みや不安があるときに相談できる機関を掲載したリーフレットを設置します。	障害高齢課と連携し、9月（自殺予防週間）と3月（自殺対策強化月間）に合わせ、情報コーナーにポスター掲示やリーフレット配布を実施。	引き続き、9月（自殺予防週間）と3月（自殺対策強化月間）に合わせ、情報コーナーや他事業とも連携しながら、幅広い対象へ周知を図っていく。	健康づくり情報コーナーを充実させたり、他事業の場面も活用しながら心の健康づくりについて普及啓発を図ることができたため、次年度以降も継続して様々な場面で捉えて普及啓発を行っていきたい。
方向性1	3				宮城野区	家庭健康課	「睡眠」を切り口とした働き盛り世代に対する啓発	仙台市国保特定健診受診者（40.50歳代）のうち「睡眠で十分に休養がとれていない」と回答した方に対し、睡眠に関するリーフレット・健康相談等の案内を送付します。	該当者257人に対し、睡眠に関するリーフレットを送付	今後も継続して実施し、健診結果をもとに変化を評価する。また、同様の手法で多量飲酒者へのアプローチについても検討。	対象者から健康相談が入るなど一定の効果を示している。今後も同様の手法でアプローチを継続していく。
方向性1	3				宮城野区	障害高齢課	心の健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を窓口等で配布します。	適宜実施	例年通り実施することができた。	例年通り実施予定
方向性1	3				宮城野区	障害高齢課	各種リーフレット、ポスターの設置	所内に各種支援情報に関するリーフレット、ポスターを設置し支援情報を周知します。	適宜実施	例年通り実施することができた。	例年通り実施予定
方向性1	3				若林区	家庭健康課	健康情報コーナー	区役所1階の健康情報コーナーに心の健康に関するリーフレットを設置	3月に心の健康をテーマにリーフレットを設置	3月のパネル展と併せて実施できた。	一般市民への啓発の機会として、3月の強化月間に合わせて実施する予定。
方向性1	3				若林区	障害高齢課	心の健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を窓口等で配布します。	心の相談などの相談機会を市政だよりに毎月掲載した。また、関係機関からのパンフレットなどを窓口を設置し、配布。	パンフレットやリーフレットなど、窓口を設置だけでなく、相談に来た方に適宜お渡しできるように相談員や保健師に周知できるとよい。	パンフレットやリーフレットは、窓口配置する前に回覧し、所内で周知をはかった。次年度以降も、継続して心の相談の周知に取り組む。
方向性1	3				太白区	家庭健康課	心の健康に関連する相談窓口の周知	心の健康に関する情報や各種相談窓口の情報を掲載したパンフレットを配布します。	ララガーデンや区役所でのパネル展で啓発資料を設置し、567部配布した。	商業施設での配布により、幅広い年齢層の人に啓発できた。	商業施設や区役所でのパネル展で啓発資料を設置し啓発を継続する。
方向性1	3				太白区	障害高齢課	心の健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を窓口で配布。	心の相談のちらしを窓口を設置	障害福祉サービス申請時等に周知ができる	継続して実施する。
方向性1	3				秋保総合支所	保健福祉課	各種リーフレットの設置	所内に各種支援情報に関するリーフレットを設置し支援情報を周知します。	年間を通し各種リーフレットの設置	手に取りやすく配置。窓口待ち時間を活用できた。	様々な用向きで来所した折にも情報が入るように今後も年間を通しリーフレットの設置を継続する。
方向性1	3				泉区	家庭健康課	心の健康に関する相談窓口の案内	区役所内の健康づくり情報コーナー等において、悩みや不安があるときに相談できる機関を掲載したリーフレットを設置しています。	年間を通じて区役所内での健康づくり情報コーナー等において相談できる機関を掲載したリーフレット20部配布した。また介護予防運動サポーター養成研修（5回目）で対象者31人にゲートキーパーや相談窓口について啓発した。	様々な場で相談機関を周知し、悩みや不安があるときに相談できる機関を周知し、本人や身近な人が気づき、病気の早期発見・治療につなぐための啓発ができた。今後も継続して実施する。	区役所内の健康づくり情報コーナーに、相談機関一覧が掲載されているリーフレットを設置する。また、健康増進係で随時行っている健康相談の中で、メンタルヘルスに関する相談があれば、必要に応じて相談先を紹介する。
方向性1	3				泉区	障害高齢課	各種リーフレット、ポスターの設置	所内に各種支援情報に関するリーフレット、ポスターを設置し支援情報を周知する。	年間を通じ来庁者の見える位置場所にチラシやリーフレットを設置し、支援情報を周知した。	多くの来庁者に対して啓発を図ることができた。	年間を通じて周知をしていることにより、多くの市民の方々に普及啓発を図ることができている。今後も継続実施予定。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性1	3				泉区	障害高齢課	こころの健康づくりの記事を市政だよりに掲載	こころの健康相談について市政だよりの記事を掲載し、区民に周知する。	市政だよりにより毎月掲載し、区民に周知した。また、新たに市民向けのチラシも作成したため、それをもって区民や関係機関に周知した。	市政だよりによる周知と、必要と思われる方への個別アプローチにより、十分な周知ができたと考えられる。	引き続き、市政だより、泉区版ホームページへの掲載やチラシを作成することで、区民に対し広く周知を図る。
方向性1	3				泉区	障害高齢課	対人援助職に対するリーフレット入りティッシュの配布	高ストレスと言われる対人援助職に従事する各所職員に対して自死啓発のリーフレット入りティッシュを配布。	区職員、包括職員、障害者支援事業所等に配布。	30年度は市民に対する啓発を強化したため、前年度よりは対人援助従事者に対する啓発グッズ配布数は少なかった。	今後も市民に対する啓発を強化していく予定。対人援助職に対しては、関係者が集う会議等でグッズを用いた啓発を実施していく予定。
方向性1	4	精神障害者家族教室（精神障害・精神疾患に関する理解促進）の実施	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象とした、心理教育の手法を用いた精神障害・精神疾患に対する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者家族教室（精神障害・精神疾患に関する理解促進）	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象に、心理教育の手法を用いた精神障害・精神疾患に対する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知	各区において年間を通じ実施	各区において家族の方の適切な理解を促すことができた一方、新規の参加をいかに促していくかが課題と言える。	各区において引き続き実施していく。
方向性1	4				青葉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害を抱える家族を対象に、精神障害に関する正しい知識や社会資源の情報提供等を行うとともに、家族間の交流をはかります。	年8回実施。参加者（延99人（実参34人））。	参加者の興味関心の高いテーマを把握し、実施することができたため、前年度よりも参加者数が増加した。	市政だよりで周知を図り、精神障害を抱えるご家族に関心の高いテーマなどを工夫して、継続して実施する。
方向性1	4				宮城総合支所	保健福祉課	精神障害者家族教室	精神障害を抱える家族を対象とした教室を開催し、正しい知識や社会資源の情報提供等を行うとともに、家族間の交流の場を設けます。（年6回：7月～12月）	年6回。延べ参加者：40名	新規参加者が数名いたが、長年参加している家族からのサポート型なかわりもあり、障害やかかわり方の理解促進につながった。	各回において講師を招き、正しい知識や社会資源等の情報を提供するとともに、継続的な家族同士の交流の機会となるようにする。なお、講師については当事者を経験専門家として積極的に取り入れて、実際に福祉サービスを活用している当事者や当事者家族に講師に来てもらい、経験を共有する場を設けていく。
方向性1	4				宮城野区	障害高齢課	精神保健家族教室	心の病気を持つ方の家族を対象とし、病気や福祉制度についての勉強や家族間の交流を行う集いの場です。	年12回実施。	新規参加者を定着するため工夫を行っていく。	今年度は参加者のニーズに応じてテーマ設定し、障害福祉サービスや精神障害について理解を深めてきた。来年度も引き続き、精神疾患に関する理解を深められる機会を作っていく。
方向性1	4				若林区	障害高齢課	精神障害者家族交流会	精神疾患に関する正しい知識の普及を図ります。	年10回(4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月)開催し、延べ49人が参加。	参加者が固定化しており、新規の参加者が増えない状況。積極的な周知を行い、一定の参加者を集めていく必要あり。	新規で2名の家族が参加。長年参加している家族が話をする等して、家族同士の交流の場となっていた。次年度も関係機関への周知や、個別相談時に家族へ相談するなど周知を行っていく。
方向性1	4				太白区	障害高齢課	精神保健家族教室（①おしゃべりサロン・②家族勉強会）	精神障害者の家族を支援するために、居場所としての“サロン”と、知識・情報提供の場としての“勉強会”をそれぞれ行っている。	11回実施。25名、延べ89名が参加	講師を招いた勉強会の回には参加人数が多い。サロンは少人数でゆっくり話し合いができた。	サロンの日は人数は少ないが、同じ家族の立場でゆっくりと話し共感している方が参加しているため継続して実施する。
方向性1	4				泉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害者の家族を対象に家族教室を実施。精神科医の講演や、家族同士の対話を通して精神疾患に関する理解を深める。	年8回実施。実数38名、延べ数91名。	前年度より参加者は少なかった。参加者の声より、制度やサービスについて正しい情報を知りたいというニーズが高い。また、男性参加者のみで語る場のニーズはあるが、本事業では女性参加者が圧倒的に多いため、参加が遠のいている男性もいるようである。	引き続き精神障害者の家族を対象に実施。精神科医や福祉サービス事業所等による講演や家族同士の対話を通して精神疾患に関する理解を深めるとともに今後の当事者とのかわり方や生活について考えてもらう場とする。
方向性1	5	東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施	東日本大震災に伴う心身の健康問題や生活再建に関する相談機関の周知、心身のストレスのケアに関する対応についての啓発活動の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施	東日本大震災に伴う生活再建や心身の健康問題に関する相談機関、心身のストレスのケアに関する対応についての啓発活動の実施	各種相談会などの周知については部内や各区に案内チラシ等の設置を年間を通して行った。	各区において適切に啓発活動を行い広く市民の方に周知することができた。	各種のハンドブックやリーフレットを区保健福祉センター等へ設置し、引き続きの啓発活動を進める。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	5				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施	東日本大震災に伴う生活再建や心身の健康問題に関する相談機関、心身のストレスのケアに関する対応についての啓発活動の実施	震災に関連する相談機関や震災後の心のケアに関する情報を載せたパンフレット類を相談窓口等で配布している。	相談窓口一覧に震災に関する相談機関を入れていることで、より多くの人に情報を周知できました。引き続き継続する必要がある。	令和元年8月「せんだい防災のひろば」に出展し、震災後の心のケアについて普及啓発活動を行った。震災に関する相談機関が入っている相談窓口一覧や、震災後の心のケアに関する情報をホームページに掲載したり、相談窓口等で配布を継続していく。
方向性1	5				青葉区	家庭健康課	相談機関の周知	相談機関のリーフレットを窓口に設置。	相談機関のリーフレットを窓口に設置。	引き続き、必要な方が情報を入手できるよう、常時設置していく。	相談機関のリーフレットを窓口に設置しており、こころの健康づくり講演会の際に会場へも設置したところ、持ち帰る方がいた。今後も窓口や機会をとらえて設置していき、市民が情報を得られるようにしていく。
方向性1	5				青葉区	障害高齢課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	22回実施。相談件数(延)47件。	例年通り啓発することができた。	こころの健康相談は引き続き、市政だより等で広く周知し、また個別相談から心の相談の活用も図っていく。
方向性1	5				宮城総合支所	保健福祉課	ほっこりほこほこ通信	東日本大震災における被災者を対象に、健康に関する情報を掲載したお便りを送付します。（年3回：5月、8月、12月）	年3回（5、8、12月）発行。延494世帯に送付。	内容に対しての反応は乏しいが、ほっこり健康教室の新規参加者もあり、健康教室の案内ツールとしては有効。	ほっこり健康教室が今年度で事業終了となるため、ほこほこ通信も今年度で終了。
方向性1	5				宮城野区	家庭健康課	被災地域におけるこころの健康に関するリーフレット配布	震災ストレスと心のケアに関する普及啓発および相談先の周知を図るため、津波被害の大きかった浸水地域の世帯に対し、9月と3月にリーフレットを全戸配布します。	浸水地域の世帯に対し、9月は睡眠についてのリーフレット280部・3月はアルコールと相談窓口の案内についてのリーフレットを290部配布。	浸水地域へのリーフレット全戸配布は継続して実施していく。県調査の結果や町内会長等地域からの聞き取りを行いながら、配布リーフレットの内容を選定していく必要がある。	浸水地域へのリーフレット全戸配布は今後も継続して実施予定。町内会長へのヒアリングを行い、事業の効果や反応を探り、今後のリーフレット選定に活用していく。
方向性1	5				宮城野区	障害高齢課	心理講話 (被災者の心のケア支援事業)	地域包括支援センターの依頼の元、高齢者の多い被災地において心の健康づくりをテーマに心理講話を実施します。	年2回実施（9月と12月）	例年通り実施することができた。	包括からの依頼に応じて検討
方向性1	5				若林区	家庭健康課	被災者支援における相談機関の周知	浸水地域、防災集団移転団地への戸別訪問を実施し、健康支援と併せて相談機関一覧を配布し、周知を図ります。	防災集団移転地4ブロック（六郷・七郷浸水調査実施地域以外）を全戸訪問（275世帯）を行い、アンケートによる聞き取りと地域への結果のフィードバックを行った。	地域の課題や特性・住民の地域満足度や介入必要ケースの拾い上げ等ができた。	調査実施した結果をまとめ、各町内会長へ結果の報告と地域の課題や方向性について共有した。今後は今回の傾向や結果を生かしながら地域保健活動として取り組んでいけるよう実施していきたい。
方向性1	5				若林区	家庭健康課	被災者へのヘルスアップ通信の配布	年間6回発行し復興公営住宅や関係機関に配布。生活習慣病や健康づくりに関する啓発と併せて、相談窓口の周知を図ります。	年間6回発行。2月号で自殺対策強化月間とゲートキーパーについて掲載し啓発。	例年並みに実施。	今後も、同様の頻度で実施していく予定。内容については、被災者に限ったものではないため、地域健康教育等、一般区民への啓発にも活用していく。
方向性1	5				若林区	障害高齢課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	個別支援の中で必要時こころの相談などの相談窓口を周知する。	個別支援の中で心の相談や医療への受診勧奨を行った。	個々に応じた案内を行うことで、事業の内容の理解を得ることができた。	総合相談の中で、こころの相談を積極的に勧めることができた。結果、電話や窓口の相談だけでなく、医師に繋ぐことができています。
方向性1	5				太白区	家庭健康課	被災地域におけるこころの健康に関するリーフレット配布	復興公営住宅に暮らす高齢者等に対して、健康支援と併せて相談機関一覧を配布し、周知を図ります。	復興公営住宅在住の高齢者等に相談機関一覧を536部配布した。	居住者の高齢化により、生活上の問題も変化してきており、多くの世帯に周知できた。	復興公営住宅在住の高齢者等に相談機関一覧を配布する。
方向性1	5				太白区	障害高齢課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	災害復興住宅等の個別訪問の際に周知、情報提供した。	個別訪問で気になる人に周知できた	災害復興住宅等の個別訪問の際に周知、情報提供する。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	5				泉区	家庭健康課	被災者健康支援事業	年間6回、震災を理由に泉区内の民間賃貸住宅等のみなし仮設等に居住している方を対象に、健康づくりに関する情報や相談窓口の周知を図っています。	健康づくりに関する情報や相談窓口について、年6回（偶数月）、計180部の資料を配布した。	対象者数が減少したことにより、配布数も減少した。今後は復興公営住宅（市営住宅）での訪問支援の際にも啓発物を活用し、より多くの方へ情報を周知していく。	令和元年度も昨年と同様に啓発資料を配布した。大量飲酒は自殺のリスク高めると言われていることから、2月には適切な飲酒量について啓発した。今後もより対象者に合った情報を発信できるよう啓発内容や時期について検討し、実施する。
方向性1	5				秋保総合支所	保健福祉課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	対象となる案件がなかったため実施なし。	対象案件には適切に対応していく	対象案件なし。対象案件がいた場合は適切に対応していく。
方向性1	5				泉区	障害高齢課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	年間を通じ実施。必要に応じて、個別支援ケースに対しても、こころの健康相談などの窓口を情報提供した。	例年通り、多くの人に対して相談窓口や心身面のストレスケアに関する情報提供をすることができた。	引き続き、こころの健康相談や各種相談窓口を案内することにより、どこにも相談できていない本人や家族が相談機関にアクセスできるようにしていく。
方向性1	6	高齢者の心の健康に関する啓発活動の実施	介護予防運動サポーター養成講座を活用した、高齢者の心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	高齢者の心の健康に関する啓発活動の実施	介護予防運動サポーター養成講座を活用した、高齢者の心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知	5区1総合支所で講座実施。講座内の1コマを利用して啓発。	地域の高齢者の通いの場を支えるサポーターに高齢者の心の健康について伝えることは重要であり、今後も継続していく。	引き続き講座内で、心の健康についての啓発を実施していく。
方向性1	6				青葉区	家庭健康課	介護予防運動サポーター養成講座・スキルアップ研修	介護予防運動サポーターの講座を活用し、高齢者のこころの健康に関する啓発を行う。	(No51に同じ) 介護予防サポータースキルアップ研修2回実施。延べ233人参加。アンガーマネジメントのミニ講話実施。	地域で高齢者の介護予防推進に尽力されている多くのサポーターに心の健康づくりについて啓発することができた。	障害高齢課に事業移管
方向性1	6				宮城総合支所	保健福祉課	介護予防自主グループ育成支援事業	地域の高齢者の介護予防を目的として、介護予防自主グループを育成・支援しています。介護予防自主グループは、介護予防にとどまらず、社会参加の場や見守り合う体制など広く「地域づくり」として大きな役割をはたしています。	・サポーター養成研修の実施（修了者6名）。 ・サポータースキルアップ研修の実施（全3回、延66名）。 ・青葉区合同でのサポーターまつり（管内12名）。	スキルアップ研修では、地域における介護予防について考えてもらえるようグループワークを実施したが、視野を広げることが難しい参加者もいた。研修に不参加のグループが一定数いることから、研修に対するニーズ把握が課題。	運動にとどまらない介護予防についての正しい知識を提供し、より効果的な活動を行えるよう研修を企画する。また、地域の通いの場としてグループが機能し続けるよう支援していく。
方向性1	6				宮城野区	家庭健康課	介護予防運動サポーター養成講座・スキルアップ研修	地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターの養成講座（6月）やスキルアップ講座（9月）の場を活用し、高齢者の心の健康に関する啓発や相談窓口について周知します。	6月の介護予防運動サポーター養成講座で高齢者の心の健康について啓発（33人参加）。	これまで研修では、運動についての内容が主であったが、地域の健康づくりの一役を担ってもらえるよう、フレイル予防と関連させ、高齢者のこころの健康づくりについても啓発していく必要がある。	令和元年度より障害高齢課へ事業移管 例年通り実施予定
方向性1	6				若林区	家庭健康課	介護予防運動サポーター養成講座・スキルアップ研修	介護予防運動サポーター養成講座において、高齢者の心の健康に関する啓発を行っています。	5～6月にかけて高齢者の心身の特徴についての講話を行った。対象者実35名	自分自身だけではなく周囲への関心や声かけ等ゲートキーパー的な要素も含めた啓発が実施できたが、踏み込んだ内容についてはできなかった。	H31年度は障害高齢課にて実施。講話の中に高齢者の心の健康についても触れ、心身ともにフレイル予防と絡めて次年度以降の啓発していく方向性
方向性1	6				太白区	家庭健康課	介護予防運動サポーター養成講座・スキルアップ研修	地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターの養成講座やスキルアップ講座の場を活用し、高齢者の心の健康に関する啓発を行っています。	サポーター養成講座：5回 35名参加。スキルアップ講座：計7回 延362名参加。	活動のバリエーションを広げ、参加者同士の交流もできた。ベテランにとっては自己効力感のアップにつながった。	令和元年度から当事業は障害高齢課へ移管済み
方向性1	6				泉区	家庭健康課	介護予防運動サポーター養成講座・スキルアップ研修	地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターの養成講座やスキルアップ講座の場を活用し、高齢者の心の健康に関する啓発や相談窓口について周知します。	・サポーター養成研修2クール実施（1クール5～7回）、実35人、延175人、サポーター34人養成 ・スキルアップ研修5回実施。実156人、延218人	地域包括支援センターと連携し新たに4か所自主グループを立ち上げた。サポーターが参加しやすい日程や会場の確保が課題。	事務移管済のため 障害高齢課にて回答
方向性1	6				秋保総合支所	保健福祉課	介護予防運動サポータースキルアップ研修	地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターのスキルアップ講座の場を活用し、高齢者の心の健康に関する啓発や相談窓口について周知を行っています。	スキルアップ講座参加者延27名に周知	地域の支え手に情報の周知ができた。	今年度のスキルアップ講座では取り上げず、サポーターには地域支援者としてこころの健康づくり講演会参加を促した。今後もスキルアップ講座の場を意図的に活用していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	7	認知症に関する理解促進活動の実施	講演会等による、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症に関する理解促進活動の実施	講演会などによる、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	認知症ケアパス（全市版・個人版）を作成し包括支援センターや病院、薬局等へ配布。	認知症の正しい理解を普及するとともに、認知症と診断された本人やその家族の不安を和らげ、必要な相談機関につながるようさらなる周知を図る。	より必要な方に届けられるよう、配布先などを継続して検討していく。
方向性1	7				青葉区	障害高齢課	認知症公開講座	専門的立場の方を講師に迎え理解を深める	年2回実施。第1回目8月グループホーム管理者より「認知症の人との関わりについて」講話。36名参加。第2回目11月Drより「認知症について」講話。43名参加。	認知症について広く周知する機会となり、2回とも認知症についての知識を学べた等、満足度も高かった。次年度も継続して開催予定。	実施予定なし。
方向性1	7				宮城野区	障害高齢課	認知症高齢者家族ほっと一息相談会	家族交流会や講演会などによる、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	年8回実施。内2回は講話	ピアカウンセリングの機能が果たしている。参加者のニーズを事業に活かしている。	ピアカウンセリング機能の強化。認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を行う。認知症当事者視点の支援についても取り入れていく。
方向性1	7				若林区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、認知症サポート医による講話および相談会を開催します。	年1回実施（10月）開催し、16名が参加。	区役所外での開催だったため、区役所まで来ることが難しい地域の住民が参加、認知症に対する適切な知識を提供できた。	次年度は実施予定なし。しかし、認知症に対する適切な知識提供のため、必要時認知症サポート医による協力を得る。
方向性1	7				太白区	障害高齢課	区民協働街づくり事業 認知症と暮らす地域づくり事業	認知症をテーマに地域での支え愛の大切さを理解することを目的に、平成26年度から開催。地域に包括支援センターと共催で事業を開催し、医師の講話や寸劇、相談機関の周知等を行っている。	①長町、②郡山、③富沢地区で実施。全部で356人の地域住民が参加した。	3年前の事業実施では、地域の役員を中心とした参加だったが、今回はより広く児童が参加する取り組みなど、対象を広げ実施した。	認知症について広く周知する内容から、今後は、認知症の人の立場に立ち、「自分だったらどんな関わりをして欲しいのか」といったより本人の視点を重視した内容を入れていく。
方向性1	7				泉区	障害高齢課	認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターを対象にした研修の実施。認知症に関する適切な理解の促進や、サポーターが地域資源とつながり活動していくことを推進する。	ボランティア体験を含む全5回コースの講座を区内2地区で実施。参加者数は各エリアで20名弱程。	両地区ともに貴重な人材を発掘、育成することができた。支え合いに関心のある住民が活動に結びつくように他地区での開催も継続する必要あり。参加者の次年度のフォローについては包括と共に検討していく。	今年度は開催から2年目となるが、講座の内容は毎回好評である。講座受講者がボランティアとなり、この講座開催を機に、地域の新たな集いの場が開発され、地域支援の一助ともなっている。次年度も同様に、区内2包括圏域で開催予定。
方向性1	8	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業（閉じこもり予防に関する啓発）の実施	復興公営住宅の入居者等を対象とした、運動教室を通じた新たな交流の場の提供、生活不活発病や閉じこもりの予防支援の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業	復興公営住宅の入居者等を対象に、運動教室を通じて新たな交流の場を提供するとともに、身体能力の維持改善を図り、生活不活発病や閉じこもりを予防します。	実施箇所数 4区7か所 運動教室実施回数 47回 参加者数 延781名	平成29年度と比較し、教室開催数に増減はないが、参加者数が大幅に増加している。運動教室の実施を通してコミュニティの形成と、活性化を図ることが出来ている。	運動教室の場が参加者同士の見守りの機会となっているため、今後も必要に応じたコミュニティの形成と、活動継続支援を行っていく。
方向性1	8				青葉区	家庭健康課	シニア世代の健康づくり講座	復興公営住宅等住民に対し、閉じこもり予防・介護予防を目的に健康や運動を切り口とした支援を提供します。	健康教育を1回実施（14人参加）。シニア世代の健康づくり講座1コース（8回）実施。他区内に7か所ある復興住宅のサロン、運動自主グループなどに出向き状況把握、支援者支援を行った。	シニア世代の健康づくり講座では自主活動が開始でき、被災者はじめ住宅住民の通いの場ができた。	障害高齢課に事業移管
方向性1	8				宮城野区	家庭健康課	被災者健康教育	復興公営住宅等に暮らしている住民に対し、閉じこもり予防・生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に健康や運動を切り口とした支援を提供します。	復興公営住宅4か所・浸水地域2か所・防災集団移転地区1か所で運動教室を開催。区参加時の参加延人数は482人。内3か所は、運動教室終了後も自主的な活動を継続している。	自主的な活動につながった運動教室もあったが、既存町内会に比べ、コミュニティが希薄化していたり、住民の高齢化等あり、世話役が少ない状況にある。他の運動グループの世話役や地域事業所から協力を得る等、継続して運動教室を開催できる方法を検討していく必要がある。	今後も引き続き各運動教室に参加しながら、安定した教室運営につながるよう支援を継続していく。住民の高齢化や資金面等により、運営が困難になっている教室も散見されるため、地域が相談しやすい関係を継続させながら、様々な手法での支援を検討していきたい。
方向性1	8				若林区	家庭健康課	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業	復興公営住宅や防災集団移転団地で暮らす住民に対し、閉じこもり予防、生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に、健康、運動を切り口とした支援を提供します。	中倉市営住宅にて6回 延べ98人	特に復興公営住宅の高齢化率が高く、キーパーソンの発掘・育成が課題。また、支援が長くなることで支援者への依存も強くなり自主化が難しい所もある。	キーパーソン不在のサロンについては、外部民間事業とチームを結成し、社会資源として継続できる新たな形を模索していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	8				太白区	家庭健康課	被災者向けコミュニティ形成事業	復興公営住宅等に暮らしている住民に対し、閉じこもり予防・生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に閉じこもり予防、孤立防止等のために運動や健康づくりを切り口とした健康教室を自実施します。	あすと長町、茂庭第2復興公営住宅で実施。19回、322人参加。	運動を取り入れた教室を実施し、閉じこもり予防、孤立防止及びコミュニティの形成支援を実施することができた。	運動を取り入れた健康教室等閉じこもり予防、孤立防止のためのコミュニティ形成支援を行っている。
					泉区	家庭健康課	復興公営住宅交流支援事業	運動と交流を目的に活動しているグループが、主体的に継続して活動できるよう支援しています。孤立しがちな男性被災者の交流会を実施しています。	男性入居者交流事業として泉中央南市営住宅に入居している男性を対象に、男の手習い教室（そば打ち教室を9月に2回開催し実6名 延8人が参加。料理教室を2月に1回開催し実5名が参加）を開催した。	泉中央南・上谷刈地区連絡会を通じて集まった関係機関や町内会と連携・協働し実施した。周知にはチラシを使用し、そのチラシを活用して継続支援の方だけでなく、普段お会いできない方に訪問し、生活や健康面の情報を収集することができた。この事業は、今後も各機関と連携し、企画を検討していく。	男の手習い教室は昨年開始し、新規参加者が昨年度よりも増加し男性が参加しやすい内容を実施できたと考えられる。今後も町内会や各機関と連携しながらより男性が参加しやすい企画内容を検討し、男性の孤立化予防と参加者の交流の場となるよう支援していく。
方向性1	9	地区健康教育（健康問題・健康保持に関する理解促進）の実施	地域住民・団体、企業等を対象とした、自死の要因となり得る健康問題や心身の健康保持に関する適切な理解の促進	健康福祉局 各区	健康福祉局	健康政策課	各種健康教育	地域や地区組織、関係団体、職域等と連携をとりながら、健康づくり及び生活習慣病等の疾病予防を目的として実施しています	161回、延べ3360人。	心身の健康の保持増進について啓発することができた。	地域や地区組織、関係団体、職域等と連携を図りながら、各種健康教育を通じて健康づくりや疾病予防について広く啓発していく。
方向性1	9				青葉区	家庭健康課	うつ病等の啓発	地域の住民や支援者に対して、うつ病等の健康教育を実施しています。	No55と同じ。1回開催、12人参加。	参加者に睡眠とこころの健康についての理解を促すことができた。	今年度はこころの健康づくりとアルコールの摂取について、睡眠について、の健康教育を実施。次年度も対象者に応じた内容を実施する。
方向性1	9				宮城総合支所	保健福祉課	地区健康教育	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行います。	町内会等からの依頼に基づき、栄養、歯と口の健康、生活習慣病予防等の健康教育を実施（7件）	地区担当保健師が健康教育に同行し、地域の方との顔の見える関係づくりを強化した。	引き続き地区担当保健師が他職種が行う健康教育に同行しながら地区のキーパーソン等とつながりを持ち、地区の課題等を共有していく。
方向性1	9				宮城野区	家庭健康課	健康生活講座	自分に合った健康づくりを実践する市民が増えることを目的として健康生活講座を年6回程度開催します。栄養・運動・休養等生活習慣病の予防や心の健康づくりに関する内容の講座を実施します。	年5回開催し、延95名が参加。栄養・運動・歯科についての内容を取り上げた。	これまで栄養・運動・歯科等の生活習慣病予防を中心に取り上げてきたが、こころの健康づくりについても取り上げ、普及啓発を図っていく。	こころの健康づくりについて取り上げることができたり、特定健診の結果を活用し開催案内をDMで送ったり等したことによりこれまでよりも幅広い世代の市民に参加していただくことができた。今後も継続して心身の健康について、幅広い世代の市民に普及啓発を図っていきたい。
方向性1	9				宮城野区	家庭健康課	働き盛り世代に対する健康情報の発信	区内の理美容、タクシー事業所等（約80か所）に対し、毎月、健康情報（リーフレット）を送付します。9月、3月に心の健康や自死予防に関する情報提供を行います。	区内理美容店・タクシー事業所等計75か所に送付。5月に睡眠について・2月にこころの健康についてのリーフレットを送付。	事業所1か所から相談あり、新規送付先が1か所追加となった。今後も引き続き、啓発に力を入れ、送付先を増やしていく。また、保健福祉センター内の他課にも協力を依頼し、他課の情報についても一緒に発信していく。	事業所へアンケートを実施し、送付したリーフレットの中でどのような反響があったのか等を調査し、次年度の発送内容に活用していく。今後も引き続き心身の健康づくりに関する情報や、相談窓口のチラシを送付し、普及啓発を図っていく。
方向性1	9				宮城野区	家庭健康課	地区健康まつりにおける健康づくり啓発	10月に区内2か所の健康まつりにおいて、主にストレス、睡眠、アルコール関連問題に関するパネル展示・リーフレット等の配付を実施し、心の健康に関する普及啓発を図ります。	10月に岩切市民センターまつり・高砂市民センターまつりでストレス・睡眠・アルコール関連問題に関するパネル展示・リーフレットを配布。岩切市民センターまつりでは190名、高砂市民センターまつりでは200名の来場者があった。	引き続き、健康まつりを通してこころの健康づくりについての普及啓発を図っていく。また、幅広い世代へ普及啓発行えるよう、まつり事務局とレイアウトについて検討を行っていく。	区内3か所のまつりで健康課題に関する啓発を実施。より多くの区民の方に健康に関する情報に興味を持ってもらえるよう、簡単なクイズ等を通して啓発を引き続き実施していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性1	9				若林区	家庭健康課	市民まつりにおける啓発	区民まつりと同時に開催される「健康づくりフェスティバル」や地域の市民センターまつりにおいて、精神疾患や心の健康に関する知識の普及啓発を図ります。	健康づくりフェスティバル参加者延1601名。六郷保健センターまつり参加者延814名。七郷保健センター参加者延2135名。	健康づくりフェスティバルでは、こころの健康づくりコーナーをなくし、運動に特化した方向にシフトして実施したため、一般の健康づくりの普及啓発の中で心の健康づくりについても啓発していく。	今後も一般市民が多く来場するまつりなどの機会をとらえ、心の健康づくりに関する啓発を実施して参りたい。
方向性1	9				若林区	家庭健康課	健康づくり寸劇による啓発	地域において「アルコールと心の健康について」をテーマとした寸劇を区民協働で上演し、こころの健康に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	3月の自殺対策強化月間に合わせ、1回上演	例年通り、依頼に応じて実施できた。	依頼に応じて、上演していく。
方向性1	9				太白区	家庭健康課	心の健康講座の開催	メンタルヘルスの意識の向上や知識の普及を図るため、心の健康に関する講座を開催します。	2回延161名参加。	参加者は身体をリラックスさせることがこころのリラックスにつながることを理解できた。1回は衛生課と協働し理美容講習会で実施したことにより、ゲートキーパーの理解を深める機会となった。	メンタルヘルスの意識の向上や知識の普及を図るため、心の健康に関する講座を開催する。
方向性1	9				秋保総合支所	保健福祉課	市民向け講座による啓発	市民向けにこころの健康に関する講演を実施する。	年1回実施(1月)。23名参加した。	ストレス対処の基本が周知できた。	令和2年1月実施。地域支援に携わる方を対象にゲートキーパー研修の内容で実施。年1回の実施を継続していく。
方向性1	9				泉区	家庭健康課	地域健康教育	地域住民や地域の活動団体に対し、心の健康づくりに関する講座を実施しています。	10月に泉警察署の職員63人にストレス解消に関する講話を健康増進センターと共に実施した。	今年度は心の健康づくりに関する講座は1度のみであった。令和元年度は、地域からの依頼のほか、他事業において啓発し、あらゆる方への心の健康づくりに関する情報を啓発する。	R元年度は睡眠に関する講演会を実施し区民の反応がよかった。今後も心の健康づくりに関する講話等にて区民に啓発していく。
方向性1	10	喫煙や薬物乱用に関する啓発活動	市立小中学校を対象とした、喫煙や薬物による健康への影響に関する適切な理解の促進	健康福祉局各局	健康福祉局	健康政策課	喫煙や薬物乱用に関する啓発活動	市立小中学校を対象とした、喫煙や薬物による健康への影響に関する適切な理解の促進	21校・1,618人 ※ 学校における健康教育として実施している講話・研修として把握した数。	思春期の男女及びその保護者に対し、新進の健康やその発達について、正しい知識の普及・啓発を行うことができた。	思春期の男女及びその保護者に対し、喫煙や薬物による健康への影響について、より適切な理解が得られるよう、引き続き、講話等による啓発を行ってゆく。
方向性1	10				青葉区	家庭健康課	喫煙(薬物乱用)防止教育	喫煙や薬物の健康影響について正しい知識の普及啓発を行い、希望のあった小中学校で喫煙防止教育を行っています。	実施0件。	健康教育について周知していく必要がある。	今年度の実施件数は0件だったが、健康教育について引き続き周知していく。
方向性1	10				宮城総合支所	保健福祉課	喫煙防止教育	学校からの依頼に基づき、喫煙と健康の関連等について普及啓発を行います。	実施なし	学校からの依頼に基づき実施していく。	依頼に基づいた健康教育の実施に加え、他分野（食生活、歯と口の健康づくり）等と連携しながら受動喫煙防止やたばこの健康影響について広く啓発する。
方向性1	10				宮城野区	家庭健康課	喫煙(薬物乱用)防止教育	喫煙や薬物の健康影響について正しい知識の普及啓発を行い、希望のあった小中学校で喫煙防止教育を行っています。	実施なし	学校保健委員会等、学校・児童館との関係づくりを行いながら、喫煙防止教育に対するニーズ把握を行っていく必要があると感じている。	学校・児童館等との関係づくりを行いながら、児童をとりまく健康課題や環境について情報共有を行った。保護者・町内会役員・PTA役員などの喫煙状況について課題視している地域もあった。次年度はそのような地域に対し、防煙教育を実施できるよう検討していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	10				若林区	家庭健康課	喫煙(薬物乱用)防止教育	喫煙や薬物の健康影響について正しい知識の普及啓発を行い、希望のあった小中学校で喫煙防止教育を行っています。	5校（小学校3、中学校2）合計509名に実施	学校からの依頼に合わせて実施し、喫煙についてだけでなく薬物乱用防止の内容も併せて実施することができた。	防煙教育や薬物乱用防止教育の中で、依存防止の根底にある自分を大切にすることの重要性を伝えながら、思春期の児童の健全育成を促進して参りたい。
方向性1	10				太白区	家庭健康課	喫煙(薬物乱用)防止教育・パネル展等による啓発	喫煙や薬物の健康影響について正しい知識の普及啓発を行い、希望のあった小中学校で喫煙防止教育を行っています。ララガーデンや区役所ロビーでのパネル展やリーフレットの配布。母子保健係と連携して乳幼児健診での啓発。児童館での防煙教育7か所。大学での防煙教育2回。大学文化祭でのブース設置による啓発。	ララガーデンでのパネル展を実施し、リーフレットを配布101枚した。また、区役所でもパネル展を実施し、リーフレット53枚配布するなどの、啓発を実施した。児童館での防煙教育7か所実施し340人参加。大学での防煙教育は2回実施し、延235人参加。小学校は3か所実施し227人参加。	大学の健康教育ではたばこの害を知り、吸ってみたいという関心が薄れたとの学生のアンケートの感想もあり、ライフサイクルの時期を絞った防煙教育も重要と感じました。今後も専門学校などに働きかけていきたい。	商業施設や区役所でのパネル展、リーフレットを配布し啓発する。また、児童館や大学での防煙教育を実施する。
方向性1	10				秋保総合支所	保健福祉課	薬物乱用防止の啓発活動	健康のつどいにて、薬物乱用防止リーフレット等の設置による薬の正しい知識の普及啓発を行っている。	健康づくりイベント、地区まつり等でリーフレット設置	幅広い住民への周知となっている。	例年どおりリーフレット等を設置。継続していく。
方向性1	10				泉区	家庭健康課	防煙教育	小学生を対象にたばこの害について、全児童館・センターにおいて3年間で一巡するよう計画し実施しています。	区内7児童館・児童センターで主に夏休み期間に実施。参加児童数実数366名。	児童の反応は良好でたばこの知識の習得及び吸わないという意識付けができた。加熱式たばこ等新型たばこの最新情報をも情報提供。地域や学校との連携が課題。	今年度同様、3年かけて泉区内の児童館・児童センターを一巡するよう防煙教室を計画し、実施する。R2年度は、アンケートやチラシの内容についても検討し、8施設で防煙教室を行う予定。
方向性1	11	自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発	自殺未遂により救急搬送された方の心情を踏まえた、相談機関・窓口の利用を促すリーフレットの作成及び配布	健康福祉局 市立病院	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	自殺未遂者等ハイリスク者向け普及啓発リーフレット	自殺未遂をした人等に対して、相談機関・窓口を周知するリーフレットを作成し、消防、医療機関、相談支援機関等を通じて、配布しています。	自殺未遂をした人等のハイリスク者に対して、相談機関の1つとして、こころの絆センターを紹介するリーフレットを作成し、市内の各交番・駐在所（56か所）、消防署（6か所）、救急告示病院（27か所）に500枚配布した。	リーフレットを見て、電話相談に繋がるハイリスク者もあり、リーフレットの配布は有効です。今後も、ハイリスク者支援の1つとして、リーフレットの作成と配布を継続する必要がある。	自殺未遂をした人等のハイリスク者に対して、相談機関の1つとして、こころの絆センターを紹介するリーフレットを作成し、市内の各交番・駐在所、消防署、救急告示病院に引き続き配布し、周知を図る。
方向性1	11				市立病院	総合サポートセンター	自殺未遂者に対して相談先に関するパンフレットの配布	自殺企図・自傷行為で当院救命救急センターを受診した患者に対して、相談支援を行い、必要に応じて相談機関等のパンフレットを配布します。	精神科医師や精神医療相談室が介入した場合、必要に応じて相談機関一覧のパンフレットを配布した。	精神科医師や精神医療相談室が介入しない場合でも、必要な方にはパンフレットを配布できるようにする。	新たに救急外来においても相談先一覧のパンフレットを配布開始した。今後も精神科が介入しない受診者にも相談機関の情報提供をすることができるよう努めてまいります。
方向性1	12	子育てサポートブックを活用した啓発	子育て世代を対象とした、出産や育児、各種相談窓口等、子育てに関する情報を集めた冊子（子育てサポートブック）の活用による、相談窓口その他各種支援情報の周知	子供未来局 各区	子供未来局	子供保健福祉課	子育てサポートブックを活用した啓発	子育て世代を対象に、出産や育児、各種相談窓口など、子育てに関する情報を集めた冊子（子育てサポートブック）を活用した、相談窓口その他各種支援情報の周知	年間を通し各区家庭健康課及び総合支所保健福祉課で母子健康手帳交付時に配布した。	本市で実施している様々な子育て情報を周知することができた。	今後も、各区家庭健康課及び総合支所保健福祉課等で配布を行っていく。より効果的に情報を周知できる冊子にするために、内容の修正・追加を行う。
方向性1	12				青葉区	家庭健康課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において、相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	母子手帳交付時に配布し啓発：1612件。他、転入時幼児のいる世帯に配布。	配布時にそれぞれ必要な項目について説明。また、母子手帳交付時に必要時産後うつについて伝え、啓発につなげている。	引き続き、母子手帳交付時や転入時に相談窓口等各種支援情報の提供を実施する。
方向性1	12				宮城総合支所	保健福祉課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において、相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	子育てサポートブック及びその他リーフレット等を母子手帳交付時等に配布している。	母子手帳交付の機会を活用し、相談先を広く周知することができている。	引き続き母子手帳交付時等で子育てサポートブック及びその他リーフレットを配布し、相談先や各種支援情報を周知する。
方向性1	12				宮城野区	家庭健康課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行います。	年間を通じ以下の件数を配布。 ・妊娠届出：1,772件 ・妊婦転入届出：101件 ・乳幼児転入届出：540件	妊婦届出や転入手続等の機会を利用して周知することが出来た。	今後も妊婦届け出や転入手続き等の機会を利用して積極的に周知していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	12				若林区	家庭健康課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	子育てサポートブックを母子健康手帳交付時1,272名、転入妊婦・乳幼児366名へ配布。 区内の子育て情報ブック（わっぴー）を4,500部作成し配布。	子育てに必要な情報を集め情報提供することができた。	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行って参りたい。
方向性1	12				太白区	家庭健康課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	窓口相談及び幼児健康診査・教室等で周知した。	子育て支援に関する情報提供を必要な方へ周知できた。	母子健康手帳交付時や転入者等必要な方へ配布を継続する。
方向性1	12				秋保総合支所	保健福祉課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	母子保健事業対象に配布	定期的な情報提供になっている。	配布資料に入れ込み対象者へ配布。継続して配布していく。
方向性1	12				泉区	家庭健康課	子育て支援に関する情報提供	子育てサポートブックの配布及び幼児健康診査・教室等において相談窓口等その他各種支援情報の周知を行っています。	子育てサポートブックは、母子健康手帳交付や転入手続きの際に配布。他の情報は、幼児健診等でそれぞれの時期に必要な情報の周知を行った。	時期に合わせて必要な情報を周知することが出来ており、今後も継続していく。	引き続き、子育てサポートブックの配布等を行うことで、必要な情報の周知が行えるよう、努めて参ります。
方向性1	13	健全母性育成事業による啓発活動の実施	助産師や保健師の学校訪問による、思春期のこころとからだの発達や生命の誕生等に関する健康教育の実施	子供未来局 各区	子供未来局	子供保健福祉課	健全母性育成事業による啓発活動	助産師や保健師の学校訪問による、授業の一環としての思春期のこころと身体の発達や生命の誕生等に関する健康教育の実施	18校、生徒2,011人、保護者75人	アンケートから思春期のこころとからだの変化や命の大切さについて学べたと感想が聞かれている。	引き続き教育局とも連携し、思春期のこころとからだの変化や命の大切さについて伝えていけるよう事業を継続する。
方向性1	13				青葉区	家庭健康課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に出向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施しています。	市内中学校（1校）にて、204名に思春期のこころとからだの発達や生命の誕生等に関する健康教育を実施。	生徒のアンケートは、命の大切さを感じ取ったものだった。生命や性に関して正しい知識が必要な時期であり専門家からの情報を伝える機会是有用である。	市内中学校に思春期のこころとからだの発達や生命の誕生等に関する健康教育を実施する。 また、市内小中学校の養護教諭等と懇談会を実施し、現状の課題や情報の共有をし、児童生徒への対応に活かせるよう努める。
方向性1	13				宮城総合支所	保健福祉課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に出向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。	思春期健康教育実績：小学校1校、参加児童6名。 学校保健・地域保健連絡会議（思春期保健分野）：参加機関数：教育機関12校、医療機関2か所。	思春期健康教育については学校からの依頼に基づくため計画的な実施は難しいが、管内学校や産科医療機関の連絡会を通じて連携強化を図ることができている。	思春期健康教育については学校からの依頼に基づいて実施する。 管内学校や産科医療機関との連絡会を開催し、性教育のみならず学校保健と地域保健の情報交換等を行い、連携強化を図る。
方向性1	13				宮城野区	家庭健康課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に出向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。	・助産師会委託に同行し講話 中学校2校：計274名参加 ・管理課家庭健康課共催 高校1部2部：計68名参加	30年度は、新たに1校依頼有。高校生への健康教育では、自分の将来について考えることが難しい者もあり、より早い段階での教育機会が必要。	次年度も中学校や高等学校・専門学校等の要望に対応できるよう努めていく。
方向性1	13				若林区	家庭健康課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に出向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。	7校 延べ727名へ実施	講話に対する生徒の反応は良く、アンケート結果でも命の大切さについて実感した内容のものが多かった。	助産師や保健師が学校に出向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施予定である。
方向性1	13				太白区	家庭健康課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に出向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。また、児童自立支援施設と共催で思春期教育を行っています。	中学校等において3回実施し、264名参加。	命の大切さ、思春期のこころとからだの発達等を周知できた。	母子健康手帳交付時や転入者等必要な方へ配布を継続する。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性1	13				泉区	家庭健康課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に出向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等について健康教育を実施する。	3回実施。 参加者数 生徒243人 保護者55人	生徒の感想から自分や他者の命の大切さを実感したと評価。学校等と情報共有し健康教育を継続していく。	今後、学校等からの依頼を受け、児童・学生保護者らへの健康教育を実施する。要望やねらいとすることに合わせ、内容や形式を工夫していく。
方向性1	13				秋保総合支所	保健福祉課	健全母性育成事業	助産師や保健師が学校に出向き、授業の一環として、生命の誕生や思春期のこころと身体の発達及び健康管理等についての健康教育を実施する。また、児童自立支援施設と共催で思春期教育を行っています。	依頼なく平成30年度の実施なし	地域の実情に応じ適切に実施してまいりたい	令和1年10月秋保中学校(全年対象77名)にて実施。学校の規模との兼ね合いがあり全年対象での実施となるため、1回/3年ごとの実施を目指す。
方向性1	14	人権に関する啓発活動の実施	プロスポーツ組織と連携したスポーツイベントによる、人権に関する適切な理解の促進と人権相談窓口の周知	市民局	市民局	区政課	人権啓発と相談窓口の周知	プロスポーツ組織と連携して人権擁護に関する内容を含んだスポーツイベントを開催し、人権啓発及び人権相談窓口の周知を行います。	平成30年5月23日(水)東北楽天ゴールデンイーグルス公式戦(観客数25,376人)において、啓発ブースの設置、スタジアム内ビジョンへの広告掲出を実施した。	球場へ来場した幅広い年齢層の方々に人権相談窓口を周知することができた。	令和2年度も、プロスポーツ組織と連携した人権擁護に関する内容を含んだスポーツイベントを実施予定であり、引き続き人権啓発及び人権相談窓口の周知に取り組んでいく。
方向性1	15	多様な性のあり方についての啓発活動の実施	ホームページ等を活用した、多様な性のあり方に関する適切な理解の促進や啓発活動の実施	市民局	市民局	男女共同参画課	多様な性のあり方についての理解の促進	多様な性のあり方についての理解促進のため、仙台市ホームページ等による周知啓発を行います。	市民協働事業提案制度を活用した「にじいろ協働事業」において、市民団体と協働で啓発イベントや理解促進に向けた広報紙の作成を行い、市ホームページにおいて広くPRを行った。	市民団体の持つノウハウを活かし、多様な性のあり方について効果的な啓発を行うことができた。	令和2年度は、令和元年度に作成した啓発リーフレット等の配布、市民向け啓発イベント等を実施するとともに、引き続き市ホームページでの周知啓発を行う予定である。
方向性1	16	障害者差別解消関連事業の実施	障害理解のための啓発事業「ココロン・カフェ」や市民協働啓発イベント「TAP(Together Action Project)」等による障害理解の促進	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	ココロン・カフェ	障害のある人もない人も暮らしやすい社会の実現を目指し、誰もが参加できるワークショップを開催し、各回ごとに設定したテーマについて話し合い、障害理解の促進を図ります。	年6回開催し、延べ102人が参加した。	参加者が縮小及び固定化している傾向が課題となっている。	参加者の減少及び固定化解消のため、平成31年度に対象を若年層に特化した「ココロン・スクール」を新たに実施。ココロン・カフェ及びココロン・スクールの両事業の運用により、障害理解の促進を図っていく。
方向性1	16				健康福祉局	障害企画課	市民協働啓発イベントTAP	障害のある人もない人も参加できるワークショップ等を開催し、表現活動を通じた交流を行いながら障害理解促進・障害者差別解消の促進を図ります。	・市民協働による啓発事業「TAP3」を開催。年間5回、延べ650人参加。	・商業施設やオープンスペースでの開催により、普段障害のある方と関わりの少ない市民に対してのアピールができた。特に、家族連れ、子どもの参加が多く、訴求対象が想定以上に広がっている。	2020年のパラリンピック開催に合わせ、従来のワークショップ等に加えて新たに障害者スポーツ体験等を実施。より若年層(小中高生)が参加しやすい形式のイベントとなるような取り組みを進める。
方向性1	16				健康福祉局	障害企画課	障害者差別解消条例	平成28年4月の差別解消法の施行に合わせ、障害のある人もない人も暮らしやすい社会の実現を目指し仙台市独自の条例を制定し、その周知に取り組みます。	差別解消法の施行と同時期の平成28年4月に仙台市独自条例を制定後、障害者差別解消に関する各種啓発事業や研修等の実施を通して、条例に掲げる理念の浸透・理解促進に取り組んだ。	引き続き障害者差別解消関連事業や障害者差別解消相談等の取り組みを進める。	引き続き障害者差別解消関連事業や障害者差別解消相談等の取り組みを進める。
方向性1	16				健康福祉局	障害者支援課	精神障害者地域社会交流促進事業(スピーカーズビューロー)	精神障害者自身が自らの疾病体験を語ること(スピーカーズビューロー)で、精神障害者に対する偏見の是正や無関心の払拭を目指す活動を行っています。	年間26回開催し、延1,395名の聴講者へ向けて講演を行った。	開催回数は前年度と変わらなかったものの、開催場所は固定化されてきており、新規開拓も必要である。	令和元年度は開催回数の減少があったものの、市民公開フォーラムにおいてはこれまで扱ったことなかったひきこもりをテーマとして開催した。今後は開催回数の増加とともに多様な機関での開催を検討してまいりたい。
方向性1	17	障害者就労促進事業による障害者の就労環境についての理解促進	「障害者雇用促進セミナー」や「障害のある方の雇用促進フォーラム」による障害のある方の安定した雇用に向けた就労環境についての理解促進	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害者就労促進	障害者の安定した雇用が実現される就労環境づくりを目的に、障害者雇用促進セミナーや障害のある方の雇用促進フォーラムを実施する。	雇用促進セミナーを年3回開催し計196名が参加した。障害のある方の雇用促進フォーラムを1回開催し108名が参加した。	雇用促進セミナー・雇用促進フォーラムを通じた障害理解のある就労環境づくりに努めていく。	開催内容や実施会場、広報手段などを工夫することで、参加者の増加に努め、障害理解促進を図っていく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	18	SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討	勤務問題や経済・生活問題等の解消・解決に向けた、SNS活用による相談窓口の開設及びその普及の検討	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討	勤務問題や経済・生活問題等の解消・解決に向けたSNS活用による相談窓口の開設及びその普及の検討	令和元年度からの実施に向け、先進地の事例や厚生労働省が行ったモデル事業について、情報収集を行った。	対象者への効果的な周知や適切な相談体制について検討を行った。	令和2年3月、自殺対策強化月間に合わせて、「仙台のちを支えるLINE相談」を開設する予定である。若年者や勤労者に広く啓発するため、駅や銀行などにカードやポスターを設置するほか、商工会議所会報誌への広告掲載、TwitterやLINEを用いた広告を行うこととしている。実施結果を踏まえて、より効果的な運営や広報についての工夫を行ってまいりたい。
方向性1	19	大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発	福祉・看護系の大学生を中心に作成した啓発用グッズ（クリアファイル等）を用いた、身近な学生が仲間の立場から他の学生に向けて行う啓発活動や、自死の予防に関するパネル展示による啓発活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	若年層を対象とした普及啓発活動事業	市内周辺の福祉・看護系の大学生を中心としたボランティアサークルによる、ピアエデュケーションによる啓発活動や検討会を実施します。また、大学図書館で、自殺対策に係る著書やパネルの展示による啓発活動を実施します。	・大学生を中心としたボランティアサークル「はあとケアサークル YELL」の検討会を年12回（延参加人数57名）実施し、若年層向けの普及啓発活動の内容を話し合った。 ・「はあとケアサークル YELL」のメンバーが、市内近郊の大学で、こころの健康についての啓発活動を5回、281名に対して実施した。 ・大学図書館で自殺対策に係る著書やパネルの展示を1大学で実施した。	大学生の意見を反映した普及啓発を実施することで、こころの健康についての知識を広めることができました。福祉や看護系の大学に限らず、活動や対象を広げた普及啓発を実施する必要がある。	令和元年度は、「はあとケアサークル YELL」のメンバーが、「せんだい防災の広場」での普及啓発や、専門学校職員の研修会での活動紹介等、活動の場を広げ積極的に発信した。 今後も、学生ならではの視点を生かし、活動の場を広げるとともに、検討会の実施（年12回）メンバーによる市内・近郊の大学での、こころの健康に関する啓発活動、大学図書館等での普及啓発を継続し、若年層の自死予防を図っていく。
方向性1	20	ホームページ等を活用した相談窓口の周知	ホームページ等を活用した、自殺未遂者等ハイリスク者を含めた市民向けの自死に関連する様々な困りごとや悩みについての相談機関の周知	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	自殺対策に関するホームページの作成	自殺対策事業に関する情報提供を行います。	ホームページで、自殺予防対策に関する事業や、相談窓口の周知を図った。	自殺対策に関する事業や相談窓口を、ホームページを活用し周知することは、市民にとって効果的であると考えます。	自殺予防対策に関する事業や、相談窓口の周知を引き続き実施していく。
方向性1	21	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）のリーフレット等による啓発	自殺未遂者等ハイリスク者に対する電話相談窓口に関するリーフレット等の作成及び配布	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	仙台市こころの絆センター電話相談	相談機関窓口を周知するリーフレットを作成し、区役所等を通じて配布しています。	若年層や自殺未遂者等ハイリスク者等、対象に応じた複数のリーフレットやチラシを作成し、区役所や消防、交番、大学等に配布を依頼し、相談機関窓口等を周知した。	リーフレットやチラシで、相談窓口を周知することは、悩みを抱えている市民にとって効果的であると考えます。	若年層や自殺未遂者等ハイリスク者等、対象に応じたリーフレットやチラシを作成し、区役所や消防、交番、大学等に配布を依頼し、市民に相談機関窓口等を周知していく。
方向性1	22	アルコール・薬物問題に関する普及啓発活動の実施	主に高校生を対象とした、授業形式によるアルコール・薬物問題に関する適切な理解の促進	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アルコール・薬物問題の高校生に対する啓発	市内の高校において、アルコール・薬物問題に関する正しい理解を図る講義と依存症の方からのメッセージ、ストレスを抱えた際の対処法等の啓発を実施しています。	2校で、全4回、アルコールと薬物問題に関する講話を自助グループと連携し、実施した。	アルコールや薬物は危険であるということだけでなく、ストレスへの適切な対処法や、セルフケアの必要性について伝える機会になった。	自助グループ当事者からの体験談を実施することにより、正しい知識を得ることに加え、依存物質に頼らないことが大切であることを学ぶ機会となっている。今後も、自助グループと連携し、継続実施していく。
方向性1	23	ひきこもりに関する理解促進活動の実施	講演会等による、ひきこもりに関する適切な理解の促進や相談機関の周知	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	ひきこもりに関する講演会	市民のひきこもりに関する理解の促進を図る講演会を実施しています。	平成30年5月12日講演会を実施し、247名の参加があった。 【演題】ひきこもりからの回復-安全と安心の先へつなぐ- 【講師】浜松市精神保健福祉センター 所長 二宮貴志 氏	アンケート結果「新たにわかったことがあった」との回答が多く、本講演会は参加者にとってひきこもりについての理解を深める機会となったと思われます。今後も市民が参加しやすい日程や会場の工夫が求められる。	令和元年5月11日に講演会を実施し、172名の参加があった。 【演題】ひきこもりとつながり～わたしたちの「良かれ」の再吟味～ 【講師】白梅学園大学子ども学部・教授 NPO法人つながる会・代表理事 NPO法人フリースペースたまりば・副理事長 長谷川 俊雄 氏 令和2年度も5月にひきこもり講演会を予定している。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	24	発達障害者の家族教室・家族サロン（発達障害に関する理解促進）の実施	発達障害のある方の家族を対象とした、ピアサポートの手法を用いた発達障害に関する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知	健康福祉局	健康福祉局	北部・南部発達相談支援センター	家族教室・家族サロン	当事者の家族同士が集う場を提供することにより、ピアサポートや家族支援を行います。	家族教室 20回実施、延べ184名参加 家族サロン 17回実施、延べ150名参加	障害児者の家族にとっての貴重な情報交換の場や交流の場となっている。	本事業を通じ、発達障害に関する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知に努めて参りたい。
方向性1	25	地域支え合い活動推進のための講演会の実施	市民を対象とした、講演会等による、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための住民同士の支え合い活動に関する機運の醸成	健康福祉局	健康福祉局	高齢企画課	地域における支え合い体制づくり推進	地域における様々な主体による支え合い体制づくりを推進するため、区単位及び市全域で、市民を対象とした研修会等を開催し、機運の醸成を図ります。	区単位及び市全域で、市民を対象とした研修会等を開催した。	地域における支えあいの機運醸成を進めることができた。	市役所内の地域づくり関係部署とも連携を図りつつ、引き続き地域における支えあいの機運醸成を図っていく。
方向性1	26	高齢者虐待防止に関する啓発	介護サービス事業者等を対象とした、高齢者虐待防止等についての集団指導の実施	健康福祉局	健康福祉局	介護事業支援課	介護サービス事業者集団指導	介護サービス事業者等に対して、前年度の実地指導の結果等を参考に、高齢者虐待防止、身体拘束廃止に係る取り組み状況等について集団指導を実施する。	平成30年5月～6月に全9回開催 参加数：施設サービス 約600 居宅サービス 約1,200	例年通り、大半の事業所が参加している集団指導の場において、高齢者虐待防止に係る指導を実施することができた。	令和2年度以降も、介護サービス事業者等に対する集団指導において、高齢者虐待防止に係る指導及び周知を行う予定である。
方向性1	27	企業向けの健康づくり推進の取組み	各健康保険組合等の保険者や商工会議所等と連携した、健康づくりに関する普及啓発活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	相談窓口の周知・啓発	(仮)せんだい健康づくり推進会議を通じて、働き盛り世代に向けた周知・啓発を行います	会議は開催できなかったが、希望のあった一部の会議構成団体に対しリーフレットを配布、団体の各種イベント等を通じ市民に配布。 ・誰かに話してみませんか？リーフレット(1,100枚) (再掲)	各構成団体の窓口や、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に相談先を周知することができた。(再掲)	市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」を設置し、心の健康づくりに関するリーフレットの配布等による、相談窓口の周知を行うことができたので、今後、周知範囲の拡大を目指していく。(再掲)
方向性1	28	宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知	事業所へのメンタルヘルス向上のための情報提供と、従業員数が少ない事業所を対象とした、勤務問題等に係る外部相談支援機関の利用を促すための周知	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	宮城労働局等との連携	宮城労働局の所管する事業の周知や、宮城県地域両立支援推進チームへ参画しています	(仮)せんだい健康づくり推進会議を開催出来なかったため、会議の構成団体である宮城労働局や宮城県地域両立支援推進センターと連携する機会がなく、周知・参画には至らなかった。	(仮)せんだい健康づくり推進会議を開催し、各関係団体との連携体制を作る必要がある。	市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」の設置を機に、双方の事業の周知を行う等、協力体制を作ることが出来たので、一層の連携強化を目指していく。
方向性1	29	がん予防に関する普及啓発活動の実施	企業等と連携した、がん予防に関する理解の促進やがん検診の受診率向上に向けた啓発活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	がん予防啓発	企業等と連携し、がん予防の啓発や受診率向上に向けた取り組みを行っています。また、ピンクリボン仙台推進委員会において啓発活動を行っています	協定締結企業による市民健診の啓発（ポスター381枚、申込案内7,188枚） ピンクリボン仙台推進委員会で講演会を実施（10月）し、約90名参加した。	被扶養者や働き盛り世代に対し啓発できる機会であることから、協定締結企業に対し、引き続き啓発の協力依頼を行う。ピンクリボンの啓発活動は、引き続き推進委員会で企画・実施する。	協定締結企業による市民健診の啓発及びピンクリボン仙台推進委員会による講演会等を引き続き実施予定。
方向性1	30	市民医学講座の実施	市民を対象とした、様々な病気に対する基礎的な予防法や治療法、健康づくり等についての普及啓発の実施	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	市民医学講座	様々な病気に対する基礎的な予防法や治療法、健康づくりなどについて市民へ普及啓発を行っています	12回開催し、延べ1,690人が参加した。	市民の関心の高いテーマを取り上げ、子どもからお年寄りまで幅広く医学に関する普及啓発を行うことができた。	医学知識の普及啓発のため、今後も継続して講座を実施し、より多くの市民に参加してもらえよう周知に努めて参りたい。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	31	薬物乱用防止に関する啓発活動の実施	広く市民を対象とした、リーフレットやホームページ等の情報提供ツールによる、薬物乱用に関する適切な理解の促進	健康福祉局	健康福祉局	健康安全課	薬物乱用防止の啓発活動	区民まつり等のイベントにて、薬物乱用防止リーフレット付きポケットティッシュの配布やパネル展示・クイズ等による薬の正しい知識の普及啓発を行っている。また、ホームページで、薬物の正しい知識と乱用防止について、普及啓発を図っている。	市内各区区民まつりやPTAフェスティバル、薬物乱用防止・防煙キャンペーン等9つのイベントに参加して、薬物乱用防止の啓発を行った（年間を通して、リーフレット及び絆創膏を各約1,900枚配布した）。	仙台市薬剤師会や仙台地区薬物乱用防止指導員協議会等各関係団体と連携して啓発活動を行っている。今後も継続的に、より効果的・効率的に啓発を行っていく。	今後も各区区民まつりや関連イベントに積極的に参加して啓発活動を行うことで、市民に幅広く薬物乱用防止についての正しい知識を広めていく。また、より効果的・効率的な啓発方法についても、引き続き検討していく。
方向性1	32	いじめに関する市民向けの啓発活動の実施	広く市民を対象とした、いじめの定義や社会全体でいじめ防止に取り組むことの重要性について理解を広めるための様々な手法を用いた啓発活動の実施	子供未来局	子供未来局	いじめ対策推進室	いじめ防止のための周知・啓発	いじめの定義や社会全体での取組みの重要性について理解を広めるため、広く市民に向けた広報啓発物（小冊子、リーフレット等）の作成・配布や広告（新聞広告、地下鉄広告等）の掲載を行う。	啓発チラシ2,000部を作成し、イベント等で配布した。また、啓発ポスター1,000部、懸垂幕・横断幕計8枚を作成した（令和元年度に掲出）。	いじめの定義や社会全体での取組みの重要性について、市民に周知を図った。今後、様々な方策により、さらなる周知を図っていく必要がある。	令和元年度は、シンポジウムの開催や広報啓発物の配布、新聞・地下鉄広告の掲載等の広報啓発を行った。令和2年度は、いじめ防止動画コンテストの開催や市民向けセミナーの開催、広報啓発物の配布、広告掲載等、新たな手法を取り入れつつ広く市民に向けて引き続き広報啓発を行って参りたい。
方向性1	33	いじめに関する相談支援の仕組みづくりと相談窓口の周知	主に児童生徒や保護者を対象とした、いじめに関する相談支援の効果を高める仕組みづくりと、リーフレットやホームページ等による相談窓口の周知	子供未来局	子供未来局	いじめ対策推進室	リーフレット「子どもたちの笑顔のために」の配布や相談支援の仕組みづくり	いじめの定義についての啓発やいじめに係る相談窓口の周知を図るリーフレットを作成し、児童生徒や保護者などに配布する。また、相談支援の効果を高めるための仕組みづくりを行う。	相談窓口リーフレット1.8万部を作成し、イベント等で配布したほか、市立学校に配布した。また、改訂版を10万部作成した（平成31年4月に市立学校の全ての児童生徒・保護者に配布するとともに、出先を含めた庁舎及び市民利用施設において配架した）。	相談窓口について、児童生徒や保護者に周知を図った。また、引き続き相談支援の仕組みについて検討を進める。	法律や福祉、医療などの観点が必要な事業にも対応する、専門的知見を有する第三者を中心とした相談窓口を新たに設置し、いじめに悩む児童生徒や保護者への相談支援を実施する予定である。また、リーフレットの配布等により相談窓口の広報を繰り返し行って参りたい。
方向性1	34	子どもの権利に関する意識啓発	新中学生の保護者へのパンフレットの配布を通じた、思春期の子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成に関する啓発	子供未来局	子供未来局	総務課	パンフレット「子どもを見つめて」の配布	市内の新中学生の保護者に啓発パンフレットを配布し、思春期の子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成を図る。	パンフレット「子どもを見つめて」を12,000部作成し、市内の新中学生の保護者へ各中学校を通じて配布した。	中学校の子どもを持つ保護者への意識啓発を通じて、思春期を迎えた子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成を図ることができた。	令和2年度以降においても、社会問題の変化等に合わせ、適時記載内容の見直しを行いながら、引き続き啓発パンフレットを配布し、思春期の子どもたちの権利侵害の防止及び健全育成を図って参りたい。
方向性1	35	児童虐待対応講演会の実施	子どもに関わる関係機関の職員等を対象とした、児童虐待防止や子どもの権利擁護についての普及啓発の実施	子供未来局	子供未来局	子供家庭支援課	児童虐待対応講演会	主任児童委員、幼稚園・保育所・児童館職員、学校関係者、行政職員、その他一般の方々を対象に児童虐待防止に資する講演会を年1回開催している。	日時：平成30年12月4日 場所：イズミティ21 テーマ：子どもの貧困と虐待～地域における支援を進めるために～ 講師：子どもの虹情報研修センター研究部長 川松亮 参加者数：253名	具体的な事例や参加者が実践に活かせる内容が多く、児童虐待や子どもの貧困に対する対応力の向上につながった。	今後も主任児童委員、幼稚園や保育所、児童館の職員等児童と日常的に接する機会の多い方を対象に、児童虐待防止に関する専門知識と対応スキルの習得のため講演会を実施していく。
方向性1	36	中小企業の表彰制度の実施	地域貢献・社会的課題解決と従業員のワーク・ライフ・バランス推進等も含む魅力的な職場環境づくりに優れた取組みを行う中小企業の表彰	経済局	経済局	経済企画課	仙台「四方よし」企業大賞	社会的課題解決と魅力的な職場環境づくりの優れた取組みを行う中小企業を表彰することで、当該取組みを後押しするとともに地域に波及させ啓発を図る。	表彰企業を決定し、啓発活動として、PRイベント（3月、82名参加）開催、制度紹介のリーフレット作成・配布（2,000部）等を実施。	新たにPRイベント開催やリーフレット作成・配布を実施し、制度の認知度を高めることができた。	2020年1月より、企業間での学び合いや更なるすそ野の拡大を促進するため、「四方よし」な取組みを実践している企業を『仙台「四方よし」宣言企業』として登録し、登録企業の中から2年に一度表彰する制度にリニューアルしたところである。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性1	37	学生・青年期層向けの心の健康づくりや相談窓口の啓発	学生や青年期層を対象とした、心の健康に関する適切な理解促進のための健康教育の実施や相談窓口周知に関するリーフレット配布	青葉区 宮城野区 太白区 泉区	青葉区	家庭健康課	若い世代の健康づくり事業	区内専門学校において、メンタルヘルス健康教育を学校と連携して実施しています。区内の専門学校に訪問し、学生と教員に健康づくりや相談窓口の情報提供を実施しています。区内の専門学校に通う学生を対象に、こころの健康の標語等の作品を募集しています。	専門学校訪問時に啓発を行う。健康教育としての実施はなし。専門学校の訪問件数は26校中22校実施。標語等の作品は60点の応募有。	専門学校側の課題としてメンタルヘルスの問題は例年多いので、啓発は継続し、内容によっては障害高齢課との連携も継続する。健康づくりの情報は授業等で活用している学校がある。	今年度も専門学校訪問、健康づくりコンテスト、ニュースレター発行年2回、メンタルヘルス勉強会（障害高齢課と共催）を実施した。健康づくりコンテスト以外の事業は継続予定。今後、事業の評価、見直しを実施予定。
方向性1	37				宮城野区	家庭健康課	専門学生を対象とした啓発	区内6校の専門学校を訪問し、学生を対象とした健康づくりや相談窓口を掲載したリーフレット、ティッシュ等の配布を実施します。	区内4校の専門学校を訪問し、こころの健康づくりに関する相談窓口等を掲載したリーフレット・ティッシュを配布。	実習もあり授業がタイトなため、健康づくりに対する優先順位や教職員の関心が低くなっていると考えられる。学校訪問を行いながら、学校のニーズを聞き取りながら、健康づくりについての普及啓発を継続していく。	学校訪問を通じて、健康教育の依頼やリーフレットの配布等につながる事ができた。今後も継続して学校訪問・健康づくりの普及啓発を行いながら、学校のニーズに合わせた普及啓発方法を検討していきたい。
方向性1	37				太白区	家庭健康課	学生を対象とした啓発	管内の大学の新生入生に対し、健康的な食生活・歯と口の健康・防煙・心のケアについての講話を実施しています。	大学で2回実施し235名参加。	大学では数年継続して実施しており、生活習慣病予防と併せて実施した。	管内の大学の新生入生に対し、健康的な食生活・歯と口の健康・防煙・心の健康についての講話を実施する。
方向性1	37				泉区	家庭健康課	学生を対象とした啓発	3月の自殺対策強化月間に、区内8校の専門学校や大学を訪問し、学生を対象とした心の健康づくりや相談窓口を掲載したリーフレット、ティッシュ等の配布を依頼しています。	3月の自殺対策強化月間に区内大学5校・専門学校4校、のびすく泉中央に啓発絆創膏を480部設置した。	重点対象である若年者に啓発することができた。今後も同様に啓発していく。	3月の自殺対策強化月間に合わせて、泉区内の大学やのびすく、アリオ等へ心の健康づくりに関するリーフレットや、啓発グッズ(ぬりえやクリアファイル、絆創膏等)を設置し、施設を利用する学生へ啓発を行う。
方向性1	37				泉区	家庭健康課	青年期層を対象とした啓発	3月の春休み期間に青年期層の利用が多い自動車学校を訪問し、青年期向けの心の健康づくりや相談窓口を掲載したリーフレット、ティッシュ等の配布を依頼しています。	3月の自殺対策強化月間に、区内自動車学校3校に啓発チラシ入りポケットティッシュを300部設置した。	重点対象である若年者の利用が多い自動車学校で啓発することができた。今後も同様に啓発していく。	R2年度は自動車学校ではなく、より多くの年代の方が利用するアリオでの啓発を検討している。3月の自殺対策強化月間に合わせて、心の健康づくりに関するリーフレットや啓発グッズの設置を依頼する予定。
方向性1	38	道徳教育の充実	道徳教育を要とした、学校の教育活動全体を通じた命を大切にすることや思いやりの心の醸成	教育局	教育局	教育指導課	道徳教育の充実	命を大切にすることや思いやりの心、善悪を判断する力等を育むため、「特別の教科道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を実施します。	「命と心を守り育む」道徳教育の充実に向け、小学校は、新学習指導要領に則した道徳教育の全体計画、道徳科の授業の年間指導計画の作成、中学校は、新学習指導要領に則した道徳教育の全体計画、教科化を見据えた道徳の授業改善等に取り組んだ。	小中学校ともに、「命と心を守り育む」道徳教育を推進し、生命尊重の精神や公正、公平な態度を育むための指導の充実が図られた。道徳教育に関する情報発信や命の大切さに関する道徳の授業を公開することで地域や保護者の理解が深まった。	「命と心を守り育む」道徳教育を推進し、生命尊重の精神や公正、公平な態度を育むための更なる指導の充実を図ります。学校の道徳教育に関する情報を積極的に公表したり、家庭や地域の人々の参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、連携をより図ってまいります。
方向性1	39	命を大切にする教育の推進	全市立学校における「命を大切にすることや思いやりの心の醸成」を通じた、いじめ防止に関する理解の促進	教育局	教育局	教育指導課	命を大切にする教育への取組	市立学校全クラスにおいて「命を大切にすることや思いやりの心の醸成」を通じた、いじめ防止に関する理解の促進	市立学校の年間指導計画の中に「命を大切にすることや思いやりの心の醸成」の授業を位置付け、年間を通じて事業推進に当たった。	市立学校の全学級において、「命を大切にすることや思いやりの心の醸成」の授業を道徳科を中心に実施することができた。各校においてカリキュラムマネジメントをさらに推進することで、深まりが期待できる。	市立学校の年間指導計画の中に「命を大切にすることや思いやりの心の醸成」の授業を位置付け、年間を通じて事業推進に当たる。
方向性1	40	教職員向け人権教育研修の実施	教職員を対象とした、セクシュアル・マイノリティ等、多様性を認め合うための適切な理解の促進	教育局	教育局	教育指導課	人権教育研修	教職員向けに、性的マイノリティに対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりについて研修を行います。	10月16日に教育センターにおいて、「人権教育研修」を実施し、約50人が参加した。	LGBTに対する正しい理解を広めることができた。さらに受講者が増えることで、全学的に理解が深まっていくと考えられる。	教職員向けに、LGBTを中心に様々な人権課題について正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりについて研修を行う。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	47				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アディクション関連問題研修の実施	各区保健福祉センター職員を対象とした、アルコールや薬物等依存関連問題への適切な対応を学ぶ研修の実施	宮城県精神保健福祉センターとの共催事業として、基礎編・実践編の2部構成で実施し、基礎編は67名、実践編は43名の参加があった。	アルコール関連問題に関する理解や家族支援について、区の障害高齢課や家庭健康課、地域包括支援センター等、支援に携わる職員の人材育成の機会となった。	令和元年度は、「動機づけ支援」について研修し、依存症者支援に生かす学びを得るための機会となった。今後も支援者が、依存症関連問題に対する理解を深め、より具体的な学びの機会として、実践的な演習を取り入れた研修を継続していく。
方向性2	47				青葉区	障害高齢課	アルコール研修会	アルコール問題について基本的な知識と対応を学ぶための研修を実施します。	実施なし	被災者支援の実情に応じた適切な支援が提供できるよう適宜を検討してまいりたい。	アルコールの問題も高齢化しており、今後地域包括支援センター等の関係機関向けに研修の開催を検討していきたい。
方向性2	47				宮城野区	障害高齢課	アルコール研修会	アルコール問題について基本的な知識と対応を学ぶための研修を実施します。	11月実施	参加者が興味を持てるテーマの設定を行っていけるとよい。	例年通り実施予定
方向性2	47				宮城野区	障害高齢課	アルコール事業	被災地において増加傾向にあるアルコール問題について、個別相談や支援者向けの研修などを行います。	11月実施	参加者が興味を持てるテーマの設定を行っていけるとよい。	例年通り実施予定
方向性2	47				若林区	障害高齢課	アルコール問題関連事例検討会	事例検討を通し、支援の向上を図ります。	年4回実施（8月・10月・12月・2月）し、41名が参加した。	これまで参加のなかった部署からの事例提供もあった。今後もアルコール関連問題に対応する職員の能力向上に努める必要がある。	アルコール関連問題等事例検討会を継続開催。参加者から「AUDITの活用方法について知りたい」との意見もあり、次年度は事例検討の他、研修会を開催し継続的な人材育成を行なう予定である。
方向性2	47				太白区	障害高齢課	被災者等のアルコール問題支援	区職員や包括支援センター等の関連施設職員を対象。被災者等のアルコール問題支援の一環として、対応困難事例に対しての検討会を行う。	実施なし	検討が必要な事例があった際に実施する予定としていたが、なかったため未実施であった。引き続き、必要に応じ実施を検討していきたい。	区職員や包括支援センター等の関連施設職員を対象。被災者等のアルコール問題支援の一環として、対応困難事例に対しての検討会を行う。
方向性2	47				泉区	障害高齢課	アディクション関連問題研修	アディクション関連問題についての研修を実施し、適切な理解を深めるとともに支援の在り方について検討する。	支援者向け研修会を年3回（基礎講座、応用講座、個別事例検討）実施。各々参加者は36名、14名、10名。	研修自体は大変好評であったが、例年通り、障害者福祉分野の職員参加率や課題意識は、高齢者支援分野の職員より、比較的弱い。来年度も引き続き実施予定。	今後は支援者向け研修会を年2回（基礎講座、応用講座）を実施予定。アディクション関連問題に関する基本的な理解を深めるとともに、支援技法について学び今後の支援の在り方について考える機会とする。
方向性2	48	災害後メンタルヘルス研修の実施	被災者支援に関わる関係機関の職員を対象とした、災害後のメンタルヘルス支援やコミュニティづくり支援に関する研修の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	災害後メンタルヘルス研修	市内で、被災者支援に関わる市職員、外郭団体職員、民間支援団体職員を対象に、災害後のメンタルヘルス支援の対応を学ぶための研修を実施します。	平成30年12月6日に実施し、市内福祉・教育・行政関係者58名の参加があった。 【講師】岩手医科大学神経精神医学講座 大塚耕太郎教授 【テーマ】大規模災害被災地のこころのケアにおける長期的な課題【内容】講師による講演と事例についてのグループワーク	心のケアにおける長期的な被災者支援の在り方について学び、参加者の支援力の向上に繋がった。	令和2年1月に、兵庫県心のケアセンター所長 加藤寛氏を招聘し、震災後の長期支援と、災害からの回復をテーマに、災害復興期における心のケア支援に関して、先進地兵庫県で行われた創意工夫について学んだ。発災から年月が経過するにつれ、支援者間でも被災者支援に関する意識は薄れる傾向が見られ、今後の長期的な被災者支援の継続と、将来起こりうる災害対策としても、来年度も継続して実施していく。
方向性2	48				青葉区	障害高齢課	アルコール研修会	アルコール問題について基本的な知識と対応を学ぶための研修を実施します。	実施なし	被災者支援の実情に応じた適切な支援が提供できるよう適宜を検討してまいりたい。	アルコールの問題も高齢化しており、今後地域包括支援センター等の関係機関向けに研修の開催を検討していきたい。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	48				宮城野区	障害高齢課	アルコール事業	被災地において増加傾向にあるアルコール問題について、個別相談や支援者向けの研修などを行います。	11月実施	参加者が興味を持てるテーマの設定を行っているといよい。	例年通り実施予定
方向性2	48				若林区	障害高齢課	アルコール関連問題等事例検討会	アルコール関連問題等の事例検討を実施することで支援の質の維持向上に取り組み、また関係機関で共有することで地域における支援ネットワークの構築を行なう。	年4回実施（8月・10月・12月・2月）し、41名が参加した。	これまで参加のなかった部署からの事例提供もあった。今後もアルコール関連問題に対応する職員の能力向上に努める必要がある。	アルコール関連問題等事例検討会を継続開催。参加者から「AUDITの活用方法について知りたい」との意見もあり、次年度は事例検討の他、研修会を開催し継続的な人材育成を行なう予定である。
方向性2	48				太白区	障害高齢課	被災者等のアルコール問題支援	区職員や包括支援センター等の関連施設職員を対象。被災者等のアルコール問題支援の一環として、対応困難事例に対しての検討会を行う。	実施なし	検討が必要な事例があった際に実施する予定としていたが、なかったため未実施であった。引き続き、必要に応じ実施を検討していきたい。	区職員や包括支援センター等の関連施設職員を対象。被災者等のアルコール問題支援の一環として、対応困難事例に対しての検討会を行う。
方向性2	48				泉区	障害高齢課	アディクション関連問題研修	アディクション関連問題についての研修を実施し、適切な理解を深めるとともに支援の在り方について検討する。	支援者向け研修会を年3回（基礎講座、応用講座、個別事例検討）実施。各々参加者は36名、14名、10名。	研修自体は大変好評であったが、例年通り、障害者福祉分野の職員参加率や課題意識は、高齢者支援分野の職員より、比較的弱い。来年度も引き続き実施予定。	今後は支援者向け研修会を年2回（基礎講座、応用講座）を実施予定。アディクション関連問題に関する基本的な理解を深めるとともに、支援技法について学び今後の支援の在り方について考える機会とする。
方向性2	49	相談対応業務従事職員への専門的助言の提供	相談対応業務に従事する職員を対象とした、困難ケースに対する支援力向上に向けての専門家からの助言の提供	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	こころの健康づくり（区精神保健指導医関係）	こころの健康づくりの際に、精神科医などが相談対応業務に従事する職員に対し今後の支援について助言を提供している。	（こころの健康づくりの実施状況）各区・総合支所において、精神科医等による精神保健福祉相談を実施した（延167回、延316人）。	より適切な相談対応の実施及び、職員の技能向上に寄与している。	平成31年4月から令和元年11月までの8か月間の実績（事例検討やケースレビュー）は、延73件となっている。各区・総合支所において、関わりが難しい事例を中心に指導医から適宜助言を得ながら、援助の質の向上を図っており、引き続き取組みを継続してまいりたい。
方向性2	49				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	相談対応業務従事職員への専門的助言の提供	相談対応業務に従事する職員が、専門家から支援困難ケースに関する助言を得ることによる支援力の向上	地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業）において、各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関と協働で、対象者103名に対して、訪問393回、ケア会議への参加139回、電話相談41回の支援を行った。地域精神保健福祉活動連絡会議（10回）を開催し、地域精神保健福祉活動の質の向上を図っている。また、各区保健福祉センター・各総合支所等の震災後心のケアレビューに参加し助言を提供した。	各区保健福祉センター・各総合支援事業所等の協働による技術支援も地域精神保健福祉活動連絡会議も、複数の支援者が関わることや第三者が事例検討に参画することで見立てや支援の幅を広げられ、支援力の向上の一助となっている。	令和2年度も、各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関のニーズに対応すべく、多職種による技術援助を行っていく。
方向性2	49				青葉区	家庭健康課	震災後こころのケアケースカンファレンス	個別支援を行っている被災者等について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	年5回実施、検討件数は9件。	ケース検討を行うことで、支援方針を立てることができ、また、支援者のスキルアップにつながった。	ケース検討を行うことで、支援方針を立てることができ、また、支援者のスキルアップにつながった。さらに、被災に関する内容を主訴とした相談1件について情報共有した。被災に関する相談が減っている中で、情報共有できる場があることは支援者のスキルアップにつながると考えられる。次年度の予定は未定だが、支援者のスキルアップの場は必要と考える。
方向性2	49				青葉区	障害高齢課	震災後こころのケアケースカンファレンス	個別支援を行っている被災者等について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	年5回実施、検討件数は9件。	ケース検討を行うことで、支援方針を立てることができ、また、支援者のスキルアップにつながった。	家庭健康課や、管理課も含めた個別支援の事例検討を展開し、職員のスキルアップを図る。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	49				宮城総合支所	保健福祉課	震災レビュー (被災者の心のケア支援事業)	個別支援を行っている被災者について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	年4回実施。継続支援ケース：実35世帯。	はあとぼーと仙台及び看護協会と定期的にレビューを実施することにより、ケースの見立てや支援の方向性について係内で共通認識を持つことができた。	今年度同様実施し、継続ケースの方針検討。支えあいセンターも出席してもらい、復興住の情報共有の場とする。
方向性2	49				宮城総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	職員が指導医から困難事例について助言指導を得たり、事例検討を実施します。	年12回開催。30件利用。個別の事例検討およびカンファレンスにおけるスーパーバイズを実施した。	より適切な相談対応の実施及び、職員の技術向上に寄与している。	事例検討やスーパーバイズを通じ、職員の技術向上およびより適切な支援の提供を目指す。
方向性2	49				宮城野区	家庭健康課	各種相談窓口の相談員等への専門的助言	家庭健康課の相談員等を対象とし、困難ケースへの支援のための専門家による助言が得られる場を年2回程度設定します。	年2回（12・3月）実施し、延べ38名（講師2名含む）参加。	困難ケースの処遇検討に参考となる助言を得られ、また、職員の育成にも資するものだった。	困難事例への対応を適切に行うため、次年度も引き続き専門家からの助言を得られる本会議を引き続き実施する。
方向性2	49				宮城野区	障害高齢課	震災レビュー (被災者の心のケア支援事業)	個別支援を行っている被災者について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	9回実施	包括など地域の支援者も活用できる場になるとよい。	例年通り実施予定
方向性2	49				若林区	家庭健康課	各種相談窓口の相談員等への専門的助言	家庭健康課の相談員等を対象とし、困難ケースへの支援のための専門家による助言が得られる場を年1～2回程度設定します。	0回	専門家による助言が必要な困難ケースを発見した場合には速やかに開催する。	助言が必要なケースがあった場合には、速やかに開催する。
方向性2	49				若林区	障害高齢課	震災レビュー (被災者の心のケア支援事業)	個別支援を行っている被災者について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	年4回実施（6月・8月・10月・2月）し、29名が参加した。	多問題ケースが多く職員の疲弊もある中、適切に対応するため今後も専門職の助言を求める必要がある。	次年度も継続開催し、職員の支援力向上、個別支援への還元に努める。
方向性2	49				太白区	家庭健康課	各種相談窓口の相談員等への専門的助言	家庭健康課の相談員等を対象とし、困難ケースへの支援のための専門家による助言が得られる場を年1～2回程度設定します。	専門的助言会議を平成30年9月20日に開催した。	処遇困難世帯1事例に対して、弁護士等から助言いただきながら、対応した。	今後も家庭健康課の相談員等を対象とし、困難ケースへの支援のための専門家による助言が得られる場を年1～2回程度設定します。
方向性2	49				太白区	障害高齢課	震災レビュー (被災者の心のケア支援事業)	個別支援を行っている被災者について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。	2回実施した	支援方針の確認と共有を行うことができた	個別支援を行っている被災者について、精神科医などの専門職の助言を元に、今後の支援について話し合います。
方向性2	49				秋保総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	職員が指導医から困難事例について助言指導を得たり、事例検討を実施します。	1回/年。2件	1回/年、必要時随時実施が必要。	令和1年9月実施。個別相談1件、地域支援対象者の処遇確認を実施した。今後も必要時の随時相談と1回/年の実施を継続していく。
方向性2	49				泉区	家庭健康課	各種相談窓口の相談員等への専門的助言	家庭健康課の相談員等を対象とし、困難ケースへの支援のための専門家による助言が得られる場を年2回程度設定します。	弁護士によるSVを1回開催した	困難ケースへの対応の参考になり、職員の能力向上につながった。	家庭健康課の相談員等を対象とし、対応が困難なケースへの支援力向上のためのそれぞれのテーマに合わせた専門家による助言が得られる研修会を開催します。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	49				泉区	障害高齢課	こころの健康相談	職員が指導医から困難事例について助言指導を得たり、事例検討を実施します。	区職員、包括職員、障害者相談支援事業所職員等、相談従事者にもこころの健康相談を情報提供し、困難事例について助言指導を受ける機会があることを周知した。	区職員からの相談や、区職員・包括支援センター職員も参加してのケースカンファレンスの場として活用されたのが6件あった。同行訪問も1件実施。	引き続き、ケース相談やケースカンファレンスの場としてもこころの健康相談を活用し、区職員や関係機関の職員の支援力向上に努めてまいります。
方向性2	50	精神障害者家族教室（心理教育による家族の対応力向上）の実施	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象に、精神障害に対する適切な知識の獲得や対応力向上に向けた心理教育の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者家族教室（心理教育による家族の対応力向上）	精神障害・精神疾患のある方の家族を対象に、精神障害に対する適切な知識の獲得や対応力向上に向けた心理教育の実施	各区において年間を通じ実施	各区において家族の方の適切な理解を促すことができた一方、新規の参加をいかに促していくかが課題と言える。	各区において引き続き実施していく。
方向性2	50				青葉区	障害高齢課	精神障害者家族のつどい	講師を迎え、家族に精神障害に関する正しい知識や社会資源を周知する。家族同士が話をする機会を持つことで、感情を表出する機会となり、こころの健康を保つことができる。	年8回実施。参加者（延99人（実参34人））。	参加者の興味関心の高いテーマを把握し、実施することができたため、前年度よりも参加者数が増加した。	市政だよりで周知を図り、精神障害者を抱えるご家族に関心の高いテーマなどを工夫して、継続して実施する。
方向性2	50				宮城総合支所	保健福祉課	精神障害者家族教室	精神障害者を抱える家族を対象とした教室を開催し、正しい知識や社会資源の情報提供等を行うとともに、家族間の交流の場を設けます。（年6回：7月～12月）	年6回。延べ参加者：40名	H30年度に初めてグループワークを実施。家族同士の活発な意見交換の場となった。	各回において講師を招き、正しい知識や社会資源等の情報を提供するとともに、継続的な家族同士の交流の機会となるようにする。なお、講師については当事者を経験専門家として積極的に取り入れて、グループワークなどを行い、一方向のみで学ぶだけでなく、学び合いができる機会を引き続き設けていく。
方向性2	50				宮城野区	障害高齢課	精神保健家族教室	精神障害者の家族を対象とした教室です。講話を通して家族が疾患や福祉制度・社会資源を学びます。また、グループワークを通して家族が支え合う集いの場です。	年12回実施。	新規参加者を定着するため工夫を行っていく。	今年度は参加者のニーズに応じてテーマ設定し、本人への対応について理解を深めてきた。来年度も引き続き、ニーズに応じて、精神障害者の家族としての知識が得られる機会を作っていく。
方向性2	50				若林区	障害高齢課	精神障害者家族交流会	研修や交流を図りながら、家族に対する支援を行います。	年10回(4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月)開催し、延べ49人が参加。	参加者が固定化しており、新規の参加者が増えない状況。積極的な周知を行い、一定の参加者を集めていく必要あり。	新規で2名の家族が参加。長年参加している家族が話をする等して、家族同士の交流の場となっていた。次年度も関係機関への周知や、個別相談時に家族へ相談するなど周知を行っていく。
方向性2	50				太白区	障害高齢課	精神保健家族教室（①おしゃべりサロン・②家族勉強会）	精神障害者の家族を支援するために、居場所としての“サロン”と、知識・情報提供の場としての“勉強会”をそれぞれ行っている。	11回実施。25名、延べ89名が参加	講師を招いた勉強会の回には参加人数が多い。サロンは少人数でゆっくり話し合いができた。	サロンの日は人数は少ないが、同じ家族の立場でゆっくりと話し共感している方が参加しているため継続して実施する。
方向性2	50				泉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害者の家族を対象に家族教室を実施。精神科医の講演や、家族同士の対話を通して精神疾患に関する理解を深める。	年8回実施。実数38名、延べ数91名。	前年度より参加者は少なかった。参加者の声より、制度やサービスについて正しい情報を知りたいというニーズが高い。また、男性参加者のみで語る場のニーズはあるが、本事業では女性参加者が圧倒的に多いため、参加が遠のいている男性もいるようである。	引き続き精神障害者の家族を対象に実施。講演や家族同士の対話を通して精神疾患に関する理解を深めるとともに今後の当事者とのかわり方や生活について考えてもらう場とする。
方向性2	50				泉区	障害高齢課	精神障害者家族教室における当事者講演	精神障害者家族教室において、市内の大学を拠点とする当事者団体等へ講演を依頼し、当事者による講演を行う。	当事者講演の実施は1回。参加者は15名、うち新規は1名。体験談の紹介や、家族の対応や病気の付き合い方について当事者目線で話していただいた。	当事者の経験や考えをよく聞くことで、自分の家族との関係づくりの参考になったという声が多くあり、参加者の満足度が高かった。	今後も精神障害者家族教室において、市内の大学を拠点とする当事者団体や本市ピアスタッフ等による講演を行い、当事者理解を深めてもらう機会とする。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	51	地域住民や団体向けゲートキーパー養成研修の実施	地域住民や相談員等を対象とした、悩みを抱えている方への基本的対応についての研修の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	地域住民や団体向けゲートキーパー養成研修	地域住民や相談員等の資質の向上を目的に、研修の実施や講師派遣を行います。	講師依頼があった2団体、105名に対して、ゲートキーパー養成を行った。	自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成することができた。	令和元年度は、地域の介護予防サポーターや、大学並びに専門学校教員等を対象に養成研修を実施した。今後も引き続き、ゲートキーパー養成を実施していく。
方向性2	51				青葉区	家庭健康課	介護予防運動サポーターへの周知 理美容師等へのゲートキーパーの啓発	地域で活動する介護予防運動サポーターのスキルアップ養成講座の場を活用し、心の健康づくりに関することを周知する。 理美容師講習会の中でゲートキーパーの必要性や役割について周知する。	介護予防運動サポーターのスキルアップ養成講座を2回実施、計233人参加。 理美容師講習会の中でゲートキーパーの講話を2回実施、106人参加。	介護予防運動サポーターに、心の健康の必要性を、理美容師にゲートキーパーの必要性や役割を啓発できた。	今年度の実施は無かった。心の悩みのある方を支える市民が増えるように、研修を実施できるよう次年度は計画していく。
方向性2	51				宮城総合支所	保健福祉課	ゲートキーパー養成研修	地区健康教育においてストレスやこころの健康に関する講話を行う際、ゲートキーパー研修の要素を盛り込み、ゲートキーパーの養成に努めます。	1回、参加人数6名	落合復興公営住宅のサロンにて、アルコール依存症についての知識や被災者のこころのケアに関する講話を実施。サロン参加者は、住宅内のキーパーソンとなりうる方が多いため、講話によって住宅内の支え合い活動の促進につながった。	地域の特徴や課題に即した内容となるよう、健康教育等の場を活用し、ゲートキーパー養成を行う。
方向性2	51				宮城野区	障害高齢課	ゲートキーパー養成研修	相談員や民生委員など地域の支援者を対象にゲートキーパーとしての役割や具体的な対応を学ぶための研修を実施します。	実施なし	人員・予算不足のため実施の予定なし。市民からの要望もなし。	例年通り実施予定
方向性2	51				若林区	家庭健康課	ゲートキーパーの啓発養成	心の健康に関する健康講座や地区健康教育等でゲートキーパーの必要性や役割について啓発を行っています。	事業名「理美容業者への衛生講習における講話」「地区健康教育」の中で、ゲートキーパーについて啓発した。	心の健康に関する講話の中に、ゲートキーパーの内容を組み込んだ形で実施できた。 引き続きゲートキーパーについて啓発し浸透させていきたい。	依頼主に応じて、地域の中でゲートキーパーの役割を担っていただけるような視点を入れた内容で実施していく。また、令和2年3月に民生委員を対象に地区民児協を通じてゲートキーパーについて啓発予定。今後、ニーズを把握しながら地域のキーパーソンを対象にゲートキーパー養成研修を実施していく。
方向性2	51				若林区	家庭健康課	理美容業者への衛生講習における講話	衛生講習会で健康講話としてこころの健康とゲートキーパーについて啓発します。	2回（11月、1月）開催。参加者数 延156名	地域のキーパーソンとなる方に対し、意識づけを行うことができた。	衛生講習会では、別内容での実施希望があったため、令和元年度は実施しなかった。今後は希望に応じてゲートキーパーについて啓発していく。
方向性2	51				太白区	家庭健康課	区民へのゲートキーパーの啓発と養成	心の健康講座や地域で開催する健康教育等の中でゲートキーパーの役割と対応について講話を実施します。	区役所やララガーデンでのパネル展、啓発用ティッシュの配布を行った。また、大学への健康教育の実施2回延235名参加。職域への健康教育3回延68名参加。区民対象のこころの健康講座の実施1回延22名参加。	商業施設を利用したことで幅広い年代に啓発できた。	商業施設を継続して利用し、幅広い年代へ啓発を行う。また、メンタルヘルスについてセルフケアできる人材を育成する講座を実施することを通じてゲートキーパーの役割も担える人材を増やす。
方向性2	51				太白区	障害高齢課	太白区こころささえちゃん事業	理容・美容衛生講習会の中で、ゲートキーパーを養成し、身近なところで心の悩みを抱える人に気づき、必要な時に適切な支援に繋げられる人が地域の中で増えることで、自殺に追い込まれる前に支援を受けられる人が増える。	理美容衛生講習会（2回）の中でゲートキーパーの役割、基本的な対応法、ストレスへの対応についての講話をおこなった。161名受講した。	基本的に大切な内容を伝えることができた	毎年のように参加いただいている方もいるため、基本的には大切な内容を繰り返し伝えながらも、その時々でこころの健康に関する他の話題も盛り込み実施していく。
方向性2	51				太白区	家庭健康課	理美容師等へのゲートキーパーの啓発と養成	理美容師講習会の中でゲートキーパーの役割と対応について講話を実施します。	衛生課、障害高齢課と連携して、理美容講習会にてゲートキーパー講座を実施。161名参加。また、啓発用絆創膏を配布。1,000個	今後も他課と連携して実施予定。	商業施設を継続して利用し、幅広い年代へ啓発を行う。また、メンタルヘルスについてセルフケアできる人材を育成する講座を実施することを通じてゲートキーパーの役割も担える人材を増やす。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	51				泉区	家庭健康課	介護予防運動サポーターへの周知	地域で主体的に介護予防に取り組むサポーターのスキルアップ養成講座の場を活用し、心の健康づくりに関することや、ゲートキーパーの必要性や役割について周知する。	介護予防運動サポーター養成研修（6月、第5回目）でゲートキーパーについて啓発：参加者31人	地域で自主グループを運営するサポーターに対しても機会を捉え周知することが必要。	事務移管済のため 障害高齢課にて回答
方向性2	52	認知症高齢者等の家族交流会（認知症に関する適切な対応方法の獲得支援）の実施	認知症の方の家族を対象とした、認知症に対する適切な知識や対応力向上に向けた家族交流会の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症高齢者等の家族交流会	認知症の人の介護に携わっている家族などを対象とした交流会を開催します。	各区役所にて年37回実施。 参加者延302名。	地域の相談体制が整備されつつあるが、家族だけで介護問題を抱えている現状は続いており、適切な情報提供や支援ができるよう、今後も職員の育成が必要である。	家族だけで問題を抱えてしまうことがないよう、継続して交流の場を提供していく。
方向性2	52				青葉区	障害高齢課	認知症高齢者の家族会	日頃の介護の様子や経験などを語り合い負担の軽減をはかる	6回実施。35人（実人数）参加。1回あたり6～11人参加し、自由に悩みや思いを話してもらった場とした。	毎回新規参加者があり「思いを語り、思いを聞く」なかで「自分だけではない」と感じてもらう場が大切であると感じている。次年度も継続して実施。	引き続き、市政だより等で周知し、日頃の介護の様子や経験などを語り合い負担の軽減を図る
方向性2	52				宮城野区	障害高齢課	認知症高齢者家族ほっと一息相談会	家族交流会や講演会などによる、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	年8回実施。内2回は講話	ピアカウンセリングの機能が果たしている。参加者のニーズを事業に活かしていく。	ピアカウンセリング機能の強化。認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を行う。認知症当事者視点の支援についても取り入れていく。
方向性2	52				若林区	障害高齢課	認知症家族支援事業	相談や交流を図りながら、家族に対する支援を行います。	年7回実施（H30.5月、6月、8月、11月、12月、H31.1月、3月）。実人数16名、延人数22名参加。	昨年度より参加者微増も、1回の参加者は2～4名と少数。周知方法の工夫が必要。	次年度も、相談・交流の場として年4回以上実施予定。また周知方法として、回覧板の活用等も検討。
方向性2	52				太白区	障害高齢課	認知症高齢者家族交流会	認知症高齢者の家族の、認知症への理解の促進と家族の介護負担軽減を図ることを目的に、家族同士の座談会や講話を開催している。	座談会、講話など8回開催した。	認知症カフェが地域の中で定着し始めている。家族交流会との役割分担を確認しながら進める必要がある	診断されて間もない方などは地域の認知症カフェなどへの参加にまだ気持ちが向かない方もおり、今の気持ちを安心して語れる場として継続して実施する。
方向性2	52				秋保総合支所	保健福祉課	認知症の理解促進	包括による認知症カフェの開催について後方支援を行う	1回参加。開催内容に関する情報交換実施。	認知症になっても安心して生活できる地域づくりの一環となる。	今年度実施なし。包括ケアマネ支援の一環で、当事者からの講話の機会あり。包括とともに、1回/年以上認知症に関する情報を得る機会をつくっていく。
方向性2	52				泉区	障害高齢課	認知症高齢者を抱える家族のつどい	認知症の家族を対象にした、認知症に対する適切な知識や対応力向上に向けた家族交流会の実施。	年10回実施。述べ数は51名。うち、新規参加者は15名。	新規参加者がその後、地域で相談の場を得られるような包括やカフェの情報提供を行うことは今後も必要となる。継続参加者はほとんど固定。	引き続き、認知症高齢者をかかえる家族を対象に実施する。例年同様、認知症についての知識を得たり、介護者同士で情報交換したりすることにより、介護の悩みや問題解決方法を得る機会とし、介護者の介護負担軽減へとつなげたい。
方向性2	53	介護予防運動サポーターの養成	高齢者の介護予防を目的とした介護予防自主グループの運営を担う、介護予防運動サポーターの養成	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	介護予防運動サポーターの養成	地域の高齢者を対象とした介護予防自主グループで介護予防活動を推進する介護予防運動サポーターの養成	サポーター養成研修48回実施、延参加者数749人。 活動中のサポーター総数1,397人（H31.3月末）	グループが見守り機能を果たしながら今後も活動を継続できるよう、心の健康とその対応について学ぶ機会を研修等でさらに取り入れる必要がある。	日頃のグループ運営の中で見守り機能が果たせるよう、養成研修だけでなくスキルアップ研修においても伝えていく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	53				青葉区	家庭健康課	地域介護予防活動支援事業	介護予防を目的として活動する自主グループの立上げやサポーターへの支援を行い、地域の通いの場づくりや高齢者の閉じこもり予防を図っています。	9回実施、200人参加。	区内の自主グループのほとんど（92.3%）が参加した。	障害高齢課に事業移管
方向性2	53				宮城総合支所	保健福祉課	介護予防自主グループ育成支援事業	地域の高齢者の介護予防を目的として、介護予防自主グループを育成・支援しています。介護予防自主グループは、介護予防にとどまらず、社会参加の場や見守り合う体制など広く「地域づくり」として大きな役割をはたしています。	・サポーター養成研修の実施（修了者6名）。 ・サポータースキルアップ研修の実施（全3回、延66名）。 ・青葉区合同でのサポーターまつり（管内12名）。	スキルアップ研修では、地域における介護予防について考えてもらえるようグループワークを実施したが、視野を広げることが難しい参加者もいた。研修に不参加のグループが一定数いることから、研修に対するニーズ把握が課題。	運動にとどまらない介護予防についての正しい知識を提供し、より効果的な活動を行えるよう研修を企画する。また、地域の通いの場としてグループが機能し続けるよう支援していく。
方向性2	53				宮城野区	家庭健康課	介護予防自主グループ育成支援事業	地域の高齢者の介護予防を目的として、介護予防自主グループを育成・支援しています。介護予防自主グループは、介護予防にとどまらず、社会参加の場や見守り合う体制など広く「地域づくり」として大きな役割をはたしています。	介護予防運動サポーター養成研修は全5回開催し、36名が研修を修了し、新規サポーターを養成。区内47か所の介護予防自主グループの運営支援を行い、320名のサポーターが登録されている。	新規グループ1か所登録となったが、高齢化や担い手不足等により休止のグループも出てきている。また、サポーター養成研修については、運動中心の内容だけではなく、フレイル予防や口腔・栄養等高齢者の健康について取り上げ、地域の健康を支える一助になれるよう、研修内容の検討が必要。	令和元年度より障害高齢課へ事業移管
方向性2	53				若林区	家庭健康課	介護予防自主グループ育成支援事業	介護予防を目的として活動する自主グループの立上げや、サポーターへの支援を行い、地域の通いの場づくりや高齢者の閉じこもり予防を図っています。	区内介護予防自主グループへ地区担当の保健師が最低1回は顔を出し、参加者、サポーターのモチベーションの維持とタイムリーな情報提供等を実施。健康づくり応援教室区内5箇所 各2回実施	自主グループの実施会場確保の課題が出てきている。	障害高齢課にて事業実施。地域保健活動の枠として、社会資源の把握と後方支援を含め、地区担当保健師が顔を出せると良いと考えている。
方向性2	53				太白区	家庭健康課	介護予防自主グループの立上げと継続に関わる支援	介護予防を目的とし活動する自主グループの立上げや継続した運営をサポートし、高齢者の閉じこもり予防を図ります。	立上げ8か所（新規1、拡張7）太白区まちづくりフォーラムでのパネル展示	参加者のモチベーションの維持向上につながった。	令和元年度から当事業は障害高齢課へ移管済み
方向性2	53				秋保総合支所	保健福祉課	介護予防自主グループ支援事業	介護予防を目的として活動する自主グループの立上げやサポーターへの支援、高齢者サロンへの支援を行い、地域の通いの場づくりや高齢者の閉じこもり予防を図っています。	年8回実施。	様々なテーマで関わることで地域住民からの発信にもつながる。	自主グループや地域サロンでの健康教育を実施。今後も継続して実施していく。
方向性2	53				泉区	家庭健康課	介護予防自主グループ支援事業	介護予防を目的として活動する自主グループの立上げやサポーターへの支援を行い、地域の通いの場づくりや高齢者の閉じこもり予防を図っています。	41グループに対し実施。延60回	各グループとも工夫を凝らし運営している。サポーターの高齢化に伴い次の世代の担い手確保が課題。	事務移管済のため 障害高齢課にて回答
方向性2	54	介護経験者による認知症介護講座と相談会の実施	市民を対象とした、要介護者への適切な対応方法を学ぶための介護経験者の講話及び相談会の開催	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	各区役所にて年11回開催。 111名参加。	前年度より参加者数が増加。専門的な話を介護者が求めていることが考えられ、対応する職員も専門的な研修等の実施によりさらなる能力向上に努める必要がある。	家族だけで問題を抱えてしまうことがないよう、専門的な知識と相談の機会を提供していく。
方向性2	54				青葉区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	年2回実施。1回あたり6～8人参加しており男性介護者の体験談や交流会を実施。	男性介護者だからこそその介護の難しさや悩みを話す機会となっている。継続して実施。	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、男性介護経験者による講話および相談会を開催予定。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認			
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握			
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）	
方向性2	54				宮城野区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	年2回実施		例年通り実施することができた。	引き続き、介護経験者による体験談を実施し、ピアカウンセリング機能を強化する。介護家族が孤立しないよう区役所以外の相談先の周知を行う。
方向性2	54				若林区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	年3回実施（H30.7月、10月、H31.2月）。実人数35名、延人数37名参加。		司会を家族の会担当者に依頼していたが、参加者の発言の偏りを防ぐため、区の担当者との進行役の分担が必要。	家族の会役員による相談会では、介護経験の共有により介護負担軽減が図られた。次年度も2~3回ほど開催し、家族が介護経験を共有できる場を設ける。
方向性2	54				太白区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	年間8回開催 参加人数 48人 内容 座談会 4階 認知症の人と家族の会共済講話2回 講話 2回		各包括支援センターで実施の介護予防教室やサロン、認知症カフェなどが開催されるようになり、役割分担をしながら進める必要がある。	診断されて間もない方などは地域の認知症カフェなどへの参加にまだ気持ちが向かない方もおり、今の気持ちを安心して語れる場として継続して実施する。
方向性2	54				泉区	障害高齢課	認知症の介護講座と相談会	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を開催します。	認知症の人と家族の会 宮城県支部と共催で、介護経験者による講話および相談会を2回実施。		経験者であるからこそ、分かち合える気持ちもあることから、参加者にとって有意義な時間となった様子。H31年度も引き続き実施予定。	次年度も同様、認知症の人と家族の会 宮城県支部と共催で実施予定。
方向性2	55	地区健康教育（健康問題に関する適切な対応方法の啓発）の実施	地域住民・団体、企業等を対象とした、健康問題に伴う様々な困りごとや悩みに対する適切な対応方法の啓発	健康福祉局 各区	健康福祉局	健康政策課	各種健康教育	地域や地区組織、関係団体、職域等と連携をとりながら、健康づくり及び生活習慣病等の疾病予防を目的として実施しています	年間を通して実施。		地域・社会全体で予防に取り組めるよう引き続き人材育成に努めていく。	地域や地区組織、関係団体、職域等と連携を図りながら、各種健康教育を通じて健康づくりや疾病予防について広く啓発していくよう、人材育成に努める。
方向性2	55				青葉区	家庭健康課	うつ病等の啓発。	地域の支援者等に対して、うつ病等の啓発をしています。	No9と同じ。1回開催、12人参加。		参加者に睡眠とこころの健康についての理解を促すことができた。	No9と同じ。
方向性2	55				青葉区	家庭健康課	こころの健康づくり講演会	区民を支援している社会福祉協議会や民生児童委員協議会等の支援者を支援する講演会を開催しています。	1回開催、45人参加。		支援者のニーズをもとにテーマを選定したため、支援者の活動に生かせるものとなった。	今年度も開催し、民生委員や社会福祉協議会の委員などの支援者の参加があった。アンケートより、講演会の内容を実践したい、周りに伝えたいとの回答が多数あった。次年度も開催を計画しているため、地域の支援者に周知し、参加を呼び掛けたい。
方向性2	55				青葉区	家庭健康課	うつ病等の啓発	地域の住民や支援者に対して、うつ病等の健康教育を実施しています。	No9と同じ。1回開催、12人参加。		参加者に睡眠とこころの健康についての理解を促すことができた。	No9と同じ。
方向性2	55				青葉区	障害高齢課	地区健康教育	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行います。	実施なし		・平成30年度の実施はなかったが、依頼があれば啓発を実施していく。	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行っていく。
方向性2	55				宮城総合支所	保健福祉課	地区健康教育	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行います。	老人会等からの依頼に基づき運動や低栄養予防、歯と口の健康等について健康教育を実施（6件）		今年度は認知症や低栄養予防をテーマとした講座の依頼が増加したが、地区によって従来の有無に差がある状況が続いている。	引き続き地区担当保健師が他職種が行う健康教育に同行しながら地区のキーパーソン等とつながりを持ち、地区の課題等を共有していく。
方向性2	55				宮城野区	家庭健康課	働き盛り世代に対する健康情報の発信	区内の理美容、タクシー事業所等（約80か所）に対し、毎月、健康情報（リーフレット）を送付します。9月、3月に心の健康や自死予防に関する情報提供を行います。	区内理美容店・タクシー事業所等計75か所に送付。5月に睡眠について・2月にこころの健康についてのリーフレットを送付。		事業所1か所から相談あり、新規送付先が1か所追加となった。今後も引き続き、啓発に力を入れ、送付先を増やしていく。また、保健福祉センター内の他課にも協力を依頼し、他課の情報についても一緒に発信していく。	事業所へアンケートを実施し、送付したリーフレットの中でどのような反響があったのか等を調査し、次年度の発送内容に活用していく。今後も引き続き心身の健康づくりに関する情報や、相談窓口のチラシを送付し、普及啓発を図っていく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	55				宮城野区	障害高齢課	心理講話 (被災者の心のケア支援事業)	地域包括支援センターの依頼の元、高齢者の多い被災地において心の健康づくりをテーマに心理講話を実施します。	年2回実施（9月と12月）	例年通り実施することができた。	包括からの依頼に応じて検討
方向性2	55				若林区	家庭健康課	地区健康教育	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスや睡眠など、心の健康に関する講話を行います。	9月の健康づくり講座で睡眠とゲートキーパーについてヨガの実践を併せて1回実施。参加者数17名。	自殺予防週間に合わせて実施することで、効率よく実施できた。また、講話と実践を併せることで参加者のスキル習得につながると思われた。	地区からの宅配講座の依頼に応じて、こころの健康についての講話を実施していく。
方向性2	55				若林区	障害高齢課	地区健康教育	地域で開催される会議に出席し、障害等についての啓発を行います。	実績なし	介護予防事業が31年度から担当課となるため、そこから健康教育の場を広げていく。	地区活動の中で啓発の場を設けていく。
方向性2	55				太白区	家庭健康課	心の健康づくりに関する啓発	地域の住民や事業所等に対して、心の健康に関する健康教育を実施しています。	健康教育22団体、26回、延970名	働き盛り世代への啓発を実施することができた。	地域の住民や事業所等に対して、心の健康に関する健康教育を実施する。
方向性2	55				太白区	障害高齢課	地区健康教育	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行います。	理容・美容衛生講習会の中で、ゲートキーパーの役割、気温的な対応法、ストレスへの対応についての講話をした。	基本的に大切な内容を伝えることができた	地域団体やグループへの健康教育の機会をとらえて、こころの健康に関することも取り入れていく。
方向性2	55				秋保総合支所	保健福祉課	こころの健康づくり講演会	町内会長や民生児童委員協議会役員等の支援者を中心に講演会を開催しています。	1回/年。23名参加。	こころの健康について改めて考える契機となるため同時期実施が有効。	令和2年1月実施(36名参加)。地域支援に携わる方を対象にゲートキーパー研修の内容で実施。年1回の実施を継続していく。
方向性2	55				泉区	家庭健康課	健康出張講座	地域住民や団体からの依頼に基づき、ストレスやこころの健康に関する講話を行います。	2回実施（7月、10月） 参加者数 延べ173名	職域からの依頼により、働き盛りのストレス対処法や、ゲートキーパーの役割等について啓発することができた。	ストレス対処法、ゲートキーパー等についてのテーマを設けて、市民及び職域からの依頼に対応する。
方向性2	55				泉区	障害高齢課	地域支援者への普及啓発	地域の中で活動する支援者を対象として、自殺予防やメンタルヘルス等についての普及啓発を行います。	民生委員に対して、抑うつ高齢者への支援や相談窓口等について普及啓発を実施。圏域内の相談従事者に対しても、相談窓口の周知を図った。	高齢者に表立ってかかわる民生委員や直接住民に対してケアにあたる支援者に対して、困ったときの相談窓口を伝えることができた。	今年度は衛生課より講話依頼があり、理美容組合員を対象に行う衛生講話の中で、ゲートキーパー養成研修を実施した。次年度も同様に、相談職や市民を対象に講話の依頼があれば積極的に受け、健康に関する普及啓発に努めていきたい。
方向性2	56	性暴力被害支援者専門研修の実施	性暴力被害者と接する可能性のある相談員等を対象とした、ジェンダーの視点を意識した専門的な被害者支援研修の実施	市民局	市民局	男女共同参画課	性暴力被害者支援事業	性暴力被害者と接する可能性のある相談員等を対象に、性暴力被害者支援に関するジェンダーの視点を意識した専門的な研修を実施します。	性暴力被害者支援スキルアップ講座（公開講座含む）を実施した。 ・講座参加者42名 ・公開講座参加者：72名	性暴力被害に対する支援者のスキルアップや市民への啓発を通じて、被害者の二次被害防止や相談体制の充実を図ることができた。	令和2年度も、引き続き性暴力被害者支援スキルアップ講座を実施する予定である。
方向性2	57	多重債務庁内窓口職員対象研修会の実施	多重債務の基礎的知識や対応力の向上を目的とした、市職員向け研修の実施	市民局	市民局	消費生活センター	多重債務庁内窓口職員対象研修会	多重債務に陥っている市民を発見する可能性が高い窓口職員等の知識の向上を図り、確実に消費生活センター等の相談窓口につなげることができることを目的として、職員向け研修を実施しています。	年一回実施（平成30年8月）し、43名参加した。	前年度と研修参加者は同数であった。引き続き多重債務の相談窓口周知を図るとともに多重債務者の掘り起こしに努める。	当研修会は多重債務の相談窓口周知および多重債務者の掘り起こしのために重要であると認識している。今後も年1回の開催を実施して参りたい。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	58	障害者差別解消に係る職員研修の実施	市職員を対象とした、障害者差別解消の推進に関する対応要領に基づく研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害者差別解消に係る庁内対応体制の整備	差別解消に係る職員対応要領を整備し、職員向けの研修を実施するとともに、市実施事業への手話通訳者の派遣等の情報保障や、各区等の窓口における障害者とのコミュニケーション支援のため、タブレットやアプリ、コミュニケーションボードの導入を検討し、庁内の対応体制を整備します。	1. 庁内研修 ・新規採用職員研修：①4月…248名、②10月…17名 ・管理職員向け研修（12月）：89名 ・一般職員向け研修（2月）：161名 ・全職員を対象としたe-ラーニングを活用した研修（11月）：①心のバリアフリーについて学ぼう8,277名、②「バリア」とはなんだろう？ 5,611名 2. 市実施事業への情報保障（障害企画課負担分のみ）28件 3. 各区等の窓口におけるコミュニケーション支援 ・障害企画課、5区に加え、平成30年度から宮城総合支所保健福祉課にタブレット（UDトーク使用可能）を導入。 ・コミュニケーションボードは5区に加え、30年度から宮城総合支所保健福祉課に設置。	・研修を今後も継続して実施するに当たり、研修内容については検討が必要である。 ・アプリ（UDトーク）やコミュニケーションボードをより広く活用してもらうための手法の検討が必要である。	・研修について一般職・管理職・新規採用職員研修を継続し、職員の知識や対応力の向上を目指す。併せて、e-ラーニングの内容も充実させ、全職員の知識・理解を深めていく。 ・コミュニケーション支援教育関係機関からの問い合わせも増加しているため、各機関でうまく活用してもらえるように資料等を整備していく
方向性2	59	障害理解サポーター（ココロン・サポーター）養成研修の実施	障害のある方を講師とする、企業・団体等向け研修の実施による、障害に対する良き理解者の養成	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害理解サポーター（ココロン・サポーター）養成研修	障害のある方が講師となり、企業・団体等を対象に講義やグループワーク等の研修を行い「障害とは何か」を考えることで、障害に対する良き理解者の養成を進めます。	・障害理解サポーター養成研修：年16回開催、439人受講	・受講者のアンケートでは、研修前に「差別解消法」または「仙台市差別解消条例」を知っていると答えた割合は41%であったが、研修後に同内容を理解できたという割合は87%となり、本研修を通じて障害に対する理解が進んだと評価できる。 ・障害理解サポーター養成研修の周知先を増やし、継続して実施していく。	・令和元年度は1月時点で29回開催、910人が受講しており、順調に受講者数が増加している。引き続き障害理解サポーター養成研修の周知先を増やしていくとともに、当事者講師養成研修で登録された新たな講師の育成を図り、企業・団体からの様々なニーズに対応できるよう努める。
方向性2	60	自殺未遂者等ハイリスク者支援のための協働支援ツールの作成と活用	地域の様々な関係機関と協働するためのアセスメントや支援方針・支援計画立案のための協働支援ツールの作成と利用促進	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	仙台市自殺ハイリスク者支援体制検討会議	自殺未遂者等ハイリスク者、係る支援体制の構築に関する事項（協働支援ツール、関係機関の連携のあり方など）について、協議・検討するための会議体の設置	保健、医療、教育、労働、司法、福祉、自死遺族支援団体等の関係機関や有識者で構成する検討会議を開催し、協働支援の仕組みやツールについて検討を行った（計5回開催）。	従来は関係機関が個々に対応してきた自殺未遂者等ハイリスク者への支援について、悩みや困りごとに合わせた多機関協働支援の仕組みの具体化と関係機関による合意形成を図ることができた。	平成30年度で終了となった会議であるため、取組みの予定なし。
方向性2	61	自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施	保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関職員を対象とした、人材育成研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	仙台市自殺予防対策事業研修（ハイリスク者支援研修）	相談支援機関の職員を対象に、自殺未遂者等ハイリスク者を支援する際の態度や姿勢、適切な対応等について学ぶための研修を実施します。	保健、医療、教育、労働、司法、福祉、自死遺族支援団体等の関係機関や有識者で構成する検討会議を開催し、協働支援の仕組みやツールについて検討を行った（計5回開催）。	平成30年度は、左記検討会議を実施する中で、関係機関間でそれぞれの機関の特徴や提供できる支援・サービスについて、情報共有できた。	庁内関係各課との協調を図りながら、自殺未遂者等ハイリスク者支援において必要な研修を実施して参りたい。
方向性2	62	震災後心のケア従事職員研修の実施	各区保健福祉センターや精神保健福祉総合センターにおける震災後心のケアに関わる職員向けの研修や事例検討会の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	震災後心のケア従事職員研修会	心のケア担当職員を対象に、被災に関する知識や適切な対応を学ぶための研修を実施します。	年間7回の研修会を開催し、心のケア担当の嘱託職員を中心に延265名の参加があった。	各区・支所での実例をもとに支援体制の検討を参加者全員で行うことができた。しかし、区によって支援頻度のバラつきがあり、担当者のスキルや意識も区間で差がある。	被災者支援の対象者については通常の支援の枠組みの中に徐々に戻していく必要がある。また、被災者の抱える問題も年数を経過するにつれ、複雑化しており、支援者自身のより一層のスキルアップが求められる。そのため、現場スタッフのみならず、統括レベルにある職員に対しても参加を促し、支援に関わるもの全体のスキルアップを図って参りたい。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	63	心の健康対応力向上研修の実施	かかりつけ医等を対象とした、うつ病等の精神疾患の知識や診断に関する研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	かかりつけ医等心の健康対応力向上研修	かかりつけ医等に対して、うつ病をはじめとした精神疾患の知識や診断に関する研修を行っています。	研修を2回開催し、延174名（かかりつけ医70名、コメディカル104名）が参加し、2回通じて参加をした53名に修了証書を交付した。	不眠や不安症状に対する向精神薬の適正な処方を行うための研修および計画相談作成事業者向けの障害者支援体制加算の研修として位置付けることで、平成29年度に比し参加者数が113名（かかりつけ医+51名、コメディカル+62名）増加した。	令和元年度は研修会を2回開催し、延132名（医師54名、コメディカル78名）が参加した。新たに医師の他薬剤師や養護教諭、相談支援専門員といった関係職種を含めた座談会を実施し、多職種の連携による支援の実際を講義内容に含めた。今後も継続的に本研修を実施し、うつ病などの精神疾患の早期発見・早期治療、支援体制の強化等に努めてまいりたい。
方向性2	64	精神障害者家族支援（人材育成）の実施	精神障害者の家族支援活動を牽引し支援の質を維持・向上させるための家族スタッフ育成研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者ピアカウンセリング事業	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリング（同じ立場にある仲間どうしによって行われるカウンセリング）を学び実践する機会を提供します。また、当事者活動のリーダーの育成を図ります。	ピアカウンセリング講座を3回実施（参加者計：30名）。ピアトークショーを1回実施（参加者：20名、活動報告を行った団体：4団体）	当事者同士で実体験などを話し合う機会が普段あまりないため、多くの方から良い経験ができたとの声が上がった。しかし、参加団体が固定化されてきていることが課題であり、新規開拓をしていく必要がある。	参加団体の固定化が進んでいることから、業務委託先とも相談の上、新規の団体の参加を促して参りたい。
方向性2	65	当事者活動（ピアカウンセリング）におけるリーダーの育成	ピアカウンセリング（同じ立場にある仲間同士によって行われる相互支え合い）講座を通じた、当事者活動を牽引するリーダーの養成	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者家族支援事業	精神障害者の家族は、周囲に助けを求めることが難しく、孤立した対応を余儀なくされ疲弊する現状にあることに鑑み、精神障害者の家族に対する相談支援・休息支援事業等を実施します。	・家族による家族学習会セミナー：39名参加 ・家族による家族学習会（計5回）：10名参加 ・家族による家族学習会担当者養成研修：12名参加	ピア家族相談員として家族支援に携わる意思のある方を募集できた。また、このうち5名が今年度の学習会の担当者について活動に参りたい。次年度以降も担当者を養成し事業を拡大していく。	どこにも相談できていない精神障害者家族が、相談につながることでできるよう、アクセスのしやすい場所での相談会を実施する。また、精神障害者家族が抱える特有の問題を同じ立場にある家族スタッフに対し、相談できる場を提供して参りたい。
方向性2	66	ピア相談員（ピアサポーター）の育成	精神障害者を対象とした、ピアサポート活動に関する研修や実習活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	ピア相談員（ピアサポーター）雇用促進	自らの疾病体験を踏まえて、ピアサポーターの活動を希望する精神障害者に対して、自らの適性を見極めるとともに、相談支援事業所等がピアサポーターを雇用し活用するための契機となるよう相談支援事業所等での実習機会を提供します。	4名の実習希望者について各研修会や相談支援事業所等での実習を経て、修了した。	精神障害のある当事者への支援の観点からも同じ境遇にあるものからの支援やアドバイスは有用なものであり、研修を修了したサポーターを増やすことは有用である。	事業開始より、毎年研修修了者を輩出しているものの、ピアサポーターとして市内で勤務をしているものは非常に限られている。令和2年度については業務委託先とも相談をしながら、研修を修了したピアサポーターの受け口の拡大をより一層図って参りたい。
方向性2	67	関係機関職員向けゲートキーパー養成研修の実施	行政窓口、教育機関、労働関係機関、地域の相談関係機関の職員を対象とした、適切な対応を学ぶための研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	専門職向けゲートキーパー養成研修	自殺の危険性のある方と関わる専門職を対象に、自殺に関する知識や適切な対応を学ぶための研修を実施します。	平成31年2月1日地域自死対策研修を実施し、85名が受講した。 【講師】筑波大学 医学医療系 災害・地域精神医学 教授 高橋祥友 氏 【内容】「死にたい」と「生きたい」の狭間でできること ～身近な人の死を防ぐために～	専門職員が自死に至る機序等の基本的な内容及び具体的な対応について学ぶことにより、支援技術の向上を図ることができた。	令和元年度は、メンタルケア協議会の西村由紀先生を招き、基礎編と実践編の2回の研修を実施し、199名の支援者の養成を図った。今後も、自殺の危険性のある方と関わる専門職を対象に、自殺に関する知識や適切な対応を学ぶための研修を継続し、支援者の資質向上に努める。
方向性2	67				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	市職員向けゲートキーパー養成研修	様々な窓口で市民と接する市職員や外郭団体職員を対象として、ゲートキーパーの役割や具体的な対応を学ぶための研修を実施します。	平成30年7月6日、市職員や外郭団体職員を対象とした自死対策ゲートキーパー養成研修を実施し、67名が受講した。 【講師】太白区保健福祉センター管理課 主幹兼企画係長（精神科医）河田祐子 氏 【内容】 ①講話「こころの声に気づく～職員1人ひとりができること～」 ②グループワーク「対応方法の実際について」	市民と接する機会のある市職員及び外郭団体職員が、自殺対策の観点から、ゲートキーパーとしての各々の役割を考え、必要時には適切な機関に繋ぐことの重要性を学ぶことができた。	令和元年度は、56名の職員が受講し、ロールプレイを交えた内容で、市民に接する様々な窓口の職員が対応を学んだ。今後は、より多くの職員が受講できるように、職員研修所との連携を検討する。
方向性2	68	企業等向けゲートキーパー養成研修の実施	従業員の困りごとや悩み、心身の健康保持に関して適切に対処できる企業の担当者の育成に向けた様々な研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	職場のメンタルヘルスに関する研修・講演会の実施	民間企業や公的機関に対して、講師を派遣し、心の健康や職場におけるメンタルヘルス対策に関する講演や研修を実施します。	給食施設、消防や生活保護を担当する部署の職員に対して、12回講師を派遣し、研修会等を実施した。	心の健康や職場におけるメンタルヘルス対策に関する講演や研修の講師講師を派遣することにより、心の健康の普及や啓発や人材育成に繋がった。	令和元年度は、仙台地方裁判所、地域包括支援センター管理者、国土交通省地方整備局等に対して、講師を派遣し、心の健康や職場におけるメンタルヘルス対策に関する講演や研修を実施した。今後も、職場のメンタルヘルスに係る研修等を継続してい

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	69	アルコール・薬物問題研修の実施	地域の相談機関の職員を対象とした、アルコールや薬物に関する問題の適切な理解と適切な対応を学ぶための研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アルコール・薬物問題研修講座	地域の相談機関の職員を対象に、アルコールや薬物に関する問題の正しい理解と適切な対応について学ぶための研修を実施します。	宮城県精神保健福祉センターとの共催事業として、基礎編・実践編の2部構成で実施し、基礎編は67名、実践編は43名の参加があった。	アルコール関連問題に関する理解や家族支援について、区の障害高齢課や家庭健康課、地域包括支援センター等、支援に携わる職員の人材育成の機会となった。	令和元年度は、「動機づけ支援」について研修し、依存症者支援に生かす学びの機会となった。今後も支援者が、依存症関連問題に対する理解を深め、より具体的な学びを得るための機会として、実践的な演習を取り入れた研修を継続していく。
方向性2	70	教職員向け思春期問題研修の実施	思春期の子どもに関わる教職員や関係機関職員を対象とした、思春期精神保健についての理解を深め、対応を学ぶための研修講座の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	思春期問題研修講座	思春期の子どもたちに関わる教職員や関係機関職員を対象に、思春期精神保健についての理解を深め対応を学ぶための研修講座を実施します。	平成30年9月28日研修講座を実施し、81名の参加があった。 【テーマ】子どもたちの不適応行動の理解と対応 【講師】医療法人五十嵐小児科 臨床心理士 早川典子 氏 【内容】講師による講演と事例についてのグループワーク	アンケート結果満足度が高くほとんどの参加者が支援に役立つと回答しており好評でした。今後もニーズにあったテーマ設定、参加しやすい日程や会場の工夫が求められる。	令和元年度9月20日に研修講座を実施し、99名の参加があった。 【テーマ】青年期外来で出会う子どもの姿からみえてくるもの 【講師】公益財団法人慈恵会精神医学研究所 所長 精神科医 青木省三 氏 【内容】講師による講演と事例についてのグループワーク 令和2年度も9月頃に思春期問題に関わる講師をお呼びし、研修講座の開催を予定している。
方向性2	71	ひきこもり者の家族教室（ひきこもりに関する適切な対応方法の獲得支援）の実施	ひきこもりの方の家族を対象とした、ひきこもりに関する適切な理解を深め、対応を学ぶための家族教室の開催	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	ひきこもり者をもつ家族を対象とした、集団療法や教室の開催	ひきこもり者を持つ家族を対象に、ひきこもりに関する理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担を軽減する機会として、家族教室を実施します。	ひきこもり家族教室を4回（2回1クールを2クール）実施し、延べ81名の参加があった。	幅広いご家族が参加されており、ひきこもりについての理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担を軽減する機会となっている。繰り返し参加されたり、個別相談と並行して利用されているご家族もおり、継続して実施していくことが求められる。	令和元年度も、ひきこもり家族教室を4回（2回1クールを2クール）実施。延べ100名の参加があった。1クール目の参加者が高齢傾向にあり、2クール目にはフィナンシャルプランナーを講師に招き、経済面・社会福祉制度等の講話をいただいた。令和2年度は3回1クールを2回実施予定。
方向性2	72	アルコール問題や薬物関連問題のある方の家族向け研修の実施	アルコール問題や薬物関連問題のある方の家族を対象とした、アルコールや薬物に関する適切な理解や対応を学ぶための研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アルコール・薬物問題を持つ家族のミーティングや研修会の開催	アルコールや薬物関連問題を持つ家族を対象に、アルコールや薬物に関する正しい理解と適切な対応について学ぶ機会として、定例ミーティングや、研修を実施します。	定例ミーティングは、全35回、延95名の参加者があった。家族を対象とした研修会（家族教室）は2回実施し、延 35名のご家族の参加があった。	家族のアルコールや薬物問題に長い間悩んできたご家族が多く、アルコールや薬物に関する正しい理解を得る機会となっている。こうした場の提供は、今後も相談と両輪で継続していく必要がある。	家族の不安を軽減し、本人、家族の回復を後押ししていくために、令和2年度以降も定期開催していく。
方向性2	73	子どもの支援に取り組む団体への講演や研修の実施	子どものこころのケアに取り組む民間団体や公的機関を対象とした、講演や研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	子どものこころのケアに関連する研修・講演会の実施	子どもの支援に取り組む民間団体や公的機関に対して、講師を派遣し、子どものこころのケアに関する講演や研修を実施します。	子どものこころのケアに関する研修会を2回、子どものこころの相談室（4回）、子どものこころのケア懇話会（1回）、児童生徒のこころのケアに関する研修会（3回）、児童生徒の心のケア検討委員会（2回）、被災校への精神科医派遣（9回）、子どものこころのケア支援チーム（6回）に、講師や委員を派遣した。	様々な立場で子どもと親に関わる支援者に対し、子どものこころのケアの基礎知識や理解に加えて、支援の留意点等を伝え、支援力向上や支援体制の維持・構築の一助となることができた。	子どものこころのケアに関して、講師や委員等を継続して派遣した。震災の長期的な影響から不登校まで、子どものこころのケアの基礎知識や理解は幅広く必要とされているため、今後も支援者の支援力向上や支援体制の維持・構築の一助となるように継続していく。
方向性2	74	発達障害者家族教室・家族サロン（発達障害に関する適切な対応方法の獲得支援）の実施	発達障害のある方の家族を対象とした、発達障害に関する適切な知識や対応を学ぶための家族教室・家族サロンの実施	健康福祉局	健康福祉局	北部・南部発達相談支援センター	家族教室・家族サロン	当事者の家族同士が集う場を提供することにより、ピアサポートや家族支援を行います。	家族教室 20回実施、延べ184名参加 家族サロン 17回実施、延べ150名参加	障害児者の家族にとっての貴重な情報交換の場や交流の場となっている。	障害児者の家族にとって貴重な情報交換や交流の場となっていることから、発達障害に関する適切な理解の促進及び支援制度や相談機関の周知のため、本事業を実施して参りたい。
方向性2	75	発達障害支援に関する専門研修の実施	発達障害のある方を支援する関係機関職員等を対象とした、発達障害に関する専門的知識や援助技術についての研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	北部・南部発達相談支援センター	発達障害基礎講座・特別講座など	発達障害（疑いを含む）のある方の支援者を対象に、発達障害に関する専門的知識や援助技術についての研修を実施	発達障害基礎・中堅講座、教員向け研修、療育セミナー等 計 14回実施 延べ1,369名参加	発達障害児者とその家族にとって住みやすい地域となるため、多くの関係機関の職員等に参加いただき、専門知識や援助技術等を学ぶ機会となっている。	発達障害児者を支援する関係機関職員等に対し発達障害に関する専門的知識や援助技術のため研修機会を提供して参りたい。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	76	訪問型の生活支援活動を行う住民主体の団体への支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、多様なサービスを提供する住民主体の団体等に対する、補助及び研修会等の実施	健康福祉局	健康福祉局	高齢企画課	住民主体による訪問型生活支援モデル事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民等の様々な主体が参画した多様なサービスを受実させ、地域の支え合い体制づくりを推進するため、このような活動を行う団体に対し、補助や研修会などの支援を行います。	モデル事業の実施団体を公募し、補助や研修会などの支援を行った。	高齢者の在宅生活支援に資する活動の推進を図ることができた。	平成31年度に引き続き、令和2年度も住民主体の団体への支援を行っていく。令和2年度の補助事業にあっては、より利用しやすい補助制度となるよう、募集のスケジュールを見直したうえで実施する予定である。
方向性2	77	認知症サポーターの養成講座の実施	企業、事業所、団体、学校、町内会等を対象とした、認知症の方やその家族を見守る認知症サポーターを養成するための研修の実施	健康福祉局	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症サポーター養成	認知症に関する正しい知識を身につけ、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成することで、認知症になっても住みやすい地域づくりを目指します。	認知症サポーター養成講座 289回 11,421名 キャラバンメイト養成講座 1回 62名を養成	認知症サポーターは計画的に養成されているが、受講後に地域での役割を担っていくために、活動事例の紹介や情報共有を継続的に実施することが必要である。	地域での実際の活動につながるよう、認知症サポーターの活動事例の紹介や情報共有を継続的に実施していく。
方向性2	78	民間団体相談員向け人材育成研修実施の支援	様々な悩みごとに対する電話相談を行う民間団体（仙台のちのちの電話）の対応力向上研修にかかる研修費用の助成	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	仙台のちのちの電話運営補助	仙台のちのちの電話において電話相談を行う相談員を養成するための研修費用を助成しています	運営費補助金（計 450,000円）を交付した。	相談員等の養成に資することができた。	相談体制の充実に直結する相談員等の養成費用を助成するため、今後も、補助金を交付する。
方向性2	79	児童虐待防止推進員養成研修の実施	幼稚園・保育所・児童館の職員を対象とした、児童虐待の早期発見・対応に関する研修の実施	子供未来局	子供未来局	子供家庭支援課	児童虐待防止推進員養成研修	児童と日常的に接する機会の多い幼稚園や保育所、児童館の職員を対象に、児童虐待防止に関する専門知識と対応スキルの習得のための研修を実施しています。	第1回目：平成30年12月10日、参加者数74名 第2回目：平成30年12月17日、参加者数69名	これまで参加していない施設の職員が参加しており、児童虐待に対応する職員の育成につながった。	今後も児童と日常的に接する機会の多い幼稚園や保育所、児童館の職員を対象に、児童虐待防止に関する専門知識と対応スキルの習得のための研修を実施していく。
方向性2	80	妊産婦・新生児訪問指導従事者向け研修の実施	エジンバラ産後うつ病質問票に関する講話や事例検討による、産後うつ病の早期発見や対応力向上を目的とした研修会の実施	子供未来局	子供未来局	子供保健福祉課	EPDS検討会	エジンバラ産後うつ病質問票に関する講話および、実際に関わっている事例の検討を行い、母親の産後うつ病の早期発見や対応に関する関わりについて、職員の相談技術の向上を図る。	妊産婦・新生児訪問に関わる保健師・助産師を対象に年4回実施。	EPDSを活用した具体的な聞き取りや対応を学ぶ場となっている。	継続をして実施し、訪問や面接の中で母親の産後うつ病の早期発見や対応に関する関わりを学び、職員の相談技術の向上を図っていく。
方向性2	81	専門学校教員に対する青年期メンタルヘルスに関する研修の実施	専門学校教員を対象とした、青年期のメンタルヘルスに関する知識や適切な対応方法についての研修の実施	青葉区	青葉区	障害高齢課	精神保健福祉啓発事業	区内専門学校教員を対象とし、青年期メンタルヘルスに関する知識の啓発をはかる。	7月区内専門学校教員を対象に発達障害をテーマとした講話と関わり方についてのワークを実施。7校11名の参加。また、9月アウトリーチで1校へ出向き講話、ワークの勉強会を実施し28名参加した。	アウトリーチを行った学校について次年度も継続して講話・ワークでの希望あり、実施予定。アウトリーチで実施する学校がその他増えない状況であることが課題。	令和元年度の青年期のメンタルヘルス研修会をふまえ、区内専門学校や大学保健管理センターの教職員を対象に、ゲートキーパー研修を実施予定。
方向性2	82	いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置	いじめの未然防止や早期対応に向けた、全市立中学校、中等教育学校及び特別支援学校へのいじめ対策専任教諭、市立小学校への児童支援教諭の配置	教育局	教育局	教職員課	いじめ対策専任教諭・児童支援教諭	いじめに係る未然防止や早期対応に向けた、市立全中学校、中等教育学校及び特別支援学校へのいじめ対策専任教諭、市立小学校への児童支援教諭の配置	いじめ対策専任教諭を全市立中学校・中等教育学校・特別支援学校65校に、児童支援教諭を市立小学校77校に配置した。	いじめ対策専任教諭等が、生徒会や児童会と連携した啓発活動、校内巡視、いじめアンケートの企画や集計・分析、校内研修の立案・実施するなど効果的な役割を果たすことにより、学校におけるいじめ対策の組織的な対応が進んできている。	中学校等においては全校配置が達成され、一定の水準が確保されているが、小学校においても全校配置を目指し、より一層の拡充を進める必要がある。
方向性2	83	児童生徒の問題に適切に対応するための教職員研修の実施	管理職や教諭を対象とした、児童生徒に対する理解力や子どもの自死のサインに対する気づきを高め、適切に対応するための研修の実施	教育局	教育局	教育センター	教職員等への研修	児童・生徒理解や子供の自死のサインに対する気づきを高め、適切に対応する能力を養うため、管理職や教諭に対する研修を実施しています。教職員相談支援室を設置し、教職員経験者を配置し、教職員の相談に対応しています。	児童・生徒理解や自死予防に関する内容を行った研修は以下のとおりである。 ●33研修 ●実施回数107回 ●参加人数のべ5,641名	講義だけでなく、演習等を多く取り入れたことにより、受講者が実感を持って学ぶことができたと考え。また、多くの教職員が来室できるよう教職員相談支援室の利活用について、さらに広報したい。	演習や協議等において、具体的なテーマを基に受講者がより実感を持って理解できるような研修内容を構成して参りたい。また、教職員相談支援室の対応については、引き続き面談、電話、メール等により、細やかな支援を継続して参りたい。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性2	84	いじめ問題に関する内容を含んだ教職員向け各種研修の実施	新任教諭や新任校長・教頭、養護教諭、事務職員を対象とした、いじめ防止に関する基礎的な知識や、学校経営、校内協働体制等、各職階に応じた体系的な研修の実施	教育局	教育局	教育センター	いじめ問題に関する内容を含んだ各種教職員向け研修	新任教諭や、新任校長・教頭、養護教諭、事務職員を対象としたいじめ防止に関する基礎的な知識や、学校経営、校内協働体制など、各職階に応じた体系的な研修の実施	いじめに関する内容を行った研修は以下のとおりである。 ●22研修 ●実施回数45回 ●参加人数のべ3,344名	各職階を意識した研修内容を構成したことにより、それぞれの立場からの取組について具体的に学ぶことができたと考えます。	各職階を意識した研修の継続はもとより、本市の教員育成指標に則り、「初任～5年経験（育成期）」「6～15年経験（向上期）」「16年以上（充実・発展期）」など、経験年数に応じた研修の体系化に努める。
方向性2	85	命を大切に授業（自死予防教育研修）の実施	子どものSOSに気づき、困りごとの解消に取り組める教職員の育成に向けた研修の実施	教育局	教育局	教育指導課	自死予防教育研修の実施	子どものSOSに気づき、困りごとの解消を促進する教職員の育成に向けた研修を実施します。	自死予防教育推進協力校2年目の取組として、教職員並びに保護者向けの研修会をそれぞれ1回ずつ実施した。	自死予防教育推進協力校の年間指導計画及び実践例を各学校に公開した。各学校では推進協力校での取組を参考に自死予防教育を推進することができた。今後は、協力校での知見をさらに広げていきたい。	3年間の「自死予防教育推進協力校」の取組の成果を参考に授業案等をまとめた「仙台版 命と絆プログラム」を市立学校に配布し、全市的に「命を大切に授業」を推進する。
方向性2	86	自死予防教育に関する教職員研修の実施	自死予防教育の必要性や方向性、具体的な進め方等に関する教職員向け研修の実施	教育局	教育局	教育指導課	教職員への研修	自死予防教育の必要性、方向性及び自死予防教育を校内で推進するに当たっての具体的な進め方や留意事項及び課題について研修を通して学びます。	6月8日に小学校・高校・幼稚園の教員向けに、10月12日に中学校の教員向けに研修を実施した。	各学校において、研修参加者が研修で得た知見を伝講することで、自死予防教育に関する教職員の資質・能力を育成することができた。	自死予防教育の必要性、方向性及び自死予防教育を校内で推進するに当たっての具体的な進め方や留意事項及び課題について研修を実施する。
方向性2	87	確かな学力の育成に向けた教員研修の実施	児童生徒の基礎的知識・技能の定着や応用力の育成、学習意欲の向上等を図るための、教員向け提案授業の公開や授業力レベルアップ研修等の実施	教育局	教育局	学びの連携推進室	確かな学力の育成に向けた教員研修の実施	児童生徒の基礎的知識・技能の定着や応用力の育成、学習意欲等の向上を図るため、教職員向けに提案授業の公開や授業力レベルアップ研修等を実施します。	仙台市標準学力検査の結果分析を基に、小学校4教科、中学校5教科で指導改善の提案授業の公開や授業力のレベルアップを図った研修を行った。	提案授業については538名の教員が参観し、レベルアップ研修については2回の実施で延べ308名の教員が参加した。今後も指導の工夫改善と授業力のレベルアップに対する教員のニーズに合う内容で取り組んでいく必要がある。	確かな学力を育成するために、指導改善のための提案授業の提供や授業の録画DVDの貸出、授業力レベルアップのための講座などを実施する。学校現場の多忙化解消に対応した教員のニーズに合う内容で取組を進める。
方向性2	88	スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等の諸問題を抱える児童生徒を心理的側面から支援するスクールカウンセラーの全市立学校への配置	教育局	教育局	教育相談課	スクールカウンセラーの配置	いじめ・不登校問題や生徒指導上の諸問題の解決を図るため、児童生徒や保護者対象のカウンセリング、教職員への助言等を実施します。	全市立学校に配置または派遣拠点校方式を6ブロックで実施	全市立学校へ週1日配置するなどより一層の拡充を図る必要がある。	各学校の相談体制を充実させるために、全市立学校への週1日配置を実現させていきたい。また、小中の連携を視野に入れた配置にも取り組んで参りたい。
方向性2	89	スクールカウンセラー向けの専門性向上研修の実施	スクールカウンセラーを対象とした、スーパーバイザーによる助言指導や、専門性向上のための各種研修の実施	教育局	教育局	教育相談課	スクールカウンセラーを対象とした専門性向上に向けた研修の実施	スクールカウンセラーを対象とした、スーパーバイザーによる助言指導や、専門性向上のための各種研修の実施	全体研修2回、連絡協議会2回、機関研修1回、新任層研修2回、グループ研修5回実施	喫緊の課題であるいじめ、不登校、さらに自死予防等についての研修を実施する。	スクールカウンセラーの力量を向上させるために、全体研修、グループ研修、新任層研修など、事例研究やスーパーバイザーの場を充実させて参りたい。
方向性2	90	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員用資料の活用	「スクールカウンセラーの効果的活用」等の指導資料による、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員の対応力の向上	教育局	教育局	教育相談課	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員用資料の活用	「スクールカウンセラーの効果的活用」などの指導資料による、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携に関する教員の対応力の向上	スクールカウンセラー連絡協議会で資料を紹介 スクールカウンセラー調査研究委員会で再配布	スクールカウンセラー調査研究委員会で教員との連携のあり方について検討する。	スクールカウンセラーと教員による授業の実践などを通して、連携の在り方やカウンセラーの効果的な活用の仕方について調査研究を進めて参りたい。
方向性2	91	いじめ・不登校問題に関する教員用指導資料の活用	「いじめ対策ハンドブック」、「いじめ防止マニュアル」、「不登校対策マニュアル」等の指導資料による、いじめや不登校問題に対する教員の理解力と対応力の向上	教育局	教育局	教育相談課	教員用指導資料の作成・配布	「いじめ対策ハンドブック」「いじめ防止マニュアル」「不登校対策マニュアル」等を全教員に配布し、教員のいじめや不登校に対する理解と対応力の向上を図ります。	3月末に「不登校対策ハンドブック」を全教員に配布	不登校支援コーディネーター研修、いじめ対策担当教諭研修等で活用に関して周知する。	令和2年4月に「子どもたちの安全・安心を守るためのハンドブック」を全教員に配布する。また、「いじめ対策ハンドブック」の見直しや教員研修用のDVDを作成する予定である。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性2	92	「さわやか相談員」の配置	児童生徒の話し相手となり、悩みや不安を気軽に相談することができる「さわやか相談員」の市立小中学校（一部）への配置	教育局	教育局	教育相談課	「さわやか相談員」の配置	学校生活の中で、児童生徒の話し相手となり、悩みや不安を気軽に相談できる「さわやか相談員」を配置します。	小学校47校、中学校14校に配置 相談件数32,664件	配置を希望する学校に対して実際の配置は約7割となっており、配置校の拡充が必要である。	配置を希望する学校が増加していることから、配置校を拡充する予定である。
方向性2	93	いじめ対策担当教諭向け研修の実施	いじめ対策担当教諭を対象とした、いじめ問題に関する知識や対応、各学校におけるいじめ対策等の具体的な実践例を学ぶための研修の実施	教育局	教育局	教育相談課	いじめ対策担当教諭向け研修の実施	いじめ対策担当教諭を対象とした、いじめ問題に関する知識や対応、各学校におけるいじめ対策等の具体的な実践例を学ぶための研修の実施	年3回実施（4月、7月、11月）	様々な視点と多様な発想から、いじめ問題に関する研修内容を検討して実施する。	いじめ問題に関する知識や対応、各学校におけるいじめ対策等の具体的な実践例を学ぶための研修を実施して参りたい。
方向性2	94	アルコール関連問題対応研修の実施	市立病院職員を対象とした、アルコール問題を抱える方に対する心身両面からの回復促進的支援を行うための能力向上研修の実施	市立病院	市立病院	総合サポートセンター	アルコール関連問題対応研修	アルコール関連問題を抱える患者が身体・精神両方の治療を継続し、回復につながるような支援を行えるよう、当院職員の支援の向上を図ります。	平成30年11月に当院職員を対象に講師を招き事例検討会を実施した。また、外部のアルコール関連の研修会に参加した。	アルコール関連問題を抱える患者の治療は困難なため、引き続き研修会等で職員の支援の向上を図る必要がある。	令和2年2月に当院職員を対象に講師を招き事例検討会を実施する。 引き続き研修会等で職員の支援の向上を図ってまいりたい。
方向性2	95	入院患者に対する傾聴ボランティアの養成研修・スキルアップ研修の実施	市立病院入院中の患者が安心して過ごせるよう、患者の話に耳を傾け、気持ちに寄り添う傾聴ボランティアの養成研修やスキルアップ研修の実施	市立病院	市立病院	総合サポートセンター	傾聴ボランティア養成研修	当院入院中の患者の話に耳を傾け、気持ちに寄り添い、入院中安心して過ごせるよう活動を行う傾聴ボランティアを養成するとともに、活動しているボランティアのスキルアップ研修を行います。	平成30年11月に「ボランティア研修会」を開催した。また、毎回の活動記録に対しフィードバックを行い、ボランティアのさらなるスキルアップを図った。	有能なボランティアが養成されているが、今後は登録者のさらなる拡大が課題である。	スキルアップ研修を開催し、有能なボランティアの養成に努めるとともに、毎回のボランティア活動に対し、ボランティア担当者からフィードバックを行い、ボランティアのサポートと一層のスキルアップに努めてまいりたい。
方向性3	96	児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施	各区保健福祉センターや児童相談所への専門職員配置による虐待に関する相談支援の実施	健康福祉局 子供未来局 各区	健康福祉局	障害企画課	障害者虐待対応	障害者虐待防止センター（各区保健福祉センター、障害者総合支援センター・精神保健福祉総合センター・北部/南部発達相談支援センター、24時間専用ダイヤル、障害企画課・障害者支援課）による、障害者虐待の早期発見や早期対応に向けた、通報に基づく相談支援の実施	相談等受理件数：49件、内、虐待件数：7件（養護者による虐待4件、障害者福祉施設従事者等による虐待3件）	引き続き、障害者虐待の早期発見や早期対応に努める。	障害者虐待の5類型や虐待行為を発見した場合の市町村への通報義務について、研修を通じて障害福祉サービス事業所への周知を行うなど、障害者虐待の防止及び早期発見や早期対応に努める。
方向性3	96				健康福祉局	地域包括ケア推進課	高齢者総合相談	各区障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課において、認知症を含めた介護、日常生活支援や虐待等、高齢者に係る様々な相談に応じ、関係機関・団体との緊密な連絡調整を行います。	高齢者総合相談実績 区・総合支所 8,108件	前年度よりも相談件数が増加している。相談内容も複雑化し多岐に渡っていることから、対応する職員の能力向上に努める必要がある。	8050問題などの複合的な相談にも適切に対応できるよう、専門的知識の習得や各支援機関と連携する力の向上を図っていく。
方向性3	96				子供未来局	児童相談所相談指導課	児童虐待対応	児童虐待の早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護や支援を行うため児童相談所の体制強化を図ります。	H30年度の虐待対応件数は918件となり、H29年度比で約15%増加している。虐待を受けた児童の中には身体に重篤なダメージを受けた低年齢児や心理面に影響がみられる児童などさまざまなケースがあった。	児童の所属先と対応を進めることも多い。その中で、しつけと称した体罰も散見され、長きに渡り発見されず心理面にも影響がでているケースもあった。自傷行為にも発展する場合もあり早期発見のため各所属や関係機関には積極的な通告・情報提供をお願いしている。	児童の所属先(学校、保育所等)には、積極的かつ早期の通告・情報提供を依頼しており、昨年度に比べて、その数は大きく増えている。早期の虐待対応を行う中で、結果的に児童や保護者の自死を未然に防ぐことに繋がっている部分もあると認識している。今後も関係機関との連携を図り、迅速な対応に努めていく。
方向性3	96				子供未来局	児童相談所相談指導課	24時間電話相談	平日日中は児童相談所の相談員が、休日や夜間は委託した専門の業者による電話相談を行い様々な相談や虐待通報等に対応している。	平成30年度においては、2,520件の電話相談を受け付けた。なお、このうち1,251件は夜間・休日に受け付けたもの。	24時間相談・虐待通報を受け付けることにより、児童虐待事案等に対して迅速に対応している。	児童相談所全国共通ダイヤル189の普及も進み、就業時間内のみならず夜間・休日の虐待通報・電話相談は昨年比で増加している。今後も迅速な対応を図っていく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	96				青葉区	家庭健康課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行っています。	要保護児童対策地域協議会・青葉区実務者会議の実施（3回） 【3回延数】 ・児童：286人、特任：96人 ・対象児童の支援状況、方針等報告検討を行う。	・対象数が多い為、新規ケースの方針確認、進捗管理で終始し、十分な審議が出来ない状況にある。 ・H31年度から宮城総合支所が青葉区から独立し実施。	引き続き、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行う。
方向性3	96				宮城総合支所	保健福祉課	高齢者虐待対応	総合相談を通じ、虐待の早期発見や早期対応を行ったり、虐待通報に基づく対応や支援を実施します。	通報11件。うち虐待案件として対応したものは3件。そのほかは家族間トラブル、夫婦間DVとして支援実施。	関係機関と連携し、高齢者とその擁護者支援を実施している。支援者がいながらも複数回虐待が繰り返されたのち通報されたケースもあった。地域の支援者と虐待とその対応方法について共有していけるよう、地域包括支援センターとともに対策を検討していく必要がある。	虐待対応の中で高齢者やその家族の状況を捉える。関係機関との連携を密にして、高齢者やその家族へ支援していく。
方向性3	96				宮城総合支所	保健福祉課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行います。	総合相談で、家庭や子どもの課題について把握し、支援を実施したほか、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図り、支援につなげました。	必要に応じて個別ケース会議を行うなど関係機関連携を図っていますが、一層の早期介入・支援を目指し、引き続き実施します。	要保護児童対策地域協議会（年3回実施予定）や個別ケース会議等を通じ、関係機関との連携を図るとともに、児童虐待の早期対応や支援を図っていく。
方向性3	96				宮城総合支所	保健福祉課	障害者虐待対応	総合相談を通じ、虐待の早期発見や早期対応を行ったり、虐待通報に基づく対応や支援を実施します。	警察、施設職員、近隣住民からの通報に基づき、対応や支援を実施している。虐待通報3件受理。2件終結、1件対応継続中。	総合相談を通じた虐待の早期発見、早期対応を目指している。対象者や扶養者に対する生活支援により、虐待発生のリスクを減らすよう相談対応している。虐待通報等により虐待が疑われる対象者については、早急に状況確認を行い、必要な事案については関係機関と連携し複雑化した事案に対応している。	虐待の早期発見、早期対応に努め、必要に応じた対象者、扶養者の支援を実施する。
方向性3	96				宮城野区	家庭健康課	児童虐待対応	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供への適切な支援を図るため、児童相談所など関係機関との連携の下、被虐待児及びその保護者に対する支援に取り組めます。	年間を通し実施。	児童の所属機関等と連携し、支援を実施した。なお、本区で緊急度・深刻度高と判断したケースについて、児童相談所の判断が低という場合も多く、連携に課題あり。	関係機関と連携しながら引き続き対応を継続していく。
方向性3	96				宮城野区	家庭健康課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行います。	総合相談：15,999件	総件数は、昨年度より628件減だが、困難事例が増加し、よりきめ細やかな支援や関係機関との支援会議、緊急対応も増加している。	今後も関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援を実施していく。
方向性3	96				若林区	家庭健康課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行います。	保健師の地区支援案件数は945件、その内752件（8割）は養育支援。相談件数は4,459件。	地区支援案件数は増加。定期的にケースレビューや必要時ケース検討会を開催することができた。	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行って参りたい。
方向性3	96				太白区	家庭健康課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行っています。	要保護児童258名への保護・支援を行った。	要保護児童への保護・支援に努めてきた。	今後も総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行っていきます。
方向性3	96				秋保総合支所	保健福祉課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行います。	実4名。	対象に合わせた支援ができた。	実1名(令和2年1月現在)。対象に合わせた支援を実施。対象に合わせた支援を継続していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	96				泉区	家庭健康課	要保護児童対策	総合相談や母子保健活動を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行っています。	年間を通して実施。支援が必要なケースについては継続的に状況を把握し、虐待の発生予防に努めた。新規ケースについても支援策を検討し対応を決定している。	新規相談ケースについては、児童相談所、泉警察署、所属等と情報の共有を図っており、この関係を維持する。	要支援ケースの状況を継続的に把握し、状況に応じた支援策を講じ、虐待の発生予防に努めていく。新規ケースについても支援策を検討し対応を決定していく。
方向性3	97	学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施	生活困窮世帯の中学生を対象とした、学習支援や居場所の提供、保護者に対する相談支援の実施	健康福祉局 子供未来局	健康福祉局	保護自立支援課	学習支援事業	中学生及び高校生のいる生活困窮世帯を対象に貧困の連鎖を防ぐため、学習支援及び心の安定を図る居場所の提供を行うとともに、保護者への相談支援などを行います。	【学習・生活サポート事業（中学生対象）】 ①実施箇所数 20教室、参加者数 295名 ②定期的に教室に参加していた中学3年生104名のうち、高校進学104名 【中途退学未然防止等事業（高校生世代対象）】 ①実施箇所数 3教室、参加者数 79名 ②学習・生活サポート事業卒業生へのモニタリング調査では、対象者286名のうち、中退したのは5名。その3名については、中退後に教育機関等の社会資源につなげた。	参加者した子どもたちの学力向上が見られたほか、子どもたちの居場所としての役割を果たすことができた。	所属校や各種専門機関と連携するなど、各自の事情に寄り添った丁寧な支援を行うため、相談支援体制の充実を図る。また、事業対象者の参加率を向上させるため、対象世帯への事業周知を継続し、参加者の拡大を図る。
方向性3	97				子供未来局	子供家庭支援課	学習支援事業	中学生及び高校生のいる低所得世帯を対象に貧困の連鎖を防ぐため、学習支援や保護者への相談支援などを行います。	（保護自立支援課回答を転記） 【学習・生活サポート事業（中学生対象）】 ①実施箇所数 20教室、参加者数 295名 ②定期的に教室に参加していた中学3年生104名のうち、高校進学104名 【中途退学未然防止等事業（高校生世代対象）】 ①実施箇所数 3教室、参加者数 79名 ②学習・生活サポート事業卒業生へのモニタリング調査では、対象者286名のうち、中退したのは5名。その3名については、中退後に教育機関等の社会資源につなげた。	（保護自立支援課回答を転記） 参加者した子どもたちの学力向上が見られたほか、子どもたちの居場所としての役割を果たすことができた。	所属校や各種専門機関と連携するなど、各自の事情に寄り添った丁寧な支援を行うため、相談支援体制の充実を図る。また、事業対象者の参加率を向上させるため、対象世帯への事業周知を継続し、参加者の拡大を図る。 (健康福祉局からの照会のため、保護自立支援課で回答)
方向性3	98	生活保護の実施	生活に困窮する方や生活保護を受給している方を対象とした、生活全般の自立助長に係る相談等の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	保護自立支援課	生活保護相談の実施	生活に困窮する方や生活保護を受給している方を対象とした、生活全般の自立助長に係る相談等の実施	生活に困窮する方や生活保護を受給している方からの相談に対し随時対応した。	相談があった方に対し、適宜説明を行うとともに、区役所や関係機関を案内するなどした。	これまでの取り組みを継続していくとともに、生活保護実施機関である各福祉事務所（区）に対し、指導監査などを通じ、生活保護制度の適正な運営に努めていく。
方向性3	98				青葉区	保護第一課 保護第二課	生活保護相談	生活保護に関する相談	生活保護に関する相談を実施	適切に実施	関係機関との連携を図りながら、引き続き実施
方向性3	98				宮城総合支所	管理課	生活保護相談	生活保護に関する相談	H30.10.1より生活保護措置開始	適切に対応できた。	生活に困窮する方に対して適切な相談を実施していく。
方向性3	98				宮城野区	保護課	生活保護相談	生活保護に関する相談	延相談件数 849件	適切に実施しています。今後も引き続き実施してまいります。	H30.4.1～R2.2.4の間に、延べ661件の相談を受けました。今後も通常業務の範囲内で相談を受け付けてまいります。
方向性3	98				若林区	保護課	生活保護相談	生活保護に関する相談	年間を通し実施し、延べ916人の相談を受けた。	生活保護相談者の中には、極度の貧困状態など死と直面しているケースもあることから、関係機関との連携など適切な対応が求められている。	生活に困窮する方への丁寧な相談支援に努めるとともに、関係機関との連携強化を図る。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	98				太白区	保護課	生活保護相談	生活保護等に関する相談を実施する。	年間を通し実施し、述べ939人の相談を受けた	マンパワーが不足する中今後も、個々の生活困窮の状況等を丁寧に聞き取り対応していく必要がある。	引き続き個々の生活困窮の状況等を丁寧に聞き取り、必要に応じ関係機関と連携を取り対応していく。
方向性3	98				泉区	保護課	生活保護相談	生活保護に関する相談	生活困窮者や生活保護受給者に対し、面接相談員、現業員が相談等を実施した。	生活困難な世帯に対しては生活保護法にもとづき保護を実施するとともに、経済的な問題以外を抱えた世帯については、関係機関との連携を図って支援することで、適切な支援を実施することができた。	継続して実施する
方向性3	99	成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用にあたり、親族の不在により家庭裁判所への申立を行えない方等を対象とした、市長による申立や後見人等報酬の助成による利用支援	健康福祉局 各区	健康福祉局	社会課	成年後見制度利用支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理等の支援が必要な場合で、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、後見等開始の申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行い、後見報酬等の助成を行います。	かつこ内は29年度 市長申立35件（21件） 申立費用助成36件、約57万円 （18件、約35万円） 報酬費用助成37件、約786万円 （30件、約625万円）	市長申立及び助成の実施により、権利擁護と制度の利用促進を図ることができた。引き続き、成年後見総合センター等と連携し、制度の広報・啓発に取り組む必要がある。	本市における成年後見制度利用促進基本計画（令和3年度～）を策定予定であり、仙台市成年後見サポート推進協議会や仙台市成年後見総合センターほか関係機関・団体と協議し、本事業及び制度の利用促進を図っていく。
方向性3	99				青葉区	障害高齢課	成年後見制度利用支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理等の支援が必要な場合で、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、後見等開始の申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行い、後見報酬等の助成を行います。	年間を通し適宜実施	対象者に対し適切に支援をすることができた。	引き続き対象者に対し適切な支援を行っていく。
方向性3	99				宮城野区	障害高齢課	成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用にあたり、親族の不在により家庭裁判所への申立を行えない方等を対象とした、市長による申立や後見人等報酬の助成による利用支援	適宜実施	対象者に対し適切に案内し実施することができた。	引き続き相談の内容や個別の事情に応じて適切に利用支援を行っていく。
方向性3	99				若林区	障害高齢課	成年後見制度利用支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理等の支援が必要な場合で、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、後見等開始の申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行い、後見報酬等の助成を行います。	高齢者：年3件（後見1件、保佐2件） 障害者：年0件 高齢者：申立費用の助成3件、後見報酬の助成5件 障害者：申立費用の助成0件、後見報酬の助成2件	必要な案件に対し、迅速に対応することができた。	今後も、必要な案件に対し、個々に対応をする。また、制度についても、必要な方や支援者に周知できるようにする。
方向性3	99				太白区	障害高齢課	成年後見制度利用支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理等の支援が必要な場合で、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、後見等開始の申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行い、後見報酬等の助成を行います。	市長申立件数 16人（認知症高齢者15人、障害者1人） 後見報酬等の助成 13件 年間通し適宜実施	市長申立の基準が明確になっていないため申立の判断に苦慮している。	継続して必要な方に実施していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性3	99				泉区	障害高齢課	成年後見制度利用支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理等の支援が必要な場合で、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、後見等開始の申立を行う親族等がない場合に、市長が申立を行い、後見報酬等の助成を行います。	年間通じて適宜実施。	対象者に対して、適切に案内することができた。	前年度同様、年間通じて適宜実施。個別支援時に対象者に対して、適切な案内を職員が心がける。
方向性3	100	障害者差別解消相談の実施	各区保健福祉センターへの専門職員配置による、障害者差別の解消に関する相談支援の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害企画課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	各区障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課に相談員を配置。相談受付件数は75件。	相談員の配置により相談体制の強化を図ることができた。	各区障害高齢課・宮城総合支所保健福祉課に配置した相談員に対する対応力向上研修等の実施を通して、相談体制の強化を図っていく。
方向性3	100				青葉区	障害高齢課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	年間を通じ適宜実施 相談件数0件	平成30年度の相談はなかったが、今後も継続していく	今後も継続していく。
方向性3	100				宮城野区	障害高齢課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	適宜実施	相談に対し適切に対応することができた。	例年通り実施予定
方向性3	100				若林区	障害高齢課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	・授業や講演、パネル展でリーフレットを配布し、年間470部配布した ・障害理解パネル展を年1回 1週間実施した ・若林区内児童館13館に障害理解促進のため「ちょっとまわりをみてみよう こまったを感じている人がいるよ」のポスターの掲示依頼をした ・小4に障害理解の授業を年間3回 参加人数309名に授業を行った ・若林区地域学校連携会議にて、障害理解促進授業の実施について報告をした。参加人数98名 ・H30年度学び会授業にて、合理的配慮についての授業を実施した。参加人数31名	差別解消の理解促進の為に、引き続き障害理解の授業の実施を行う。授業・パネル展・研修を通じて、障害者差別解消法の理解を促進して、相談につながりやすい土壌づくりをひきつづき行う	①障害理解授業を、社会福祉協議会若林事務所と中央市民センターと連携を図り、障害理解の発達段階に合わせた障害理解授業を行う。小学校だけでなく中学校へも展開していきたい。 ②授業や講演、パネル展でリーフレットの配布 ③障害理解パネル展を8月に実施予定 ④若林区地域学校連携会議にて障害理解授業の提案 ⑤障害者差別相談の受理
方向性3	100				太白区	障害高齢課	障害者差別解消に係る相談体制	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	年間通じて適宜実施 相談件数 15件	相談に対し適切に対応することができた。	継続して実施していく。
方向性3	100			泉区	障害高齢課	障害者差別解消に係る相談体制の強化	各区障害高齢課等に、差別に関する相談を含む総合相談に対応する相談員の配置を行い、相談体制を強化します。	年間を通じて実施し、実数2名、延べ数2名の相談を受けた。	相談者側から直接「差別を受けた」という言葉がなくとも、普段の相談業務の中で、支援者側が「これは差別ではないか」という視点をもって業務を行うことが必要と考える。	障害者差別の相談にきめ細やかに対応するとともに、差別解消の根本である障害者理解の促進についても、具体的な対応を進めていくことが必要と考える。	

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	101	被災者心のケア支援、被災者健康支援の実施	各区保健福祉センターや精神保健福祉総合センター等の関係機関の連携による、アウトリーチを主体とした東日本大震災の被災者への健康支援、コミュニティづくりの支援、孤立防止の相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	被災者の心のケア支援事業	震災を契機として精神的に不安定になった方々の生活を維持し、心身の問題の悪化を防止するために、各区・総合支所・精神保健福祉センター嘱託職員による仮設住宅・復興公営住宅等入居者訪問相談支援を実施したり、パンフレットの配布などによる心のケアに係る相談窓口情報の普及啓発を行うなどします。	相談延件数4,123件（訪問1,313件、来所736件、電話1,647件、集団活動中での相談1件、その他442件）	個別支援の件数は減少傾向にあるが、沿岸部においては内陸部の約2.8倍の相談件数があり、今後も需要が見込まれる。相談内容についても年々多様化する傾向があり、専門職による継続的な介入を要するケースもみられる。	令和元年度4～12月の相談延件数は2,936件（訪問1,019件、来所467件、電話1,086件、その他314件）であった。復興庁より復興・創成期間が令和3年度から5年間延長されることが示されている。令和2年度は、現体制での被災者支援を継続していくことと併せて、国の動向を踏まえ令和3年度以降の継続的な被災者支援のあり方について整理を行ってまいりたい。
方向性3	101				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	震災後心のケア支援事業	被災者が精神的ストレスを軽減できるように、区役所職員と同行訪問等を実施します。	各区保健福祉センターと協働で、訪問支援（延260件）を行った。	自らSOSを出したり、相談先に出向いたりするのが困難なケースにアウトリーチ活動を行うことで、精神的ストレスの軽減や、抱える問題の悪化を防ぎ、必要な支援機関に繋げることができた。	被災者が抱える問題が複雑困難化しており、積極的なアウトリーチ支援を行い、必要な相談先につなぎ、複数の専門機関と協働で支援を展開することがより一層求められている。来年度も各区保健福祉センターと協働で、訪問支援を継続していく。
方向性3	101				健康福祉局	健康政策課	被災者の健康支援	要支援者への訪問等による個別支援や、被災者同士や地域の人と交流機会をつくる支援を行っています	訪問、面接、電話等で延べ7,896件。	要支援者は減少傾向だが、長期的な支援を要する者もいるため、今後も継続した支援が必要。	個別の訪問や復興公営住宅でのサロン、復興公営住宅近隣のスーパーで相談会を実施し、被災者の健康支援を行っていく。
方向性3	101				青葉区	家庭健康課	被災者に対する訪問等の支援活動	被災者の健康調査の結果等から、必要な方に保健師や看護師等が訪問し、健康支援と孤立防止の支援を行います。必要時、適切な相談機関等につなぎ、連携を図ります。	支援件数は26世帯。	ケース数は年々減少しているが、終結できないケースの継続支援は必要である	ケース数は年々減少しているが、終結できないケースの継続支援は必要である。
方向性3	101				青葉区	障害高齢課	被災者の心のケア支援事業	震災後の被災者に対して、精神保健福祉に関する相談・訪問を行います。	相談対応延人数70人（新規4人、継続66人）	徐々に落ちつき始め、支援を終了したケースもあり、支援件数が減少した。	被災者の状態の不安定さに留意しつつ、継続した支援を行っていく。
方向性3	101				宮城総合支所	保健福祉課	被災者支援	被災者の健康調査の結果等から、必要な方に保健師や看護師等が訪問し、健康支援と孤立防止の支援を行います。必要時、適切な相談機関等につなぎ、連携を図ります。	保健福祉課実施分：延支援件数103名。看護協会実施分：延45名。	復興住での自主サロンや健康教育がきっかけで要支援者ではない被災者から健康相談につながったケースがあった。気づきが拳がりにくいことを踏まえ、包括主催で地域支援者と相談し合える場を作っていく。	今年度同様、県調査をベースに支援を検討。継続支援者は被災者レビューで方針を検討する。
方向性3	101				宮城野区	家庭健康課	被災者に対する訪問型支援の拡充	被災者の健康調査の結果等から、必要な方に保健師や看護師等が訪問し、健康支援と孤立防止の支援を行います。必要時、適切な相談機関等につなぎ、連携を図ります。	通年訪問支援を実施しており、延1240件の訪問支援を実施。	訪問支援を通し、個別支援のみならず、地域のニーズをヒアリングできる機会となり、新たな運動教室の開催等につながっている。生活再建を果たす方がいる一方で、コミュニティ変化による孤立化等により心身の不調・飲酒問題の顕在化等、継続支援を要するケースが多くなる。	継続支援ケースへの訪問のみならず、宮城県健康調査の結果等を活用しながら、様々な切り口でのアウトリーチを継続させ、多くの住民との出会いのきっかけにしていきたい。
方向性3	101				宮城野区	障害高齢課	被災者の心のケア支援事業	大災害後の被災者へのこころのケアを実施し、被災者が日常生活を取り戻していく過程において、メンタルヘルス上の問題を早期に発見し、問題の長期化や重症化の防止を目指します。	適宜実施	例年通り実施することができた。	支援者や住民の依頼に応じて検討
方向性3	101				宮城野区	障害高齢課	アルコール事業	被災地において増加傾向にあるアルコール問題について、個別相談や支援者向けの研修などを行います。	11月実施	参加者が興味を持てるテーマの設定を行っていけるとよい。	例年通り実施予定

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	101				若林区	家庭健康課	被災者に対する心のケア	復興公営住宅入居者及び防災集団移転居住者に対して訪問により心の健康も含めた健康支援を実施。また、運動を中心とした介護予防を切り口としたサロンを開催し、コミュニティ支援および心の健康に関する支援を実施します。	復興公営住宅入居者に生活再建推進室で生活状況調査を実施し情報共有し、必要な方に2か月に1回訪問。防災集団地に全戸調査。275件。継続ケース10件。県健康調査後の要確認者への訪問。278件。継続ケース41件	支援対象者を地域での見守りや他機関へのつなぎ方が課題。一般入居も始まっているので、個別支援の支援範囲の設定の仕方をどうするか。各部署で持っている情報の共有化と支援方針等の合意形成の機会が必要。	他機関の情報共有の機会について、範囲を拡充して定期的に開催し、連携強化に努めていきたい。個別支援はマンパワーを加味しながら、引き続き支援を提供していく。
方向性3	101				若林区	障害高齢課	被災者健康支援	震災後の心のケアを訪問、面接、電話等で行います。	年間を通し実施し、述1119件（民間賃貸住宅8件、復興公営住宅815件、地域在住者等296件）の相談を受けた。	被災に関係する機関の変化があるなかで、今後も関係機関との連携、支援体制作りをしながら切れ目ない支援をしていく必要がある。	これまで同様丁寧なアセスメントと個別支援、関係機関との連携による支援体制作りをに努める。
方向性3	101				太白区	家庭健康課	被災者に対する訪問等の支援活動	被災者の相談に対応するため個別訪問によるアウトリーチ活動を行います。	訪問支援 延549名	新しい環境に慣れ、生活も落ち着いてきているが、一部の被災者は家族関係や近隣関係に悩んでおり、引き続き支援が必要である。	被災者への健康支援、コミュニティづくりの支援等継続する。
方向性3	101				太白区	家庭健康課	復興公営住宅入居者等への健康支援における心の健康の啓発・相談	復興公営住宅入居者等に対し訪問等による個別相談やサロン等の集団の場で心の健康に関する講話やパンフレットの配布を通し、心の健康に係る相談や啓発を行います。	3サロン、計31回、延399名	サロン2か所は自立して活動できており、次年度自主化する1か所を継続支援する。	復興公営住宅入居者等に対し、訪問等による個別相談や運動教室、サロン等の機会を利用し、心の健康に関する講話やパンフレットの配布を行い、心の健康に関する啓発や相談を行う。
方向性3	101				太白区	障害高齢課	被災者に対するアウトリーチ活動	回復の二極化が進み、回復が思わしくない被災者の個々の相談にたいするため、個別訪問によるアウトリーチ支援を行う。	訪問、電話、来所により延べ412人に対し相談対応をおこなった	復興公営住宅への訪問を中心に相談に対応することができた。	継続して実施していく。
方向性3	101				泉区	家庭健康課	被災者健康支援事業	被災者の健康調査の結果から、必要な方に保健師や看護師等が訪問し、健康状態の確認と孤立防止の支援を行う。必要時、適切な相談機関等に紹介しています。	年間を通じ、復興公営住宅（市営住宅）は延60件（延60世帯）、地域在住者は延8件（延5世帯）の訪問支援を行った。	精神保健福祉総合センター・障害高齢課と情報共有を図り支援の方向性を検討できた。また昨年度から「朝から飲酒」の対象者が増えたため、次年度はAUDITを使用し、アルコール問題を抱えた方のスクリーニングを行う。	個別支援は関係機関と連携し情報共有を行いながら支援の方向性を検討し必要な資源につなげられるようにして参りたい。。また、飲酒量が多い方へは、適切な支援につなげるために、今後もAUDITを活用し評価して参りたい。
方向性3	101				泉区	障害高齢課	震災後の心のケア	震災後の被災者に対して、精神保健福祉社に関する相談に対応する。	年間を通じて実施。また、年4回、はあとぼーとと家庭健康課と障害高齢課とで被災者支援ケースレビューを実施した。	レビューでは支援している事例の全体像、個別支援状況を踏まえた上で、泉区全体の被災者支援の在り方について意見交換ができ、有意義な場となった。	はあとぼーととのレビューは、被災背景に限らないケース検討の時間にも充て、柔軟に実施。被災者支援事業のボリュームが大きいことから、令和2年度はレビュー回数を3回へ減らして実施。ほか、既存の情報交換会などは引き続き継続実施。
方向性3	102	こころの健康相談の実施	こころの不調やアルコール問題等の精神的な悩みを抱える市民を対象とした、精神科医等による相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	こころの健康づくり（区精神保健指導医関係）	心の健康に関することや精神障害のある方の日常生活・社会参加などについて、精神科医、精神保健福祉相談員、保健師などが相談を行います。	各区・総合支所において、精神科医等による精神保健福祉相談を実施した（延167回、延316人）。	市政だよりやホームページ等を用いて周知を行い、心の健康に関する困りごと（心の悩みや精神疾患の治療など）に対応することができた。	平成31年4月から令和元年11月までの8か月間の実績は、実施回数121回、利用人数244人となっている。このまま推移すれば、昨年度よりも利用人数が増加する見込みである。引き続き市政だより等による広報を行うほか、相談援助で把握した事例（未治療者、治療中断者等）への活用を積極的に行ってまいりたい。
方向性3	102				青葉区	障害高齢課	こころの健康相談	市民の心の不調や精神的な悩みについて、精神科医や相談員などが相談を行います。	22回実施。相談件数(延)47件。	精神疾患等の早期発見・早期治療のきっかけになっている。また、指導医とのカンファレンスを行うことで見立てや支援方針の確認ができた。	こころの健康相談は引き続き、市政だより等で広く周知し、また個別相談から心の相談の活用も図っていく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	102				宮城総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	精神科医等が市民からのメンタルヘルスに関する個別の相談に応じます。	年12回開催。30件利用。	自身のことや精神的な不調に関するだけでなく、家族関係に悩み相談を希望する方も多い。	市民が抱えるメンタルヘルスにまつわる相談に応じる。
方向性3	102				宮城野区	障害高齢課	こころの健康相談	市民の心の不調や精神的な悩みについて、精神科医や相談員などが相談を受け付けております。	29回実施	市民の相談の他。職員のSVとしても活用することができた。	事業の周知を継続しながら、引き続き市民及び支援者の相談の場として活用していく。
方向性3	102				宮城野区	障害高齢課	こころの健康相談	精神科医などの専門職が、心の病に関する個別相談を行います。	29回実施	市民の相談の他。職員のSVとしても活用することができた。	事業の周知を継続しながら、引き続き市民及び支援者の相談の場として活用していく。
方向性3	102				若林区	障害高齢課	心の健康相談	精神科医、精神保健福祉相談員等による相談を実施します。	年間29回実施し、延べ45人の相談を受けた。その後、必要に応じて継続対応したケースもある。	日付が限定されるため、利用できる方に限りがある。多くの方に利用していただけるように継続して市政だよりに掲載していく。	予約は入るものの、キャンセルになることも多く、実施予定回数よりも実施回数が少ない結果となった。来年度は継続ケースなども含めて周知・活用していきたい。
方向性3	102				太白区	障害高齢課	こころの健康相談	市民のこころの不調やアルコールの問題等の精神的な悩みについて、精神科医、精神保健福祉相談員等が相談を受け、必要に応じて関係機関と連携して支援を行う。	43回、68件の相談をおこなった。	こころの不調を感じている市民に対しタイムリーに情報提供ができるよう広報周知の工夫が必要である。	継続して実施していく。
方向性3	102				秋保総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	精神科医等が市民からのメンタルヘルスに関する個別の相談に応じます。	1回/年。2件	1回/年、必要時随時実施が必要。	令和1年9月実施。個別相談1件、地域支援対象者の処遇確認を実施した。今後も必要時の随時相談と1回/年の実施を継続していく。
方向性3	102				泉区	障害高齢課	こころの健康相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、月3回程度精神科医による相談を実施する。	実施回数29回、相談実数56件。	区職員や包括職員も参加してのケースカンファレンスの場としても大いに活用できた。また、インテークや指導医とのカンファレンスを経て、継続支援へとスムーズに流れ、職員が複数で関わることにより、多角的視点で個別事例の支援を行うことができた。	引き続き、区民からの広範な相談に応じ、困り感の背景を多角的にアセスメントし、助言や情報提供を行っていく。処遇困難事例のケースカンファレンスを通して、支援チームの支援力向上に努める。
方向性3	102				泉区	障害高齢課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施する。	年間を通じて実施。障害者総合相談としての実施報告としては、訪問472件、来所相談707件、電話相談826件、個別支援会議202件。	相談件数は前年度より増加。前年と比較すると、老人精神保健、引きこもりの相談内容が増加傾向にある。高齢分野を含めた課としての総合相談のあり方や仕組み作りは今後も課題となる。	各困難ケースに対し、地区保健師・精神保健福祉相談員・社会福祉主事・サービス担当者・総合相談・主幹・課長で、課内検討を繰り返しながら、障害高齢課のチームとして支援してきた。引き続きこの体制を継続すると共に、今後は地域包括支援センターや相談支援事業所とも連携を深め、チーム支援を展開していく。
方向性3	103	精神障害者家族教室（家族の交流の場）の実施	精神障害のある方の家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るための家族同士での悩みの共有や交流の機会の提供	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者家族教室（家族の交流の場）	精神障害のある方の家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るための家族創始での悩みの共有や交流の機会の提供	各区において年間を通じ実施	各区において家族の方の適切な理解を促すことができた一方、新規の参加をいかに促していくかが課題と言える。	各区において引き続き実施していく。
方向性3	103				青葉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害者を抱える家族を対象とし、精神障害に関する正しい知識や社会資源の情報提供等を行うとともに、家族間の交流をはかります。	年8回実施。参加者（延99人（実参34人））。	参加者の興味関心の高いテーマを把握し、実施することができたため、前年度よりも参加者数が増加した。	市政だよりで周知を図り、精神障害者を抱えるご家族に関心の高いテーマなどを工夫して、継続して実施する。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性3	103				宮城総合支所	保健福祉課	精神障害者家族教室	精神障害者を抱える家族を対象とした教室を開催し、正しい知識や社会資源の情報提供等を行うとともに、家族間の交流の場を設けます。（年6回：7月～12月）	年6回。延べ参加者：40名	支所が主催する教室の他に、家族同士が自主的に集まる自主サロンが6回行われた。家族の家族による交流の場となっている。	当事者だけではなく、家族自身のメンタルヘルスやエンパワメントに着目して、積極的にリラクゼーションなど、家族自身が元気になるプログラムを取り入れていく。
方向性3	103				宮城野区	障害高齢課	精神保健家族教室	精神障害者の家族を対象とした教室です。講話を通して家族が疾患や福祉制度・社会資源を学びます。また、グループワークを通して家族が支え合う集いの場です。	年12回実施。	新規参加者を定着するため工夫を行っています。	今年度は参加者のニーズに応じてテーマ設定し、座談会の機会も持ってきた。引き続き、家族が交流できる機会を作っていく。
方向性3	103				若林区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害者の家族が集い、交流する場を設けます。	年10回(4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、12月、1月、2月)開催し、延べ49人が参加。	参加者が固定化しており、新規の参加者が増えない状況。積極的な周知を行い、一定の参加者を集めていく必要あり。	新規で2名の家族が参加。長年参加している家族が話をする等して、家族同士の交流の場となっていた。次年度も関係機関への周知や、個別相談時に家族へ相談するなど周知を行っていく。
方向性3	103				太白区	障害高齢課	精神保健家族教室（①おしゃべりサロン・②家族勉強会）	精神障害者の家族を支援するために、居場所としての“サロン”と、知識・情報提供の場としての“勉強会”をそれぞれ行っている。	①11回、実人数25人、延べ89人が参加した ②1回、22人が参加した	同じ立場の家族の交流、必要な情報提供など行うことができた	継続して実施していく。
方向性3	103				泉区	障害高齢課	精神障害者家族教室	精神障害者の家族が集い、交流する場を設け、家族のみで抱え込まずに悩みを共有できる居場所づくりを行う。	年8回実施。実数38名、延べ数91名。	前年度より参加者は少なかった。参加者の声より、制度やサービスについて正しい情報を知りたいというニーズが高い。また、男性参加者のみで語る場のニーズはあるが、本事業では女性参加者が圧倒的に多いため、参加が遠のいている男性もいるようである。	今後も同様に実施。精神障害者の家族同士が集まりそれぞれの体験や思い、悩みを共有しながら各家族の今後の在り方について考えてもらう居場所づくりを行う。
方向性3	104	障害者総合相談の実施	障害のある方を対象とした、各区保健福祉センターの保健師、社会福祉主事、精神保健福祉相談員等による、総合的な生活相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	障害者総合相談の実施	各区・総合支所の保健師、社会福祉主事、精神保健福祉相談員等による障害者の生活全般に渡る相談に対する保健、医療、福祉等の総合的な支援の実施	各区・総合支所でのケースレビュー等の実施状況を基に「効果的なレビューのあり方」「重点的に関わる対象者の明確化」等について整理し、共有を図った。	過不足ない支援を提供するためのツールとして共有することができた。	平成30年度に整理・共有した内容を、各区・総合支所の状況に応じて活用等が開始された。今後は、より効果的に活用できるよう必要に応じ修正を行い、過不足ない支援の提供につなげたい。
方向性3	104				青葉区	障害高齢課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施する。	年間を通じ実施。	市民の方々の必要に応じた支援を提供することができた。	引き続き障害者や高齢者の総合的な相談に対応し、関係機関との連携にも取り組んでいく。
方向性3	104				宮城総合支所	保健福祉課	地域精神保健福祉活動	地区ごとに保健師、精神保健福祉相談員を配置し、アウトリーチを含めた個別支援を実施します。	精神保健福祉に関する相談実績 来所相談：延173件 電話相談：延429件 訪問：延292件	対応件数はH29年度から増加傾向。	地区ごとに保健師、精神保健福祉相談員を配置し、アウトリーチを含めた個別支援を実施する。
方向性3	104				宮城野区	障害高齢課	保健師等による訪問による支援	地域に出向き、世帯の課題を把握し関わりながら、必要な支援につなげていきます。	適宜実施	例年通り実施することができた。	例年通り実施予定
方向性3	104				宮城野区	障害高齢課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施します。	適宜実施	例年通り実施することができた。	引き続き相談の内容や個別の事情に応じた適切な方法で適宜実施していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	104				若林区	障害高齢課	保健師等による訪問による支援	地域に出向き、世帯の課題を把握し関わりながら、必要な支援につなげていきます。	年間を通し実施し、実374件、述1354件の相談を受けた。	職員の異動もある中、相談体制や支援の質を担保できるよう、OJTを継続実施していく必要がある。	総合相談レビュー及び困難事例検討会の定期実施により、早期に相談を振り返り、組織として支援方針の確認をすることで支援の質の担保を行なっていく。
方向性3	104				若林区	障害高齢課	精神保健福祉相談	心の健康に関する相談を行います。	年間を通し実施し、実374件、述1354件の相談を受けた。	職員の異動もある中、相談体制や支援の質を担保できるよう、OJTを継続実施していく必要がある。	今後も心の健康に関する相談を継続し、相談ニーズに沿った助言、相談を行っていく。
方向性3	104				太白区	障害高齢課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施します。	実人数1299人 方法別内訳 家庭訪問 1089件 来所 924件 同行 108件 電話相談 1213件 個別ケア会議 544件 関係機関連携 1074件 その他 53件 合計 5008件	必要に応じた市民への支援をおこなうことができた	継続して実施していく。
方向性3	104				秋保総合支所	保健福祉課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施する。	相談延11名。訪問延29名。	対象に合わせた支援ができた。	今年度新規相談9件。地区支援対象13名（令和2年1月末現在）。対象に合わせた支援を継続していく。
方向性3	104				泉区	障害高齢課	総合相談	様々な市民からの精神保健福祉に係る相談に対して、来所、電話、訪問による相談を実施する。	年間を通じて実施。障害者総合相談としての実施報告としては、訪問472件、来所相談707件、電話相談826件、個別支援会議202件。	相談件数は前年度より増加。前年と比較すると、老人精神保健、引きこもりの相談内容が増加傾向にある。高齢分野を含めたの課としての総合相談のあり方や仕組み作りは今後も課題となる。	各困難ケースに対し、地区保健師・精神保健福祉相談員・社会福祉主事・サービス担当者・総合相談・主幹・課長で、課内検討を繰り返し実施しながら、障害高齢課のチームとして支援してきた。引き続きこの体制を継続すると共に、今後は地域包括支援センターや相談支援事業所とも連携を深め、チーム支援を展開していく。
方向性3	105	自殺未遂者等の家族等への支援	自殺未遂者等の家族等を対象とした、電話や訪問等による相談支援の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者支援課	障害者総合相談の実施	障害者総合相談の一環として自殺未遂者等の家族等に対し電話や訪問等により相談支援を実施している	年間を通じ各区などにおいて相談支援を実施。。	それぞれの状況や状態に応じ、適切な支援を提供することができた。	平成30年度に整理・共有した内容を、各区・総合支所の状況に応じながら活用等が開始された。今後は、より効果的に活用できるよう必要に応じ修正を行い、過不足ない支援の提供につなげたい。
方向性3	105				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	自殺未遂者の家族等への支援	自殺未遂者の家族等を対象とした、電話や訪問などによる相談支援の実施	自殺未遂者の家族等に対し、こころの絆センターでの電話相談や、面接相談等を実施した。	自殺未遂者の家族等の相談に対応し、家族の精神的負担の軽減や、問題解決に向けた支援をすることができた。	自殺未遂者の家族等に対し、こころの絆センターでの電話相談や、面接相談等による支援を行う。
方向性3	105				青葉区	障害高齢課	総合相談における自殺未遂者等の家族等への支援	総合相談の一環として対象となる案件があった場合に自殺未遂者等の家族等への支援必要な相談支援を実施している。	年間を通じ適宜実施	例年通り実施できた	相談に対応する職員のスキルアップを図りながら、適切な相談支援を行っていく。
方向性3	105				宮城総合支所	保健福祉課	地域精神保健福祉活動	地区ごとに保健師、精神保健福祉相談員を配置し、アウトリーチを含めた個別支援を実施します。	精神保健福祉に関する相談実績 来所相談：延173件 電話相談：延429件 訪問：延292件	対応件数はH29年度から増加傾向。	地区ごとに保健師、精神保健福祉相談員を配置し、アウトリーチを含めた個別支援を実施する。
方向性3	105				宮城野区	障害高齢課	総合相談における自殺未遂者等の家族等への支援	総合相談の一環として対象となる案件があった場合に自殺未遂者等の家族等へ必要な相談支援を実施している。	適宜実施	例年通り実施することができた。	適切な時期や方法を見極めながら適宜実施していく

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	105				若林区	障害高齢課	自殺未遂者の家族等への支援	自殺未遂者などの家族等を対象とした、電話や訪問などによる相談支援の実施	実績なし	相談時には支援体制を組み対応する。	今年度については支援実績はなかったが、相談時にはこころの絆センター等関係機関と支援体制を組み対応していくよう努める。
方向性3	105				太白区	障害高齢課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	窓口等で周知した	市民の方々の必要に応じ情報提供を行うことができた	継続して実施していく。
方向性3	105				秋保総合支所	保健福祉課	こころの健康に関する相談窓口等の紹介	心の健康に関する情報等の案内を行う。個別支援の中で必要時心の相談などの相談窓口を周知する。	対象となる案件がなかったため実施なし。	対象案件には適切に対応していく	今年度1件。対象に合わせた支援を継続していく。
方向性3	105				泉区	障害高齢課	家族等、身近な人の見守りへの支援	自殺未遂者、その家族、身近な人への来所、電話、訪問による相談支援を行う。	年間通じて実施。	自殺未遂者への対応は緊急で対応が求められることも多く、警察から相談を受けて緊急で動くということが少なくなかった。	引き続き年間通じて実施とする。適宜、他機関とも連携を図りながら協働支援。
方向性3	106	難病相談の実施	難病の方やその家族を対象とした、保健師、看護師、栄養士等による相談の実施や支援情報の提供	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者総合支援センター	仙台市難病サポートセンターでの相談支援	電話、面談等により、難病の方や家族等の療養生活上、日常生活上の相談や各種公的手続等に対する支援を行うほか、情報の提供等を行う。	自死念慮については、年間1~2件あり、傾聴を実施。必要に応じ区へ情報提供することもある。	統計等とはっていないため正確な件数は把握していないが、傾聴し適切な機関につなぐ役目をはたしている。	患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安の解消、孤独や喪失感の軽減を図ることを目的に、令和2年度以降も患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな支援に努めて参りたい。
方向性3	106				青葉区	障害高齢課	難病相談	保健師等が電話、面接、家庭訪問等を行い、難病に関する相談を実施します。	相談件数131件	障害福祉サービス利用についての相談が多くみられた。また新規申請時には対象者の困りごとの把握につながっている。	引き続き、新規申請時の面接や訪問など継続した支援を行っていく。
方向性3	106				宮城総合支所	保健福祉課	難病相談	保健師等が電話、面接、家庭訪問等を行い、難病に関する相談を実施します。	来所相談：39件 電話相談：10件 訪問：17件	ケース検討やレビューを活用した支援方針の検討や共有が必要。また、災害時個別支援計画の推進が課題である。	必要時、各機関と連携しながら支援していく。災害時個別支援計画については完成した計画を係内で共有し、市民から作成希望があった際に対応できるようにしておく。
方向性3	106				宮城野区	障害高齢課	難病相談の実施	（窓口業務の一環）難病の方やその家族を対象とした、相談の実施	適宜実施	例年通り実施することができた。	難病の進行状況や相談内容に応じて、関係機関への連携を図る。難病の方やその家族を対象とした、保健師、看護師、栄養士等による相談の実施や支援情報の提供を行う。
方向性3	106				若林区	障害高齢課	難病相談	保健師等が電話、面接、家庭訪問等を行い、難病に関する相談を実施します。	災害時個別計画作成者(11名)に年1回の訪問実施。その他、年間を通しサービス申請に合わせた相談や窓口での相談を実施。	地域にいる難病患者や家族のニーズを把握するために、支援機関との連携・情報共有を積極的に行っていく必要あり。	今後は積極的な地域ケア会議等へ参加し、支援者との関係づくりを行う。また、災害時個別支援計画の周知や作成を行っていく。
方向性3	106				太白区	障害高齢課	難病相談	保健師等が電話、面接、家庭訪問等を行い、難病に関する相談を実施。	実人数 33人 方法別内訳 来所 13人 家庭訪問 22人	市民からの相談に対し対応できた。今後は、更に相談が必要な人の掘り起しのため指定難病申請や更新時に申請受け付けだけでなく療養状況を確認し保健師につなぐ仕組みをつくる。	継続して、在宅での療養状況の確認が必要な方は、指定難病申請や更新の際に保健師が面接をし支援を行っていく。
方向性3	106				秋保総合支所	保健福祉課	難病相談	保健師等が電話、面接、家庭訪問等を行い、難病に関する相談を実施します。	相談延6名。訪問延2名	対象に合わせた支援ができた。	相談延2件。対象に合わせた支援を継続していく。
方向性3	106				泉区	障害高齢課	難病患者への相談対応	難病の方やその家族を対象にした、保健師や看護師による相談の実施や支援情報の提供	年間を通じて実施。30年度からは神経難病患者に対し、地区担当保健師より全数状況確認を実施。	全数状況確認をした結果、生活に困り感があるものの、相談先がわからず埋まっていたケースが多く見出され、地区担当保健師による継続支援、サービス利用に繋がったケースも多々あった。来年度も継続実施予定。	令和元年度もH30年度と同様に実施。来年度も実施予定ではあるが、負担も大きいため、ケアマネ中心に支援が軌道に乗っている世帯は相談待ちとするなど、優先順位をつけてTELかけをすることも検討していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	107	難病医療相談会の実施	難病を治療中の方やその家族を対象とした、専門医等による情報提供や相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	障害者総合支援センター	難病医療相談会の実施	難病を治療中の方やその家族を対象にした、専門医等による情報提供や相談の実施	年間30回実施し、専門医等による情報提供や相談を実施。	自死念慮等の相談実態は把握していないが、専門医等による情報提供や相談の機会を得ることで、療養上の不安軽減の一助になっていると思われる。	専門医等による情報提供や相談の機会を通して、令和2年度以降も療養上の不安軽減に努めて参りたい。
方向性3	107				青葉区	障害高齢課	難病医療相談会	専門医、支援者による講話、相談等を行うことで、疾病への理解を深め、不安の解消をはかるとともに、日常生活の支援情報の提供を行う。	「神経難病と嚥下障害：食事・口腔ケア」をテーマに開催。当事者と家族を中心に57名参加。	講話についての理解度、満足度ともに高く、質問も複数あり、日ごろの悩みの解消にもつながった。	高齢化に伴い、地域包括支援センターや介護支援専門員向けの研修を実施、地域における支援の質の向上とネットワーク化を図る。
方向性3	107				宮城野区	障害高齢課	難病医療相談会	専門医、支援者による講話、相談等を行うことで、疾病への理解を深め、不安の解消をはかるとともに、日常生活の支援情報の提供を行います。	11月実施	参加者が興味を持てるテーマの設定を行っているといえる。	難病への理解、不安解消、支援スキルの向上を目的に支援者向けの講話を開催する予定。ウエルポート主催で行うか、区役所主催で行うか現在検討中。
方向性3	107				若林区	障害高齢課	難病医療相談会	専門医、支援者による講話、相談等を行うことで、疾病への理解を深め、不安の解消をはかるとともに、日常生活の支援情報の提供を行います。	H30.11月に下垂体疾患患者を対象に実施。羽二生クリニックの医師へ講師依頼。講話と患者交流を実施。19名が参加。	参加者からは不安が軽減したとの意見あり。当会が地域の難病患者にとって貴重な機会になっていると感じた。	今年度は初めて支援者に向けて実施し、複雑な障害福祉サービスについての勉強会を行った。次年度も支援者向けに、同様のテーマでスキルアップの内容での実施を検討。
方向性3	107				太白区	障害高齢課	難病医療相談会	専門医、支援者による講話、相談等を行うことで、疾病への理解を深め、不安の解消をはかるとともに、日常生活の支援情報の提供を行う。	1回実施 テーマ 日頃の備えが大切！在宅療養患者の災害時支援体制を考えよう 参加者 25名（訪問看護ステーション、居宅介護事業所、各区保健師、障害者相談支援協議所等の職員）	人工呼吸器装着などの重度障害者の災害時の対応や日頃の備えなどについて課題や各機関の連携強化の必要性について共有できた。	継続して実施していく。
方向性3	107				泉区	障害高齢課	難病医療相談会	難病を治療中の方やその家族を対象にした、専門医等による情報提供や相談の実施	難病支援従事者や難病治療の方やその家族が対象となる研修会を1回実施。テーマは神経難病患者の最新治療について。参加者は38名。参加機関は21機関。	参加者の声より、病院との連携や患者への精神支援、意思決定支援等に不安を感じている支援者が多くいることがわかった。これからは疾患の知識だけでなく、実践的な支援方法や支援者としての判断のヒントになるような具体的な研修が求められると考える。	毎年度、難病患者向けまたは、支援者向けに実施予定。
方向性3	108	シニア世代向け健康づくり講座の実施	高齢者の介護予防を目的とした、各種講座の実施を通じた自主グループ育成と自主グループによる地域における通いの場の提供	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	シニア世代向け健康づくりの講座の実施	地域の高齢者が継続して参加できる運動を中心とした介護予防の通いの場づくりを目的に講座を行う。	6地域で講座実施、6グループが自主グループとして活動継続。	地域の高齢者が継続して通う場が育成された。様々な状態の高齢者を受け入れながら今後も活動が継続されるよう支援していく必要がある。	講座終了後も自主グループとして活動が継続されるようフォローアップを行っていく。
方向性3	108				青葉区	家庭健康課	シニア世代の健康づくり講座	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、また地域の通いの場づくりとしてグループの育成及び支援を行います。	健康教育を2回実施、計25名参加。1か所の地域で8回の連続の運動講座を実施。	連続講座を実施した地域では自主活動が立ち上がった。	障害高齢課に事業移管
方向性3	108				宮城野区	家庭健康課	シニア健康づくり講座事業	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、また地域の通いの場づくりとしてグループの育成及び支援を行います。	復興公営住宅1か所に8回講師を派遣。述べ86人が参加した。講座終了後は自主運動グループとなり、平成31年2月より月2回活動を行っている。	講座をきっかけに、継続的な自主活動につながっており、地域の通いの場となっている。講座終了後も区・包括でフォローを行い、安定した継続的な活動になるよう支援を行っていく。	令和元年度より障害高齢課へ事業移管

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	108				若林区	家庭健康課	シニア健康づくり講座事業	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、また地域の通いの場づくりとして支援します。	6～2月まで計8回開催。参加者数 実19名 延119名	自主化し、民生委員を中心に月1回継続中。	障害高齢課にて実施。自主グループ活動として今後も継続していけるよう、地域包括支援センターと連携して支援にあたる。
方向性3	108				太白区	家庭健康課	シニア健康づくり講座事業	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、また地域の通いの場づくりとして支援します。	2か所、計10回 実101名参加	自主活動につながった。	令和元年度から当事業は障害高齢課へ移管済み
方向性3	108				泉区	家庭健康課	シニア世代向け健康づくり講座	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができるよう、地域の通いの場づくりや高齢者の閉じこもり予防を図っています。	区内1か所を選定し、8回の講座（9月～2月）を実施。実25人・延108人参加。	講座終了後、自主グループとして活動している。地域包括支援センターや地域への事業周知と活用促進が課題。	事務移管済のため 障害高齢課にて回答
方向性3	108				秋保総合支所	保健福祉課	シニア健康づくり講座事業	多様な健康状態の高齢者を対象に、自立した生きがいのある日常生活を営むことができよう、また地域の通いの場づくりとして支援します。	H30年度実績なし	平成30年度については実施がなかったが地域の実情に応じ実施を検討してまいります。	今年度実績なし。包括とともに、地域の実情に応じ実施を検討していく。
方向性3	109	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業（運動教室）の実施	復興公営住宅の入居者等を対象とした、運動教室による新たな交流の場の提供と、生活不活発病や閉じこもりの予防支援	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業	復興公営住宅の入居者等を対象に、運動教室を通じて新たな交流の場を提供するとともに、身体能力の維持改善を図り、生活不活発病や閉じこもりを予防します。	実施箇所数 4区7か所 運動教室実施回数 47回 参加者数 延781名	事業実施を通して復興公営住宅入居者同士の交流や、関係機関とのつながりが生まれている。被災高齢者がコミュニティにおける自らの役割を認識し、自主的に運営できるように支援していく。	被災高齢者が地域でつながりを持てる場のひとつとして、今後もコミュニティの活動が継続できるよう支援していく。
方向性3	109				青葉区	家庭健康課	被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業	復興公営住宅の入居者等を対象に、運動教室を通じて新たな交流の場を提供するとともに、身体能力の維持改善を図り、生活不活発病や閉じこもりを予防します。	運動教室を8回実施。	運動教室終了後、自主グループとして活動を開始した。	障害高齢課に事業移管
方向性3	109				宮城野区	家庭健康課	被災者健康教育	復興公営住宅等に暮らしている住民に対し、閉じこもり予防・生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に健康や運動を切り口とした支援を提供します。	復興公営住宅4か所・浸水地域2か所・防災集団移転地区1か所で運動教室を開催。区参加時の参加延人数は482人。内3か所は、運動教室終了後も自主的な活動を継続している。	自主的な活動につながった運動教室もあったが、既存町内会に比べ、コミュニティが希薄化していたり、住民の高齢化等あり、世話役が少ない状況にある。他の運動グループの世話役や地域事業所から協力を得る等、継続して運動教室を開催できる方法を検討していく必要がある。	今後も引き続き各運動教室に参加しながら、安定した教室運営につながるよう支援を継続していく。住民の高齢化や資金面等により、運営が困難になっている教室も散見されるため、地域が相談しやすい関係を継続させながら、様々な手法での支援を検討していきたい。
方向性3	109				若林区	家庭健康課	被災者向けコミュニティ形成事業	復興公営住宅や、防災集団移転団地で暮らす住民に対し、閉じこもり予防、生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に健康、運動を切り口とした支援を提供します。	運動教室19回、延288名 その他健康支援 6回延98名 健康サロン 69回延720名 サロン活動支援 17回延354名	特に復興公営住宅の高齢化率が高く、キーパーソンの発掘・育成が課題。また、支援が長くなることで支援者への依存も強くなり自主化が難しい所もある。	キーパーソン不在のサロンについては、外部民間事業とチームを結成し、社会資源として継続できる新たな形を模索していく。若林区の健康課題や復興公営住宅ごとのレセプトの結果より、重点テーマを絞り健康教育を実施しながら啓発・行動変容を促す
方向性3	109				太白区	家庭健康課	被災者向け介護予防教室	閉じこもり予防や生活不活発病予防を目的とし復興公営住宅に暮らす高齢者に運動を提供し孤立防止等を図ります。	1か所、12回、延210名参加	次年度自主化にむけて支援予定。	閉じこもり予防や生活不活発病予防、住民の交流を目的とし、復興公営住宅での運動教室を実施する。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	109				泉区	家庭健康課	復興公営住宅交流支援事業	復興公営住宅（市営住宅）入居者と地域住民を対象に、交流と運動を目的に活動しているグループが、主体的に継続して活動できるよう支援しています。	年間を通じ14回支援し、継続的に自主運営できるよう必要時フォローを行った。	必要時支援に入ること、参加者が役割分担をしながら自主運営できている状況である。今後も関係機関と協力しながら、見守りとフォローを行う。	現在の課題は新規参加者がいないことであり、自主的に参加者同士で話合う場面も見られたが、課題解決に向け行動に移してはいない段階である。今後は関係機関と協力しながら自主運営できている活動状況を見守り、必要時支援して参りたい。
方向性3	110	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	介護予防自主グループ数 230グループ（H31.3月末）	グループ数は増加しているが、グループの高齢化やサポーターの世代交代、運営方法など継続にむけた課題あり。活動継続できるようグループの状況に応じた活動支援の体制づくりが必要。	グループごとの課題に応じて必要な相談と現場支援を行えるよう、グループのアセスメントを行うためのツールを検討し、支援者間で共有することで、必要なフォローアップにつなげる体制をつくっていく。
方向性3	110				青葉区	家庭健康課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	区内39グループが活動。	グループが継続的に活動できるよう、状況把握と適宜支援を行う。	障害高齢課に事業移管
方向性3	110				宮城総合支所	保健福祉課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	管内12グループが活動中。 新たに平成31年度に向け、1グループ立ち上げ予定。	新規グループの立ち上げに向け、包括と協働し支援を行った。平成31年度も引き続き支援を行っていく。	令和元年度は1グループの新規グループが立ち上がった。令和2年度もグループが活動を継続できるよう引き続き支援をしていく。
方向性3	110				宮城野区	家庭健康課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	・区内47グループが活動 ・平成30年度は新たに1グループの活動が立ち上がった	・サポーターの高齢化、担い手不足の課題に対する解決策が必要 ・講座内容は運動だけではなく、フレイル予防や口腔・栄養等高齢者の健康について取り上げる等検討が必要。	令和元年度より障害高齢課へ事業移管
方向性3	110				若林区	家庭健康課	介護予防自主グループ支援事業	地域における介護予防の活動が推進していくことを目的に、介護予防運動サポーターの質の向上と人材育成、自主グループ活動が継続するための後方支援、新たな地域ニーズへの対応を行う。	・介護予防を目的としたグループとして区内39グループが活動している。 ・新規立ち上げたグループはなかったため、新規のサポーター養成研修を追加実施し、35名が新たに修了した。	自主グループの活動の様子に応じ、地域包括支援センターと協力しながら地区担当が支援している。	障害高齢課にて実施。 地域保健活動の枠として、社会資源の把握と後方支援を含め、地区担当保健師が顔を出せると良いと考えている。
方向性3	110				太白区	家庭健康課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	サポーター研修は1クール5回実施し、実35名参加。自主化したグループは8か所となり、区内の自主グループは74グループとなった。また、サポーターのスキルアップ講座を2クールとリーダー講習会を実施し、グループの強化を図った。	運動を通じて心身の健康の向上を図るとともに、地域に自主グループが増えることにより高齢者の孤立防止を図ってきたい。31年度からは事業は障害高齢課に移管となり、継続実施予定。	令和元年度から当事業は障害高齢課へ移管済み
方向性3	110				泉区	家庭健康課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	・区内41グループが活動している。 ・H30年度3グループが新たに活動を開始した。 ・少なくとも年1回は保健師がグループを訪問し、実施状況を把握し運営の相談等を行った。 ・グループ活動を運営するサポーターを対象に、年2回、スキルアップ講座を実施した。延参加数：76グループ、218人。	・各グループとも、適切に運営していた。 ・多くのグループにおいて、サポーターの高齢化とその担い手不足が課題となっている。	事務移管済のため 障害高齢課にて回答

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性3	110				秋保総合支所	保健福祉課	介護予防自主グループによる支援	高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供	管内7グループが活動	適切に実施することができた	管内7グループが活動。
方向性3	111	認知症高齢者等の家族交流会の実施	認知症の方の介護家族の心理負担軽減を目的とした、家族同士による交流会の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症高齢者等の家族交流会	認知症の人の介護に携わっている家族などを対象とした交流会を開催します。	各区役所にて年37回実施。参加者延302名。	地域の相談体制が整備されつつあるが、家族だけで介護問題を抱えている現状は続いており、適切な情報提供や支援が今後も必要である。	家族だけで問題を抱えてしまうことがないよう、継続して交流の場を提供していく。
方向性3	111				青葉区	障害高齢課	認知症高齢者等の家族交流会	認知症の人の介護に携わっている家族などを対象とした交流会を開催します。	年間8回 延65人参加	ピアカウンセリングの機能が果たせている。参加者のニーズを事業に活かしていく。	引き続き、市政だより等で周知し、日頃の介護の様子や経験などを語り合い負担の軽減を図る
方向性3	111				宮城野区	障害高齢課	認知症高齢者家族ほっと一息相談会	家族交流会や講演会などによる、認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知	年8回実施。内2回は講話	ピアカウンセリングの機能が果たせている。参加者のニーズを事業に活かしていく。	ピアカウンセリング機能の強化。認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を行う。認知症当事者視点の支援についても取り入れていく。
方向性3	111				太白区	障害高齢課	認知症高齢者家族交流会	認知症の人の介護に携わっている家族などを対象とした交流会を開催します。	年間8回実施、延べ48名が参加した。	認知症カフェとの役割分担	診断されて間もない方などは地域の認知症カフェなどへの参加にまだ気持ちが向かない方もおり、今の気持ちを安心して語れる場として継続して実施する。
方向性3	111				若林区	障害高齢課	認知症介護家族支援事業	相談や交流を図りながら、家族に対する支援を行います。	年7回実施（H30.5月、6月、8月、11月、12月、H31.1月、3月）。実人数16名、延人数22名参加。	昨年度より参加者微増も、1回の参加者は2～4名と少数。周知方法の工夫が必要。	次年度も、相談・交流の場として年4回以上実施予定。また周知方法として、回覧板の活用等も検討。
方向性3	111				泉区	障害高齢課	認知症高齢者等の家族交流会	認知症の人の介護に携わっている家族などを対象とした交流会を開催します。	年10回実施。延べ参加者数51名、うち新規参加者15名。	区役所開催における安心感や市政だよりによる広範囲への周知は区役所開催の大きな意義である。常に新規参加者があることは成果と感じ、また今後も継続することが必要である。	認知症高齢者をかかえる家族のつらいの中で、参加者同士の座談会の場の提供は継続する。介護者が日頃の悩みや葛藤を安心して語り合えるような環境を意識したい。
方向性3	112				健康相談の実施	市民が抱える様々な心身の健康問題に関する、保健師、栄養士等による個別相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	健康政策課	健康相談	心身の健康に関して、個別の相談に応じて必要な指導や助言を行っています
方向性3	112	青葉区	家庭健康課	健康相談				生活習慣病を予防するために生活習慣を改善したい方の予約制の健康相談と、随時電話等の相談を行っている	予約制の相談件数は25件、随時相談は年間75件。	多職種で対象者の生活習慣の改善に必要な助言指導ができた。	今後も、生活習慣病予防のための予約制の健康相談月1回、随時電話相談を継続予定。
方向性3	112	宮城野区	家庭健康課	健康相談				心身の健康に関して、個別の相談に応じて必要な指導や助言を行っています	年間23件の利用があり、内保健・栄養に関する相談が19名、歯科に関する相談が7名（重複あり）であった。	相談者との面接を通して、実現可能な目標設定ができるよう支援することができた。また、必要時実践状況の確認のため、電話でフォローすることもできた。今後も継続し、生活習慣改善を実践できるよう支援を行っていく。	相談者の日常の生活状況等の聞き取りをしながら、引き続き相談者の心身の状態に合わせた目標設定ができるよう支援していく。
方向性3	112	若林区	家庭健康課	健康づくり相談				生活習慣病予防やその他心身の健康問題について個別に相談に応じる、市政だよりや、チラシ、ホームページで広報し、年間10回開催（予約制）	年10回開催。相談件数11件。	概ね例年通りの実施	今後も継続して実施。
方向性3	112	太白区	家庭健康課	健康相談				心身の健康に関して、個別の相談に応じて必要な指導や助言を行っています	生活改善相談34件。健診事後相談82件。被災者支援延407件。	健診事後指導にストレス解消の視点を多く取り入れていきたい。	心身の健康に関して、個別訪問、来所相談、運動教室やサロン時に個別の相談に応じて必要な指導や助言を行う。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性3	112				泉区	家庭健康課	健康づくり相談	区民を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士が、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行っています。	月1回、計12回実施。利用者実24名。年6回、同日に健康づくり講話を実施。延126人参加。	利用者の年代は30～80代と幅広い。健康講話と禁煙相談も同日に開催しており、わかりやすい広報が必要。	月1回、計12回実施。年6回、同日に健康づくり講話を実施。講話内容は区民のニーズに沿ったものを企画する。
方向性3	113	被災者向けの健康教室や交流会の実施	東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施	健康福祉局各区	健康福祉局	健康政策課	被災者向けの健康教室や交流会の実施	東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施	270回、延べ3164人。	健康教室や交流会に参加せず閉じこもり気味になっている人のフォローが課題。	復興公営住宅でのサロンや復興公営住宅近隣のスーパーで相談会を実施することで、被災者の生活に身近な場での健康教育や相談機会を確保していく。
方向性3	113				青葉区	家庭健康課	被災者向けの健康教室や交流会の実施	東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施	3つの自主活動中の交流会に出向き、実施状況等を把握、1か所で健康教育を実施。	自主活動が継続できていることを確認できたので、今後も見守りとフォローを行う。	自主活動である3つの被災者交流会に出向き、実施状況等を把握、当課の事業や健康づくりに関する啓発物を配布し、健康づくりについて普及啓発した。被災された方の状況把握にもつながるため、今後も継続していく。
方向性3	113				宮城総合支所	保健福祉課	ほっこり健康教室	東日本大震災における被災者を対象に、健康教育を実施し、交流の場を提供するとともに、健康増進に資する活動を行います。（年3回：6月、9月、1月）	年3回（6,9,1月）実施。参加人数延15名実8名	参加者の高齢化により体調不良から参加人数が減少傾向だが、被災者同士の交流の場を求める声はあり教室継続のニーズはある。	参加者の減少及び、地域にはサロン等住民が参加することのできる場が安定的に設けられており、当事業参加者も他のサロン等に参加していることが確認されていることから、平成31年度をもって終了とする。なお、今後も個別支援等は継続する。
方向性3	113				宮城野区	家庭健康課	被災者健康教育	復興公営住宅等に暮らしている住民に対し、閉じこもり予防・生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に健康や運動を切り口とした支援を提供します。	復興公営住宅4か所・浸水地域2か所・防災集団移転地区1か所で運動教室を開催。区参加時の参加延人数は482人。内3か所は、運動教室終了後も自主的な活動を継続している。	自主的な活動につながった運動教室もあったが、既存町内会に比べ、コミュニティが希薄化していたり、住民の高齢化等あり、世話役が少ない状況にある。他の運動グループの世話役や地域事業所から協力を得る等、継続して運動教室を開催できる方法を検討していく必要がある。	今後も引き続き各運動教室に参加しながら、安定した教室運営につながるよう支援を継続していく。住民の高齢化や資金面等により、運営が困難になっている教室も散見されるため、地域が相談しやすい関係を継続させながら、様々な手法での支援を検討していきたい。
方向性3	113				若林区	家庭健康課	被災者向けコミュニティ形成事業※	復興公営住宅や、防災集団移転団地で暮らす住民に対し、閉じこもり予防、生活不活発病予防、コミュニティ形成支援を目的に健康、運動を切り口とした支援を提供します。	運動教室19回、延288名 その他健康支援 6回延98名 健康サロン 69回延720名 サロン活動支援 17回延354名	特に復興公営住宅の高齢化率が高く、キーパーソンの発掘・育成が課題。また、支援が長くなることで支援者への依存も強くなり自主化が難しい所もある。	キーパーソン不在のサロンについては、外部民間事業とチームを結成し、社会資源として継続できる新たな形を模索しながら、若林区の健康課題や復興公営住宅ごとのレセプトの結果より、重点テーマを絞り健康教育を実施しながら啓発・行動変容を促して参りたい。
方向性3	113				太白区	家庭健康課	被災者健康支援	復興公営住宅の住民が活動量の低下や孤立化防止のため定期的に集まり運動できるよう民生委員等地域の方と共に支援しています。	3か所の復興住宅でサロンを開催。	自主的に継続していけるように支援した。	閉じこもり予防や生活不活発病予防、住民の交流を目的とし、関係機関と連携しながら運動教室の実施、サロンの活動支援等を行う。
方向性3	113				泉区	家庭健康課	復興公営住宅被災者交流支援事業	復興公営住宅やその近隣地域の住民が活動量の低下や孤立化防止のため、定期的に集まり運動できる場を提供しています。H29年度から自主運営のため、主体的に運営できるようサポートしています。	年間を通じ14回支援し、継続的に自主運営できるよう必要時フォローを行った。	必要時支援に入ること、参加者が役割分担をしながら自主運営できている状況である。今後も関係機関と協力しながら、見守りとフォローを行う。	現在の課題は新規参加者がいないことであり、自主的に参加者同士で話合う場面も見られたが、課題解決に向け行動に移してはいない段階である。今後は関係機関と協力しながら自主運営できている活動状況を見守り、必要時支援して参りたい。
方向性3	113				泉区	家庭健康課	被災者交流支援事業(泉集いの会)	主に沿岸地域から転居してきた被災者に対し、定期的に集まり語り合える場を提供しています。また、年2回程度、臨床心理士による心理面のケアを行っています。	沿岸部の被災者の集まり（泉集いの会）を計10回実施した。年間を通じ、実人数16人 延人数81人が参加した。	参加者はこの会を被災体験を安心して話せる場として利用している。今後は、参加者が高齢であることを踏まえ、運営の持ち方について検討する。	参加者は、いずれ仙台市の支援はなくなるとの思いがあるが、この活動の場での交流を希望している。今後、参加者の意見と仙台市の被災者支援動向、また高齢化の面も含め参加者が納得できる支援を検討していきたいと思う。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	114	禁煙対策の実施	禁煙希望者を対象とした、禁煙サポートの推進	健康福祉局 各区	健康福祉局	健康政策課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	個別禁煙指導：32人、延べ90回。	人数は少ないものの、希望希望者のサポートを実施できた。	禁煙サポート事業の利用者が増えるよう、窓口やイベント等で周知啓発を実施しながら、希望者が禁煙できるよう引き続き支援していく。
方向性3	114				青葉区	家庭健康課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	個別相談0件。禁煙外来の案内をした方は3人。	事業について引き続き市民へ周知することが必要。	個別相談は0件だったが、事業の周知を継続する。
方向性3	114				宮城野区	家庭健康課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	相談件数0件	平成30年度は相談件数0件であったが、禁煙相談の周知を図り、市民の方に事業を活用してもらえるよう取り組んでいく。	令和元年度禁煙についての相談が7件実施。記念サポート事業の周知として、児童館・自動車学校等にもチラシを設置した。市政だよりも記事を掲載したことで、禁煙に興味を持ってくれた区民が多かった印象を受ける。次年度以降も継続して、禁煙希望者に対する禁煙支援を実施していく。
方向性3	114				若林区	家庭健康課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	相談0件	公共施設の全面禁煙などが進むなど社会情勢的に喫煙者の相談の受け皿としての需要は増えていくと予想される。機会毎に広報していく必要がある。	当事業に関して、今後も実施していく予定であるが、自殺対策としての視点としては関連が薄いため、登録事業からは削除する。
方向性3	114				太白区	家庭健康課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	禁煙チャレンジャーに参加した人は7名で、禁煙でき支援終了となった人3名。支援継続中2名。状況不明2名。	医療機関の禁煙外来などが増えたことも、区への相談が少ない一因かもしれない。最近は加熱性たばこを利用する人が増えており、害がないと誤解している場合もあるので、加熱性たばこについても啓発を行う必要がある。	健康増進法の改正により、施設や飲食店等の防煙対策への関心が向上してきている。子育て世代に対して受動喫煙の害について啓発を続けるとともに、喫煙が習慣化する前の若い年齢層をターゲットに禁煙の働きかけを強化していく。
方向性3	114				泉区	家庭健康課	たばこ対策	禁煙希望者に対する禁煙サポート事業を実施しています	面談や電話で実施。実18人、延95回実施	利用者が増えている加熱式たばこや電子たばこ等の新型たばこの情報提供及び指導者の養成・スキルアップが課題。	今後も喫煙の代わりとなるストレス解消法を利用者と検討しつつ、禁煙支援を行う。
方向性3	115	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	健康安全課	エイズ・性感染症 検査・相談	各区役所等で、エイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施している。	各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。 【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。
方向性3	115				青葉区	管理課	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。 【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	（健康安全課回答） 今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	115				宮城野区	管理課	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。 【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	（健康安全課回答） 今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。
方向性3	115				若林区	管理課	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。 【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	（健康安全課回答） 今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。
方向性3	115				太白区	管理課	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。 【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	（健康安全課回答） 今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。
方向性3	115				泉区	管理課	エイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	早期発見や早期治療のためのエイズ・性感染症に関する検査や相談の実施	（健康安全課回答） 各区役所等でエイズ・性感染症に関する検査・相談事業を実施した。 【H30年度実績（全市）】 ・検査：HIV2,006件、梅毒1,989件、クラミジア275件 ・相談：317件	（健康安全課回答） 平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施している。今後も効果的な啓発方法や検査体制について、検討していく。	（健康安全課回答） 今後も平日日中に加え、夜間や休日の検査・相談事業を継続することにより、利便性に配慮して実施していく。効果的な啓発方法や検査体制についても、引き続き検討していく。
方向性3	116	肝炎ウイルス検査陽性者へのフォローアップの実施	早期治療や重症化予防を目的に、肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップの実施	健康福祉局 各区	健康福祉局	健康安全課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	（健康安全課回答） 今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。
方向性3	116				青葉区	管理課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	（健康安全課回答） 今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。
方向性3	116				宮城野区	管理課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	（健康安全課回答） 今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	116				若林区	管理課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	（健康安全課回答） 今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。
					太白区	管理課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	肝炎ウイルス検査陽性者へのフォローアップを継続して実施。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。
					泉区	管理課	肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業	肝炎ウイルス検査等性者の方にフォローアップ（受診状況の確認や受診勧奨）を行うことにより、陽性者を早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。	（健康安全課回答） 肝炎ウイルス検査陽性者を対象とした、受診状況の確認や受診勧奨等のフォローアップを実施した。 【H30年度実績（全市）】183件	（健康安全課回答） 新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても検討していく。	（健康安全課回答） 今後も、新規フォローアップ対象者のみならず、未受診者、受診中断者に対する受診勧奨等を今後も継続して行っていく。また、フォローアップの効果的な実施方法についても引き続き検討していく。
方向性3	117	精神障害者小集団活動の実施	回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象とした、社会復帰や仲間づくりのための集団でのレクリエーション活動等の実施	健康福祉局 青葉区 若林区 太白区	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者小集団活動の実施	回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象とした、社会復帰や仲間づくりのための集団でのレクリエーション活動等の実施	・計45回開催 ・参加延べ人数：253名	社会復帰へ向けて多くの方に参加いただいた。しかし、参加メンバーの固定化が進んでおり、新たな参加者の発掘が必要。	参加者数の減少が顕著であることから、令和2年度については規模を縮小し、継続実施してまいりたい。
方向性3	117				宮城総合支所	保健福祉課	精神障害者小集団活動（ひまわり会）	管内に居住する精神障害者を対象とした小集団活動を実施し、日中活動の場を提供します。	年12回開催。延べ参加者53人名。	移動に負担の大きい場所への外出では、参加者数が少ない傾向にあった。活動の内容や時間など、参加者にとって適度に負担がかかるものになるよう企画することが必要。	社会参加の場として、年4回実施予定。
方向性3	117				若林区	障害高齢課	四つ葉会	管内に居住する精神障害者を対象とした小集団活動を実施します。	年間を通して17回の開催。場所は主に区役所や相談支援事業所、市営施設など。	職員の状況的にもこのままの回数での開催が難しいので、次年度以降、開催の内容や日程を調整する必要がある。	来年度は、2か月に1回程度の開催予定。六郷市民センターや七郷市民センターなどでの開催などを予定。
方向性3	117				太白区	障害高齢課	小集団活動（クローバーの会）	小集団での活動や作業、話合いの場を提供し、本人の能力にあった役割を分担することで、対人接触、社会生活の改善を図り、自らの生活を見直す機会とする	11回、実人数20名、延べ57人が参加した。	参加者の高齢化、固定化、参加人数の減少	様々な社会資源ができてきていることから、令和元年度で事業は終了とする。
方向性3	117				秋保総合支所	保健福祉課	精神障害者小集団活動	管内に居住する精神障害者を対象とした小集団活動を実施し、日中活動の場を提供します。	年3回実施。延36名参加した。	当事者と地域住民がともに活動でき相互理解も深まる。	年2回実施。継続して実施していく。
方向性3	118	子供家庭総合相談の実施	18歳未満の子どもやその家族を対象とした、保健及び福祉サービスの総合的な相談の実施	子供未来局 各区	子供未来局	子供家庭支援課	子供家庭総合相談	区役所・宮城総合支所において、家庭児童に係る相談・婦人に係る相談・ひとり親家庭に係る相談・母子保健に係る相談など子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供します。	家庭児童 2,821件 婦人相談 1,433件 ひとり親家庭相談 2,619件 母子保健 5,786件	相談窓口として、適切な制度とつなぐことができた。	区役所・宮城総合支所において、家庭児童に係る相談・婦人に係る相談・ひとり親家庭に係る相談・母子保健に係る相談など子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスを総合的に提供するとともに、複雑な問題を抱えるケースに対応するため、各種分野の関係機関等との連携を強化します。
方向性3	118				青葉区	家庭健康課	子ども・子育て支援	0歳から18歳までの子どもやその家族を対象として、育児や発達に関する悩みや、虐待などの相談に対し、相談支援を行っています。また、必要に応じて保育園や学校など関係機関、相談機関等と綿密な連携を図り、調整を行っています。	子供家庭総合相談：実1683件、延6753件。 月1回子供家庭係・母子保健係で総合相談打合せを実施。	2係で総合相談の打合せ他、随時集まり処遇や方向性の確認・報告を実施しタイムリーな支援に心がけた。	引続き、育児や発達に関する悩みや、虐待などの相談支援を行う。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	118				青葉区	家庭健康課	家庭児童相談	児童、家庭相談（子どもの生活習慣や発達に関する悩み、非行や虐待、家庭環境等）に対し、相談支援を行い、また必要に応じ関係機関等と連携を図りながら支援を行います。	家庭児童相談 【実数】403件 【延数】1485件	児童虐待相談件数の増加や引きこもり・いじめ等様々な家庭児童相談に対し、関係機関と連携し支援を行った。	引続き、児童、家庭相談に対し、相談支援を行い、また必要に応じ関係機関等と連携を図りながら支援を行う。
方向性3	118				青葉区	家庭健康課	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が自立して安心して暮らせるよう、相談や情報提供の充実、子育て・生活・就業・経済支援等を行っています。	【実数】857人 【延数】3180人	国の制度拡充に伴い、相談数も増加。ひとり親家庭が自立して安心して暮らせるよう関係機関と連携を行った。	引続き、国の制度拡充に伴い、ひとり親家庭が自立して安心して暮らせるよう、相談や情報提供の充実、子育て・生活・就業・経済支援等を行う。
方向性3	118				宮城総合支所	保健福祉課	子供家庭総合相談	0歳から18歳までの子どもやその家族を対象として、育児や発達に関する悩みや、虐待などの相談に対し、相談支援を行っています。また、必要に応じて保育園や学校など関係機関、相談機関等と綿密な連携を図り、調整を行っています。	子供家庭総合相談で、家庭や子どもの課題について把握し、課題に応じた適切なサービスの利用を検討し支援したほか、必要に応じて個別ケース会議を行うなど関係機関連携を図り、関係機関との連携を図り、家庭の支援につなげました。	家庭の課題に応じた適切なサービスの利用を検討し支援したほか、必要に応じて個別ケース会議を行うなど関係機関連携を図っていますが、課題の早期解決のため、より一層連携を図っていきます。	子ども家庭に関する保健及び福祉のサービスの窓口として、相談者の課題やニーズを把握し、関係機関と連携の上、適切な支援を実施する。
方向性3	118				宮城野区	家庭健康課	家庭児童相談	児童や家庭に係る保健福祉の総合的な相談を受け、課内及び関係課・機関と連携して対応することで、児童や保護者の抱えている諸問題の解決を図るとともに、児童虐待の予防、早期発見・早期対応・援助までを一貫して取り組みます。	年間を通し実施し、延べ3,696人の相談を受けた。（家庭相談員対応実績）	保護者は複数の困難な問題を抱えていることが多く、職員の能力向上に資する取組が必要。また関係機関が適切に児童虐待対応を実施できるよう環境整備が必要。（保育施設の児童虐待対応にかかる支援等）	関係機関と連携しながら引き続き対応を継続していく。
方向性3	118				宮城野区	家庭健康課	母子・父子・ひとり親・寡婦相談	ひとり親への子育て支援やひとり親家庭児童の就学等の経済的支援と、ひとり親の就労や資格取得等の支援を行うことで、ひとり親家庭等の児童の安全や進学と生活の安定を図ります。	年間を通し実施し、延べ3,064人の相談を受けた。（家庭相談員対応実績）	ひとり親家庭等の児童の安全や進学と生活の安定を図るため、引き続き各種相談支援を実施する。	ひとり親家庭等の児童の安全や進学と生活の安定を図るため、引き続き各種相談支援を実施する。
方向性3	118				若林区	家庭健康課	子供家庭総合相談	子供と家庭に係る相談に対し、緊急度を適宜判断しながら、保健と福祉サービスを総合的に提供できるように対応したり、関係機関との連絡調整を行います。	家庭児童相談 2,423件、母子寡婦相談 1,724件、婦人相談 1,430件 保健師による地区支援件数（実）945件 相談（延）4459件 新規ケースレビュー 3回/年 継続支援ケース処遇検討 3回/年 ケース会議（主催）（実）2件（延）3件、（参加）（実）1件（延）3件	地区支援案件数は増加傾向にある。支援の質を落とさないよう、定期的にレビューや事例検討の場を確保していきたい。	子供と家庭に係る相談に対し、緊急度を適宜判断しながら、保健と福祉サービスを総合的に提供できるように対応したり、関係機関との連絡調整を行って参りたい。
方向性3	118				太白区	家庭健康課	子供家庭総合相談	家庭児童や婦人に係る相談、ひとり親家庭に係る相談、母子保健に係る相談等に対し、保健及び福祉サービスを総合的に提供しています。	5419件の相談を受けている。	相談等を受けて、保健及び福祉サービスを総合的に提供してきた。	今後も家庭児童や婦人に係る相談、ひとり親家庭に係る相談、母子保健に係る相談等に対し、保健及び福祉サービスを総合的に提供しています。
方向性3	118				泉区	家庭健康課	子供家庭総合相談	家庭児童や婦人に係る相談、ひとり親家庭に係る相談、母子保健に係る相談等に対し、保健及び福祉サービスを総合的に提供しています。	年間を通して実施。電話、来所等による育児や経済的な相談に対して4名の相談員が対応した	対応が困難な事案や専門的な対応が必要な事例が増加してきた、各研修を活用して支援力を高める	担当相談員等が、電話・来所等で様々な相談を受けるが、その内容は育児や経済的な事など非常に多岐にわたる。支援希求を適切に把握し対応できるようにしていく

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	118				泉区	家庭健康課	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が自立して安心して暮らせるよう、相談や情報提供の充実、子育て・生活・就業・経済支援等を行っています。	年間を通して実施。生活全般に係る相談を4名の相談員で対応した	相談支援に係る職員のスキルアップに取り掛かり各自が研修等を受講した。	年間を通して4名の相談員が生活全般に係る相談に対応する。各相談員が研修を受講後職場内でのフィードバックを行い、理解を深める取り組みを行う。相談者が抱える課題の見直しをつける中で、必要な情報提供を行い関係機関と連携しながら対応する。
方向性3	118				秋保総合支所	保健福祉課	子供家庭総合相談	家庭児童や婦人に係る相談、ひとり親家庭に係る相談、母子保健に係る相談等に対し、保健及び福祉サービスを総合的に提供しています。	延相談数42件	対象に合わせた支援ができた。	延相談数72件（令和2年1月末現在） 対象に合わせた支援を継続していく。
方向性3	119	子どものこころのケア事業の実施	幼児健康診査における、「こころとからだの相談問診票」を用いた母子の心身面の不安やストレス等の把握と相談、及び「子どものこころの相談室」（18歳未満の子どもを対象とした、児童精神科医や臨床心理士による専門的な相談）の実施	子供未来局 各区	子供未来局	子供保健福祉課	①幼児健康診査における問診票の活用 ②子どものこころの相談室	①幼児健康診査（1歳6か月児健康診査、2歳6か月児健康診査、3歳児健康診査）において、こころとからだの問診票を活用し、母子の心身面の不安やストレスなどについて聞き取り調査を行い、必要に応じ専門的な相談につなぐ。 ②18歳未満の子どもと保護者を対象とした「子どものこころの相談室」にて、児童精神科医及び臨床心理士により、こころやからだ、行動等の悩みに対する相談に応じる。	①問診票による聞き取り：25,334人 ②児童精神科医等による専門相談：126件	今後も継続して実施する必要がある。震災後に被災者支援総合交付金を受けて実施している事業だが、令和3年度以降は国の補助金が交付されなくなる見込みであることから、今後の事業のあり方について検討が必要である。	子どものこころの相談室に従事している児童精神科医、臨床心理士の代表者と、小児科医等が出席する子どものこころのケア懇談会を開催し、今後の事業の方向性について検討する。
方向性3	119				青葉区	家庭健康課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行います。	幼児健診問診時に問診票記載内容を確認、状況に応じて継続支援や「子どものこころの相談室」につなぐ。	問診票は保護者が訴え難い心身の不調やストレス等を図るツールとして有用。また、そこから支援につながる結果にもなっている。	引き続き、幼児健診で保護者が訴え辛い心身の不調やストレス等を把握し、そこから支援につながるよう支援する。
方向性3	119				青葉区	家庭健康課	子どものこころの相談室	18歳未満の子どもとその保護者を対象に、精神保健に関する個別相談を実施しています。	年12回、延29件実施。乳幼児の相談が約8割。相談内容は、乳幼児は行動発達面、就学後は不登校、母自身の相談は育児ストレスや児への対応、家族との関係等。	幼児健診からつながる方もおり、子供の行動発達と保護者の育児ストレス等を一緒に相談できる機会になっている。予約が多く、場合によってはタイムリーに対応できないことが課題。	引き続き、幼児健診やHP・チラシ等で周知し、子どものこころや発達の不安の相談のみならず、育児に悩む保護者の相談にも乗っていく。
方向性3	119				宮城総合支所	保健福祉課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行います。	幼児健診の問診時にこころとからだの問診票の回答を確認し、処遇に応じた支援につなげる。	こころとからだの相談問診票を活用し、幼児健診時に必要な支援につなぐことができる。	引き続き、こころとからだの相談問診票を活用し、幼児健診時に必要な支援につなぐよう努めていく。
方向性3	119				宮城総合支所	保健福祉課	こころの健康相談	管内住民の心の不調や精神的な悩みについて、精神科医等が相談に応じます。	年12回開催。30件利用。	子の発達や子育て、夫婦関係等の悩みがあり、幼児健診や母子保健の個別支援から事業利用に至るケースが多い。	子の発達や子育て、夫婦関係等の悩みなどを背景としたメンタルヘルスに関する相談に応じる。
方向性3	119				宮城野区	家庭健康課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行います。	幼児健診、相談票の回収数・率 ・4,998件回収/5,102件受診 ・回収率：98%	昨年度(95.6%)に比べ回収率が増加した。	今後も幼児健診において「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行います。
方向性3	119				宮城野区	家庭健康課	子どものこころの相談室	18歳未満の子どもやその保護者が抱える悩みに、月1回、児童精神科医や臨床心理士が相談に応じ、支援を行ういます。	月1回年12回開催。 実24件相談。	幼児健診から約4割が相談に繋がった（昨年度は約3割）。	令和2年度も引き続き児童精神科医や臨床心理士の相談と支援を実施していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	119				若林区	家庭健康課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行います。	1歳6か月健診問診票提出数1,186件（提出率99.9%） 2歳6か月歯科健診問診票提出数1,194件（提出率100%） 3歳児健診問診票提出数1,203件（提出率100%）	健診時に問診票を用い、保護者や子どもの心身の不調の有無を確認した上で、必要な支援につなげている。	幼児健診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行って参りたい。
方向性3	119				若林区	家庭健康課	子どものこころの相談室	18歳未満の子どもやその保護者が抱える悩みに、月1回、児童精神科医や臨床心理士が相談に応じ、支援を行ういます。	実施回数12回（月1回）。相談実施件数述べ17件、実数17件。	健診時や電話相談等、相談のニーズを拾い上げ、子どもと保護者のメンタルケアや虐待対応の受け皿として活用している。	18歳未満の子どもやその保護者が抱える悩みに、月1回、児童精神科医や臨床心理士が相談に応じ、支援を行う予定。
方向性3	119				太白区	家庭健康課	子どもの心の相談室	子どものストレスや心の不安に対し精神科医による相談を実施します。	12回実施し、28件相談を受けている。	児への対応の助言等、個別に相談に応じた。	年12回実施し、個別相談に応じる。
方向性3	119				泉区	家庭健康課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行っています。	年間の幼児健診を通して、症状にチェックを入れた方に対し、詳細を聞き取り、必要に応じて対応のアドバイスや社会資源の紹介を行った。	早めに介入、社会資源の紹介、保健師による地区支援などにより、状況悪化に努めることが出来ている。	引き続き幼児健診を通して実施し、症状にチェックを入れた方に対して対応助言や社会資源の紹介などを行い、状況の悪化予防・回復に努める。
方向性3	119				泉区	家庭健康課	子どものこころの相談室	18歳未満の子どもやその保護者が抱える悩みに、月1回、児童精神科医や臨床心理士が相談に応じ、支援を行っています。	12回実施。 区民からの相談：28件	子自身、保護者の心や体の不調に幅広く応じた。予約制で相談が数か月先もあり。ニーズに即した他機関紹介なども必要。	例年通り、予約が多く子育てに関する保護者の不安負担が大きいと感じる。継続して実施し区民の相談需要に応えたい。急ぎ相談が必要な際は他の相談機関を紹介する等適切な支援を行う。
方向性3	119				秋保総合支所	保健福祉課	幼児健康診査における子どものこころのケア事業	幼児健診において、「こころとからだの相談問診票」を活用し、子どもや保護者の心身面を把握し必要な支援を行っています。	1:6 29名/2:6 26名/3:7 21名に実施。	保護者にとっても日頃の振り返りとなっている。	1:6 22名 2:6 20名 3:7 14名(令和2年1月末現在)に実施。
方向性3	120	妊産婦・新生児等訪問指導の実施	生後4か月までの乳児がいる家庭を対象とした、保健師、助産師による育児の相談及び産後うつ病等の母親の心理面の把握と継続的な支援	子供未来局各区	子供未来局	子供保健福祉課	乳児家庭全戸訪問事業	保健師・助産師が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に行っている乳児家庭全戸訪問事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ病等の母親のメンタルヘルス問題を早期に発見し、継続支援をする。	新生児及び未熟児の訪問が延8,814件、産婦訪問は延9,733件だった。	産婦のEPDSが高い、育児不安がみられるといった理由により再訪問を実施した。また、育児ヘルプ家庭訪問事業や地区支援、関係機関との連携等、継続支援につながったケースもあった。	引き続き、EPDS等を活用しつつ、産後うつ病などの母親のメンタルヘルス問題を早期に発見し、継続支援していきたい。
方向性3	120				青葉区	家庭健康課	妊産婦・新生児訪問指導	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎます。	訪問実施：1566名（対象者の97.4%）。訪問指導は他市町村へ依頼する・されることもある。	産後うつスクリーニング（EPDS）他2種の質問紙を実施し、育児不安や養育困難等な方を早期に発見し、継続支援につなげている。	引き続き、妊産婦・新生児等訪問指導を実施することで、全妊産婦の育児不安軽減につなげます。また、産後うつ等の心理面の状況を把握し、継続的な支援や必要な機関への連携支援を行う。
方向性3	120				宮城総合支所	保健福祉課	新生児等訪問指導	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎます。	依頼544件中、537件に実施した。EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につないだ。	困難事例については早急に支援方針を検討し必要時医療機関等につないだ。ている。EPDS検討会や研修会にも参加しアセスメントの視点を学ぶ機会となった	出産した全家庭を対象に、多職種・関係機関と連携しながら引き続き訪問を実施します。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	120				宮城野区	家庭健康課	新生児等訪問指導	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎます。	・妊産婦訪問:1,857件 ・新生児・未熟児訪問:1,881件 計3,738件訪問	育児に不安な時期のタイムリーな訪問をすることで、適切な支援が出来るように努めた。	今後もタイムリーな訪問をすることで、適切な支援ができるよう努めていく。
方向性3	120				若林区	家庭健康課	新生児等訪問指導	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎます。	訪問（延）1,291件 EPDS実施対象者1,176人 うちEPDS実施者数1,156人	他市町村への依頼・外国人・精神疾患既往ありなどの理由がない場合、積極的に質問票を活用し、母親のメンタル面の把握とフォローを実施した。 訪問時、産後のママのメンタルヘルスというリーフレットを配布し、母親自身の気づきを促し、家族への啓発を行った。	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぐ予定。
方向性3	120				太白区	家庭健康課	新生児訪問時のEPDSの実施	産後うつのスクリーニングを目的に新生児訪問時にEPDSを実施しリスクの高い母へのケアを実施します。	実1855名、再訪問112名に訪問。	母と新生児の健康状態を確認しながら、必要な助言を行い不安の軽減に努めた。	引き続き、EPDS等を活用しつつ、産後うつ病などの母親のメンタルヘルス問題を早期に発見し、継続支援していきたい。
方向性3	120				秋保総合支所	保健福祉課	新生児等訪問指導	産後うつのスクリーニングを目的に新生児訪問時にEPDSを実施しリスクの高い母へのケアを実施します。	太白区実施に含む	適切に実施することができた	太白区実施に含む。
方向性3	120				泉区	家庭健康課	新生児等訪問指導	保健師・助産師が実施している新生児等訪問指導事業にて、EPDSを含む3種の質問票を活用し、産後うつ等の母親の心理面の状況を把握し、継続的なケアや専門の支援機関等につなぎます。	新生児等訪問事業実施者1,357人中、1346人の産婦に実施。うち要支援者数211人。	支援理由は、産婦の精神面の問題と育児不安が多い。 里帰り期間が長くなっており他自治体との連携が重要。	H31.1より産後2週間健診、1か月健診の費用助成（EPDS実施者）が開始された。それに伴い医療機関と連携する機会委が増えるため、それぞれの役割を生かしタイムリーな支援ができるようにしていきたい。
方向性3	121	母子健康手帳交付時における保健指導の実施	母子健康手帳交付時の保健師・看護師等専門職による、妊婦の心身状態のアセスメントと保健指導の実施	子供未来局各区	子供未来局	子供保健福祉課	母子健康手帳交付時における保健指導の実施	母子健康手帳交付時に保健師・看護師など専門職が妊婦の心身の状態をアセスメントし、保健指導を行う。また、継続支援が必要な妊婦に対しては、個別支援の計画を立て、支援を行う。	妊娠の届出及び母子健康手帳の交付は8,370件。各区役所及び支所・保健センター等で交付。	保健師、助産師、看護師による面接を全数実施し、妊婦の心身の状態及び環境面等のアセスメントを行った。継続支援が必要な妊婦には計画的に支援を行った。	今後も母子健康手帳交付時のアセスメントを継続して行い、継続支援が必要な妊婦に対しては個別支援を行っていく。
方向性3	121				青葉区	家庭健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。また、母子健康手帳交付において、全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握しているほか、アセスメントシートを活用し、早期支援が必要な妊産婦に対しては、医療機関と連携し個別のケアを実施しています。	交付件数：1612件。 高齢初妊婦は231件。	交付時の状況をアセスメントシートを用いて検討し、新規支援開始となった方が31件。妊娠期からの切れ目のない支援につながった。また、相談内容に応じて栄養士・保育所担当・家庭相談員等につなぎ、専門的な内容に対応した。	引き続き、母子手帳交付時に面談・保健指導を実施し、心身の状況の把握に努めるほか、アセスメントシートを活用し早期支援が必要な妊産婦について医療機関や関係機関と連携し、必要な支援につなげる。
方向性3	121				宮城総合支所	保健福祉課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。また、母子健康手帳交付において、全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握しているほか、アセスメントシートを活用し、早期支援が必要な妊産婦に対しては、医療機関と連携し個別のケアを実施しています。	全交付数：490件	アセスメントシートによる特定妊婦候補者の洗い出しを行い、複数の目で処遇確認を行っている。要支援者については、新生児訪問のほか、母親教室等の事業への参加動員を行い、切れ目ない支援を提供する。	引き続き他機関とも連携しながら、妊娠から出産・育児まで切れ目ない支援を提供していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	121				宮城野区	家庭健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供します。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等が面接し心身の状況を把握し、早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施します。	・妊娠届出数：1,772件 ・妊婦転入届出数：101件 ・特定妊婦数： 新規22人、削除28人 平成31年2月最終登録数42人	母子共に健全な妊娠、出産、育児ができるよう、丁寧な保健指導を行った。また、医療機関等と連携しながら、ハイリスク妊婦の把握と支援に努めた。	母子共に健全な妊娠・出産・育児ができるよう、丁寧な保健指導を行い、医療機関等と連携しながら、ハイリスク妊婦の把握と支援に努めていく。
方向性3	121				若林区	家庭健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握し、アセスメントシートを活用し早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施しています。	妊娠届出数、1167件。届出した妊婦に面接を実施。	妊娠届出数としては例年並み。交付担当者だけの判断によらず、係内で月1回処遇検討会議を開催し、対象に応じた適切な支援につなげている。	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握し、アセスメントシートを活用し早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施して参りたい。
方向性3	121				太白区	家庭健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握し、アセスメントシートを活用し早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施しています。	母子健康手帳交付1828件。	必要な方へ妊娠中から支援を行うことができた。	母子健康手帳交付時のアセスメントを継続して行い、継続支援の必要な妊婦に対して個別支援を行っていく。
方向性3	121				秋保総合支所	保健福祉課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供します。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等が面接し心身の状況を把握し、早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施します。	実19名に実施。	管内出生数が少ないため、初産婦が孤立しないよう丁寧な関わりが必要。	実12名に実施。対象に合わせた支援を継続していく。
方向性3	121				泉区	家庭健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠から出産・育児までの切れ目ない支援を提供しています。母子健康手帳交付において全妊婦に保健師等の看護職が面接し心身の状況を把握し、アセスメントシートを活用し早期支援が必要な妊産婦に対しては医療機関と連携し個別のケアを実施しています。	母子健康手帳交付者1,401人に看護職が個別面接を行い、支援が必要な妊婦を把握している。 また交付後担当者・母子保健コーディネーター等で支援方針の確認を実施している。	時間外交付者の増加に伴い、業務量が増加している。 既に地区支援している世帯の妊娠届の把握が漏れていることがあったため、保健師全員に月毎の交付者一覧を回覧している。	月毎の母子手帳交付者について、母子手帳の主担当と母子保健コーディネーター、係長で交付時の処遇について振り返り検討する時間を設けている。 また要支援者については、関係機関と情報共有しながら連携し対応している。
方向性3	122	母親教室・両親教室の実施	妊産婦等を対象とした、母親教室や両親教室による、育児に関する適切な知識の提供や個別相談の実施	子供未来局各区	子供未来局	子供保健福祉課	母親教室・両親教室の実施	妊産婦等を対象とした、母親教室や両親教室による、適切な育児の知識の提供や個別相談の実施	区役所及び支所にて母親教室が延89回、延1,434人（うち夫9人）、両親教室が延51回、延1,407人（うち夫624人）の参加者があった。	同時期に出産を予定している妊婦及び夫が妊娠・出産・育児について必要な知識や技術を習得し、不安を軽減する機会となった。また、地域の中での育児の仲間作りの一助となっている。	今後も母親教室や両親教室を通して、妊娠・出産・育児への不安が軽減できるよう、教室を続けていく。
方向性3	122				青葉区	家庭健康課	母親教室・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	母親教室：7コース各3回で延211名。参加者アンケートで95%以上が「大変良かった・良かった」と回答。 両親教室：6回実施。102組。毎回キャンセル待ちが発生。 アンケートで80%以上が「育児は二人で協力して行いたい」と回答。	母親教室は出産後の同窓会で知り合い作りがより進み、育児の孤立化防止につながっていると考えられる。 両親教室は「夫婦で育児」を考える機会になっている。	引き続き、妊産婦等に対し教室を通して必要な育児知識の普及や情報提供をし、知り合いづくりを通して育児の孤立化防止の支援を行う。
方向性3	122				宮城総合支所	保健福祉課	母親・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	母親教室8回/年実施、妊婦42名(のべ70名)夫5名(のべ7名)参加 両親教室4回/年実施、妊婦50名夫44名参加	産後の生活について妊娠中から伝えることで、夫婦で育児するイメージすることができた。夫婦のコミュニケーションについて伝えることを強化した。	両親教室を年4回から6回に増やす。夫婦のコミュニケーションに加え、産後の精神面の内容についても強化し継続して伝えていく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	122				宮城野区	家庭健康課	母親・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	・母親教室：24回/年開催 延339人参加 ・両親教室：6回/年開催 実258人参加	参加者の満足度は高く、産後も定期的に集まるなど仲間づくりとしても有効である。	目的・内容等を含め、より効果的な事業となるよう検討していく。
方向性3	122				若林区	家庭健康課	母親教室・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	3回1クールで、年6クール、計18回実施。また、1～3回目の出席者へ4回目として産後編の案内。希望者のみの参加で、産後児と一緒に参加・育児の情報交換・妊婦へのアドバイス。4回目も6回/年実施。	妊産婦の参加者数は例年並み。アンケート結果を見ると、出産・育児の知識が得られたという点での満足度が高かった。また、先輩パパママとの交流が参考になったという意見も多い。 平日に参加できない方に対しては、のびすく若林で行っている両親教室の情報提供を行う。のびすく若林の担当者との情報共有も必要。	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施して参りたい。
方向性3	122				太白区	家庭健康課	母親教室・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	母親教室3コース×6回、169名、産後の教室6回64組、両親教室6回146組実施。	出産に向けての準備や育児がイメージできるような情報提供を行った。また、グループワークを取り入れ産後も交流できるように育児不安の軽減に努めた。	今後も母親教室、両親教室を通じて妊娠・出産・育児への不安が軽減できるよう教室を続けていく。
方向性3	122				泉区	家庭健康課	母親教室・両親教室	妊産婦等を対象に、母親教室や両親教室を開催し、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	両親教室 5回実施 参加80組160人 母親教室 6コース18回開催 参加妊婦97人	両親教室 二人で子育てする意識づくりができた。 母親教室 産後うつ病に関する知識の普及、産後の生活のイメージづくりが出来た。妊娠期からのうつ予防の必要がある。	両親教室 毎回参加申込みが定員を超えている。締切り後も申し込みありキャンセル待ちで受付する。各機関での開催あり同様な人気需要がある。今後も継続しニーズに沿う教室としたい。 母親教室 妊娠期から妊婦のメンタルヘルスに力を入れ、知識の啓蒙と援助をしていきたい。
方向性3	123	地区育児相談会の実施	子育てサロンや児童館での保健師による子育てに関する個別相談の実施	子供未来局 各区	子供未来局	子供保健福祉課	地区育児相談会等の実施	子育てサロンや児童館での保健師による子育てに関する個別相談等の実施	各区・総合支所が実施 開催回数：117回 参加者：延3,736人	地域の状況・特色にあわせて、今後も継続して実施する必要がある。	地域の状況・特色にあわせて、今後も継続して実施する必要がある。
方向性3	123				青葉区	家庭健康課	地区育児相談会	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に外向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図る。	育児相談を伴う健康教育や子育てサロン支援事業の実施：47回、延934名参加。	親子が慣れた地域で気軽に参加できる育児相談会であり、地域の支援者との連携・相談機会としても有用である。	引き続き、子育てサロンや子育て支援機関での個別相談を通し、育児不安の軽減や適宜必要な支援につながるよう支援をするとともに、地域の育児支援機関や団体との連携を図る。
方向性3	123				宮城総合支所	保健福祉課	地区健康教育	子育てサロンや児童館等からの依頼に基づき、子育てに関する健康教育及び個別相談を行います。	児童館、市民センター、子育てサロン等に対し、育児、食育、歯の健康等について健康教育を実施（15件）	依頼のあった団体と地区の課題等を共有しながら実施することができた。	引き続き地区担当保健師が他職種が行う健康教育に同行しながら地区のキーパーソン等とつながりを持ち、地区の課題等を共有していく。
方向性3	123				宮城野区	家庭健康課	地区育児相談会	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に外向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図る。	・健康教室・講座： 27回/年開催、 子517人、親542人参加	昨年度同様、積極的に外向き、健康教室や個別相談等を実施することが出来た。	地域の機関・団体と連携を図りながら、積極的に外向き健康教育や個別相談などを行っていく。
方向性3	123				若林区	家庭健康課	地区育児相談会	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に外向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図る。	「母と子の健康相談」という事業名で若林区役所・六郷市民センター・七郷市民センターの3か所で実施。各月一回、計36回実施。来所者数区役所237名、六郷202名、七郷251名。	全会場でH29年度と比較し、来所者増加している。区役所22名、六郷59名、七郷71名の増加。相談は多岐にわたるため、他健診事業との連携や職種間の共有を図ること必要。また、要支援者の経過観察の場としても活用していく。	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に外向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図って参りたい。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	123				太白区	家庭健康課	地区育児相談会	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に出向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図る。	地区健康教育、個別相談21か所、育児相談会21回（区、東中田、茂庭台）保護者232名、乳幼児245名。	児童館、支援センター等地域の子育て関係機関と連携し健康教育や育児相談を実施し、知識の普及や育児不安の軽減に努めた。	今後も身近な場所で育児への不安が軽減できるよう健康教育や育児相談を続けていく。
方向性3	123				秋保総合支所	保健福祉課	母と子の健康増進教室	児童館と共催で教室開催活用し、個別相談に応じやすい環境づくり等、地域の期間・団体との連携を図る。	年4回実施。延19組参加した。	第1子の参加率を上げる必要がある。	年4回実施。延7組参加。継続して実施していく。
方向性3	123				泉区	家庭健康課	地区健康教育	地域で行われているサロンや児童館等に積極的に出向き健康教育や個別相談等を行うとともに、地域の機関・団体との連携を図る。	健康教育実施 20か所 参加256組 保護者256人 子供271人	子育て中の保護者へ心身のリフレッシュ等のすすめ、個別相談で子供への対応等のアドバイスを行った。	地域の関係機関から依頼を受け、健康教育を実施する。同時に個別の相談も受け保護者の精神的な不安等にも傾聴しアドバイスを行う。
方向性3	124	保育サービス相談員による支援	保育サービス相談員による保育サービスに関するきめ細かな情報提供や、サービスの利用支援の実施	子供未来局 各区	子供未来局	認定給付課	保育サービス相談員の配置	保育サービス相談員の配置により、保育サービス等に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行い、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげます。	各区役所に2名・宮城総合支所に1名保育サービス相談員を配置し、保育サービス等に関する情報提供・相談支援を実施した。 ・H30相談件数：8,427件	保育サービス相談員によるきめ細かな情報提供、相談対応等により、保護者の希望や家庭状況等に応じた利用支援につなげることができた。	幼児教育の無償化など、保育を取りまく環境の変化に伴う動向に注視し、ひき続ききめ細かな情報提供や相談支援を行い、保護者の希望や家庭状況に応じた適切なサービス利用につなげていく。
方向性3	124				青葉区	家庭健康課	保育サービス相談員の配置（本庁）	保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	・来庁又は電話による相談への対応 1,747件 ・出張相談会 24回 ・施設見学 11回	左記のとおり来庁・電話相談への対応や出張相談会への参加等を実施し、保護者への適切な情報提供に努めたところである。引き続き保育サービスに係る情報収集に努めながら一層充実した情報提供に努めていくこととする。	引き続き保育サービスに係る情報収集に努めながら、一層充実した情報提供に努めていく。
方向性3	124				宮城野区	家庭健康課	保育サービス相談員の配置（本庁）	保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	本区へ2名配置あり（配置課：子供未来局認定給付課）。年間を通し実施し、延べ975件の相談を受けた。	保育サービスに関するきめ細かな情報提供や利用の支援を実施できた。	保育サービスに関するきめ細かな情報提供や利用の支援を実施継続していく。
方向性3	124				若林区	家庭健康課	保育サービス相談員の配置（本庁）	保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	電話相談 988件、来所相談 180件、アウトリーチ 151件	生活困窮者やひとり親等でリスクが高いと思われる場合には、他のサービスも視野に入れるなどの対応を行った。	引き続き適切な情報提供に努める。
方向性3	124				太白区	家庭健康課	保育サービス相談員の配置（本庁）	保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	24回アウトリーチで相談してきた。	個別の相談に応じており、保育施設等待機児童が解消されないまでも、減少には寄与した。	今後も保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。
方向性3	124				泉区	家庭健康課	保育サービス相談員の配置（本庁）	保育施設等待機児童の解消に向け、アウトリーチを含め、保護者に対する適切な情報提供を行うため、各区役所の家庭健康課に保育サービス相談員を配置します。	年間を通して実施。2名の保育サービス相談員が保育施設の利用相談に対し情報提供を行った。また、のびすく泉中央等に行き利用者の相談対応も実施。	アウトリーチの活動も一定のニーズがあり対応できた。	年間を通して実施。2名の保育サービス相談員が保育施設の利用相談に対し情報提供を行っていった。また、のびすく泉中央等に行き利用者の相談対応も実施していく。（※令和2年度から保育給付課が担当）
方向性3	125	育児ヘルプ家庭訪問の実施	児童の養育に伴う体調不良や不安、孤立感等を抱える家庭を対象に、児童の養育の安定と健全な育成を目的とした、育児ヘルパーや専門指導員による訪問支援の実施	子供未来局 各区	子供未来局	子供保健福祉課	育児ヘルプ家庭訪問の実施	児童の養育に対して不安や孤立感等を抱える家庭を対象に、児童の養育の安定と健全な育成を目的とした、育児ヘルパーや専門指導員による訪問支援の実施	育児ヘルパー派遣については、延1,728回、延3,187時間の訪問による家事等の支援を行った。専門的な相談指導については、延1,291件（うち59件不在）への訪問を行った。	産後を中心とした児童の養育について支援が必要な家庭に訪問を行った。	引き続きヘルパー派遣や専門指導員による訪問による養育支援を行っていく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	125		による訪問支援の実施		青葉区	家庭健康課	育児ヘルプ家庭訪問指導	育児支援が必要な家庭を訪問し、保護者の不安や悩み事などを把握し、気持ちに寄り添った支援や育児に関する具体的な助言を行っています。また、必要に応じて専門の支援機関と連携し継続的な支援を行っています。	育児ヘルパーは79件の申請。利用申請者・期間・回数とも前年度より増加。専門指導員の延訪問件数：172件	育児ヘルパーは育児支援に欠ける方の支援に加え、精神疾患や養育困難の方への支援が多い状況で、支援者間の密な連携を図る必要がある。また、利用申請者の増加に伴い、利用待機状況が発生した。専門指導員は支援の早期介入で継続支援が必要な方に対応した。関係機関・支援者との連携に努めた。	引き続き、育児・家事支援が必要な家庭に育児ヘルプを提供するとともに、保護者の育児不安や悩みに寄り添った支援や育児の具体的な助言を行い、必要時に専門の機関と連携し、支援を行う。
方向性3	125				宮城総合支所	保健福祉課	育児ヘルプ家庭訪問指導	育児のストレスや不安が強い等養育支援が必要な世帯に、訪問による支援を実施しています。	専門指導員：実20名、延べ66回 育児ヘルパー：実12名、延べ48回	継続訪問で家族全体のアセスメントを行い、養育者の不安軽減を図ることができた。	引き続き養育支援が必要な家庭に対し支援することで、不安の軽減に努めていく。
方向性3	125				若林区	家庭健康課	育児ヘルプ家庭訪問指導	育児のストレスや不安が強い等養育支援が必要な世帯に訪問による支援を実施する。	訪問対象者（実）25人 訪問件数（延）109件 事例検討会 2回	養育者が抱える問題は多岐にわたっており、地区保健師と協働で支援するケースが多い。関わり方を見直すため外部講師による事例検討会を開催。アセスメント方法や支援方法に幅を持たせ、先を見据えた支援を行えるよう今後も何らかの方法で外部講師に助言を受ける場を確保したい。	育児のストレスや不安が強い等養育支援が必要な世帯に訪問による支援を実施して参りたい。
方向性3	125				宮城野区	家庭健康課	育児ヘルプ家庭訪問	育児支援が必要な家庭を訪問し、保護者の不安や悩み事などを把握し、気持ちに寄り添った支援や育児に関する具体的な助言を行います。また、必要に応じて専門の支援機関と連携し継続的な支援を行います。	・支援世帯数：139件 ・延支援数：484件	支援世帯数は横ばいだが、医療機関からの依頼が増加している。関係機関との連携を密にしながらより適切な支援が出来る様努めている。	関係機関と連携を密にしながらより適切な支援ができるよう努めていく。
方向性3	125				太白区	家庭健康課	育児ヘルプ家庭訪問指導	育児のストレスや不安が強い等養育支援が必要な世帯に訪問による支援を実施する。	育児ヘルパー延124件、専門員による訪問延73件。	ヘルパーによる家事育児支援や保健師、助産師による訪問での個別相談を実施し育児不安、負担の軽減に努めた。	引き続きヘルパー派遣や専門指導員による訪問にて養育支援を行っていく。
方向性3	125				泉区	家庭健康課	育児ヘルプ家庭訪問	育児支援が必要な家庭を訪問し、保護者の不安や悩み事などを把握し、気持ちに寄り添った支援や育児に関する具体的な助言を行っています。また、必要に応じて専門の支援機関と連携し継続的な支援を行っています。	訪問対象数44人、訪問延べ数175件	産後うつや育児不安により、新生児訪問から支援継続となるケースが多かった。事前に導入が必要と予測される方については、新生児訪問時に指導員と地区担当保健師が同行訪問し対応するようにした。	支援開始時の目標設定と、支援経過の中で状況変化に応じた定期的に見直しをしながら支援していきたい。
方向性3	125				秋保総合支所	保健福祉課	育児ヘルプ家庭訪問	育児支援が必要な家庭を訪問し、保護者の不安や悩み事などを把握し、気持ちに寄り添った支援や育児に関する具体的な助言を行っています。また、必要に応じて専門の支援機関と連携し継続的な支援を行っています。	対象となる案件がなかったため実施なし。	対象案件には適切に対応していく	対象案件なし。対象に合わせて適切に対応していく。
方向性3	126	婦人保護の実施	DV被害を受けた女性等を対象とした、婦人相談員による自立支援等の実施	子供未来局 各区	子供未来局	子供家庭支援課	婦人保護の実施	DV被害を受けた女性等を対象とした、婦人相談員による自立支援等の実施	配偶者からの暴力相談 472件	母子生活支援施設への入所等自立に向けた支援を行うことができた。	区役所・宮城総合支所において配偶者暴力に関する相談を受け付け、必要な福祉サービスを総合的に提供します。複雑な問題を抱えるケースに対応するため、各種分野の関係機関等との連携を強化します。
方向性3	126				青葉区	家庭健康課	婦人相談	配偶者等からのDVや離婚相談等、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	婦人相談数 【実数】386人 【延数】1714人	離婚相談、DV相談等増加傾向にあり、関係機関と連携し自立の為の支援を行った。	引き続き、配偶者等からのDVや離婚相談等、関係機関と連携を取りながら、自立支援等を目的とした婦人保護を行う。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	126				宮城総合支所	保健福祉課	婦人保護	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行いました。	緊急時の対応が必要な方については、警察や婦人保護所等とも協力し、支援を行っておりますが、今後も、早期の支援が実施できるよう関係機関連携を図ってまいります。	前年度同様、配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行う。
方向性3	126				宮城野区	家庭健康課	婦人相談	配偶者等から暴力を受けた被害女性からの相談や要保護女子の早期発見に努め、関係機関と連携して保護等を行うことにより、暴力被害女性の自立や要保護女子の生活の安定を図ります。	年間を通し実施し、延べ144人のDV相談を受けた（家庭相談員対応実績）。	暴力被害女性の自立や要保護女子の生活の安定に向け相談支援を実施。	引き続き、暴力被害女性の自立や要保護女子の生活の安定に向け相談支援を実施していく。
方向性3	126				若林区	家庭健康課	婦人保護	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	婦人相談 1,430件	保護対象者の状況に応じて適切な対応を行っている。	引き続き相談者の状況に応じた相談を行う。
方向性3	126				太白区	家庭健康課	婦人保護	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	相談件数215件、一時保護5件	DV被害者に対して、相談をしながら支援してきた。	今後も配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行ってまいります。
方向性3	126				泉区	家庭健康課	婦人保護	配偶者等からのDVの相談に応じ、必要により、被害女性の生活支援や心理的ケア、自立支援等を目的とした婦人保護を行っています。	年間を通して実施。4名の相談員が、相談者の意向を確認しながら支援策を検討し今後の生活について助言を行った	相談者が全て婦人保護施設利用を希望するのではなく、生活相談で終了する事例もあった	年間を通して4名の相談員が生活全般に係る相談に対応する。相談者の意向を確認しながら支援策の検討を行い、今後の生活に対する助言を行う。支援が必要と思われるケースほど本人の困り感が低く、支援を望まないケースが増えている。介入に対する相談員のスキルアップを図る。
方向性3	127	女性相談の実施	女性が抱える様々な悩みに関する電話や面接による相談の実施（必要に応じ就業自立相談や弁護士による法律相談の実施）	市民局	市民局	男女共同参画課	女性相談（電話・面接）	夫婦、男女、家族、子育て、こころの問題、生き方、人間関係など、女性が抱える様々な悩みに関する相談に応じます。また、必要に応じて、離婚や相続、労働など法律に関わる問題を抱えている方には弁護士による法律相談を、就業による自立を目指す方には就業自立相談を行い、自立に向けた支援を行います。	○電話相談（火曜日を除く月曜日から土曜日までの週5日間通年で開設） ・年間利用実績：940件 ○面接相談（月曜日から土曜日までの週6日間通年で実施） ・年間利用実績：803件 ○法律相談（第1・第3火曜日、第3土曜日に通年で実施） ・年間利用実績：147件 ○就業自立相談（月曜日から土曜日までの週6日間で実施） ・利用実績：延べ144件	女性の様々な相談に対応することで、本人の悩みを整理するとともに、必要に応じて適切な支援機関を紹介することができた。	令和2年度以降も、各種相談を継続して実施する予定である。
方向性3	128	女性への暴力に関する電話相談の実施	DVや性暴力の被害等、女性への暴力に関する悩みを抱えている方を対象とした、電話相談の実施	市民局	市民局	男女共同参画課	女性への暴力相談電話	DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力の被害など、女性に対する暴力に関する悩みを抱えている方からの相談に応じます。	○毎週月曜日～金曜日開設 ・年間利用実績：438件 ・臨時無料相談電話利用実績：17件（※臨時無料相談電話は、「ストップ！DVキャンペーン」期間中の3日間のみ開設）	女性への暴力に関する様々な相談に対応することで、本人の気持ちを整理し、必要に応じて適切な支援機関を紹介することができた。	令和2年度以降も、引き続き女性への暴力相談電話を実施するとともに、11月の「ストップ！DVキャンペーン」期間においてDVに関する情報や相談機関の広報強化を図る。
方向性3	129	女性のための自立支援の実施	DV被害やシングルマザー等困難な状況にある女性を対象とした、当事者同士のサポートグループ運営支援や、各種セミナーや講座の実施	市民局	市民局	男女共同参画課	女性のための自立支援事業	DV被害やシングルマザー等困難な状況にある女性を対象とした、当事者同士のサポートグループ運営支援や、各種セミナー、講座の実施	○調定手続きセミナー、アサーティブ・コミュニケーション講座等を実施。 ・セミナー・講座実施回数：41回 ・参加者数：延べ435名	困難な状況にある女性に対し、離婚協議やDV被害からの回復、シングルマザーカフェなど、自立に資する様々な情報提供ができた。	令和2年度以降も、各種講座を継続して実施する予定である。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	130	労働相談の実施	社会保険労務士による、職場や仕事上の悩み等、労働に関する様々な問題についての相談の実施	市民局	市民局	市民生活課	労働相談の実施	職場や仕事上の悩みなど、労働に関するさまざまな問題について労働相談窓口を開設（週1回）し、労働に関する問題を解決するための手続きや、ケースに応じた対処方法についてのアドバイスを実施しています。	平成30年度の相談件数 115件	前年度実績（84件）より増加しており、今後、更に市民の利用促進を図るため、市政だよりやホームページ等を活用した、より効果的な広報の実施が課題である。	引き続き、次年度以降も同様の内容を実施していく予定である。
方向性3	131	犯罪被害者等支援総合相談の実施	犯罪被害者やその家族を対象とした、電話相談の実施	市民局	市民局	市民生活課	犯罪被害者等支援総合相談窓口	犯罪被害に遭われた方やそのご家族を支援するために、専用電話により各種支援施策に関する情報提供や関係機関・団体の紹介をしています。	平成30年度の相談件数 2件、個別支援件数1件	犯罪被害者支援総合相談窓口（相談用直通電話）により、宮城県警察本部やみやぎ被害者支援センター等と連携しながら、情報共有や被害者・家族等の支援を行った。	次年度以降も、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでいく。
方向性3	132	消費生活相談の実施	契約トラブルや多重債務等の消費生活に関する問題に対する、消費生活センターによる情報提供や必要に応じた助言・あっせんの実施	市民局	市民局	消費生活センター	消費生活相談	市民から商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談を受け、電話、面接により解決に向けた助言やあっせん等を行っています。	苦情相談件数：6,888件 一般相談件数：755件 （計7,643件）	引き続き高い質を保ちながら相談業務を継続していく。	引き続き高い質を保ちながら相談業務を継続して参りたい。また、相談内容によっては関係機関につなぐ場合があるので、連携強化を図って参りたい。
方向性3	133	民生委員児童委員による相談・援助の実施	地域で援助を必要とする方を対象とした、民生委員児童委員による、生活相談や福祉サービス利用のための情報提供	健康福祉局	健康福祉局	社会課	民生委員児童委員による相談・援助活動	地域で援助を必要とする方たちに、生活上の相談に応じたり、福祉サービス利用のための情報提供等を行います。	相談・支援件数合計：39,996件	高齢者、障害者、子どもに関すること等について、相談・支援を行った。今後、民生委員児童委員についてより多くの方に知っていただくために、広報活動に取り組んでいく必要がある。	引き続き、地域での相談・援助活動を行うとともに、民生委員児童委員についての効果的な広報のあり方について検討してまいりたい。
方向性3	134	日常生活自立支援事業の実施	認知症や知的障害・精神障害等により、判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送るための、福祉サービスの利用援助や金銭管理に関するサービスの提供	健康福祉局	健康福祉局	社会課	権利擁護センターによる日常生活自立支援事業	認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどを行います。	かつこ内は29年度 相談件数277件（282件） 新規利用件数46件（61件） 実利用件数417件（430件）	権利擁護センターへの補助により、利用者の意思に沿い、地域の中で安心して暮らせるよう支援を行えた。関係機関と一層密な連携を図り支援に取り組む必要がある。	事業主体の仙台市社会福祉協議会及び仙台市成年後見サポート推進協議会と協議しながら、担い手である生活支援員の確保に努めるとともに、利用者が地域で自立した生活を送れるよう支援していく。
方向性3	135	生活困窮者自立支援制度による自立相談支援等の実施	生活困窮者を対象とした、自立相談支援や就労準備支援等の実施	健康福祉局	健康福祉局	保護自立支援課	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援や就労準備支援など、生活保護に至る前の生活困窮者への支援を強化し、生活困窮者の自立促進を図ります。	新規相談受付件数3,469件 プラン作成件数1,650件（再プラン含む。）	毎月平均280件以上の新規相談を受け付けている。生活困窮者の支援につながっている。	家計の管理に課題を抱える生活困窮者が多いことから、これまでの取組みを継続するとともに、家計改善に係る支援の充実を図っていく。
方向性3	136	被災者生活再建支援の実施	応急仮設住宅入居世帯の生活再建に向けた、新たな住まいへの移行支援や、健康面等に課題がある方への健康支援や見守り等支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	社会課	被災者の生活再建支援事業の推進	「生活再建加速プログラム」に基づき、被災元自治体とも連携しながら支援情報の提供や、相談対応等の支援を行います。また、健康面等に課題のある方に対しては、保健師等による健康支援や支えあいセンターによる見守りを行います。	仮設住宅訪問件数62件	訪問により仮設入居世帯の現況を把握し、聞き取り内容に応じた適切な支援を提供することができた。	仙台市内の応急仮設住宅が解消次第、社会課での取り組みは終了。 応急仮設入居世帯数：12世帯（令和2年2月1日時点） （令和2年4月1日の応急仮設入居世帯数見込み：2世帯）

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	137	聴覚障害者に対する情報保障の実施	主に聴覚障害のある方等を対象とした、手話通訳者の派遣や窓口でのタブレット活用によるコミュニケーション支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害者差別解消に係る庁内対応体制の整備	差別解消に係る職員対応要領を整備し、職員向けの研修を実施するとともに、市実施事業への手話通訳者の派遣等の情報保障や、各区等の窓口における障害者とのコミュニケーション支援のため、タブレットやアプリ、コミュニケーションボードの導入を検討し、庁内の対応体制を整備します。	1. 庁内研修 ・新規採用職員研修：①4月…248名、②10月…17名 ・管理職員向け研修（12月）：89名 ・一般職員向け研修（2月）：161名 ・全職員を対象としたe-ラーニングを活用した研修（11月）：①心のバリアフリーについて学ぼう8,277名、②「バリア」とはなんだろう？ 5,611名 2. 市実施事業への情報保障（障害企画課負担分のみ）28件 3. 各区等の窓口におけるコミュニケーション支援 ・障害企画課、5区に加え、平成30年度から宮城総合支所保健福祉課にタブレット（UDトーク使用可能）を導入。 ・コミュニケーションボードは5区に加え、30年度から宮城総合支所保健福祉課に設置。	・研修を今後も継続して実施するに当たり、研修内容については検討が必要である。 ・アプリ（UDトーク）やコミュニケーションボードをより広く活用してもらうための手法の検討が必要である。	・研修について一般職・管理職・新規採用職員研修を継続し、職員の知識や対応力の向上を目指す。併せて、e-ラーニングの内容も充実させ、全職員の知識・理解を深めていく。 ・コミュニケーション支援教育関係機関からの問い合わせも増加しているため、各機関でうまく活用してもらえるように資料等を整備していく
方向性3	138	障害者就労支援センターによる支援	障害のある方を対象とした、雇用促進や就労定着を図るための総合的な支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	障害者就労支援センター運営	障害のある方の就労に関する相談、援助、啓発等を行うことにより、障害のある方の就労を総合的に支援し、雇用促進及びその職業の安定を図ります。	○支援対象者：合計753人 （内訳）・身体：95人 ・知的：187人 ・精神：287人 ・発達：118人 ・高次脳：23人 ・難病：16人 ・その他：27人 ○相談件数（延べ）：23,086件 ○新規就労者数：89人 ○離職者数：20人	・相談件数の増加に伴って新規就労者数も着実に増加させることができた。 ・障害者雇用促進法の改正等を背景とした企業における関心の高まりを踏まえ、企業への障害理解促進のための普及啓発や、採用後の職場定着のための支援の強化などをより一層進めていく。	これまでの取り組みによる成果や課題を踏まえて業務内容を改善し、より効果的な支援に向け今後も取り組みを進めていく。
方向性3	139	弁護士、司法書士、臨床心理士等と連携した相談会の実施	広く市民を対象とした、様々な困りごとや悩みについて、法律的・心理的側面から包括的に対応するための弁護士、司法書士、臨床心理士等による相談の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	仕事とこころの相談会（夜間）	臨床心理士・弁護士といった専門家による夜間の相談会を実施しています。	11回実施し、計11件の相談があった。内6件が臨床心理士、5件が弁護士への相談だった。	相談者の8割が30～50代の勤労世代であり、相談内容としても職場に関する相談が最多であった。対象者は相談会の趣旨目的に沿っているが、相談件数は年々減少傾向にあり、広報のあり方等について検討が必要。	令和2年1月末時点で計9回の相談会を実施し、19件の相談があった。内14件が臨床心理士、5件が弁護士への相談であった。中には臨床心理士、弁護士双方への相談を要する者や継続的な相談を希望する者がおり、相談会の中での心理社会的に複合化した問題を抱える者への対応や困りごとに応じた継続的な相談の場に関する適切な情報提供のあり方について工夫を図ってまいりたい。
方向性3	139				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	生活困りごとと、こころの健康相談会（定例）	経済問題や家族問題等生活上の様々な問題について広く相談に応じるとともに、こころの健康についても併せて相談にのれるよう、宮城県司法書士会と共催して相談会を実施します。	年12回（毎月第3火曜日）、宮城県司法書士会との共催により、相談会（定例）を実施し、37件の相談に対応した。	自死の要因となる様々な問題に、司法の相談と、こころの健康相談を併せて実施し、包括的に対応できたことで、相談者の悩みを解決する一助となった。	司法とこころの問題に関して同時に対応できる相談会は効果的であり、宮城県司法書士会からも、継続を希望されている。今後も共催で、年12回（毎月第3火曜日）、相談会（定例）を実施する。
方向性3	139				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	生活困りごとと、こころの健康相談会（自殺予防週間や自殺対策強化月間に併せたキャンペーン相談会）	経済問題や家族問題等生活上の様々な問題について広く相談に応じるとともに、こころの健康についても併せて相談にのれるよう、自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に仙台弁護士会と一緒に相談会を実施します。	年2回（9月・3月）、仙台弁護士会と、相談会（キャンペーン相談会）を実施し、21件の相談に対応した。	自死の要因となる様々な問題に、司法の相談と、こころの健康相談を併せて実施し、包括的に対応できたことで、相談者の悩みを解決する一助となった。	仙台弁護士会と、年2回（9月・3月）、相談会（キャンペーン相談会）を実施する。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性3	139				健康福祉局	健康政策課	無料法律相談とこころの健康相談会	弁護士による専門相談に併せて、心の問題に対応できる包括的な面接相談を実施します	年12回開催（月1回）し、延べ183人の相談を受けた。	前年度（29年度）より参加者が増加しており、悩みや不安を抱えた市民の支援に繋がったと思われる。	費用的な問題を気にせず無料で利用できる対面相談により、相談者の未聞や不安を解消するため、今後も相談事業を継続してゆく。
方向性3	140	ひきこもり地域支援センターによる支援	ひきこもり状態にある方やその家族を対象とした、訪問、面接等による相談支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり状態にある方やその家族に対し、社会参加の実現を図ることを目的として相談支援を行っています。	社会福祉法人わたげ福祉会に業務を委託しており、相談延件数は1,428件（電話440件、メール1件、来所955件、訪問26件、その他6件）。家族向けグループは59回実施。フリースペースの延来所者数は2750名だった。また、ひきこもり地域相談会を2回実施しており、延26名の参加があった。	平成29年度に比し相談延件数は約500件減少しており、来所・電話相談の減少が顕著であった。国の調査等からひきこもり問題への関心は高まっており、対象者を補足し、継続支援へのアクセスを推進するための取組みが必要である。	令和元年度4～12月の相談件数は、1,185件（電話515件、メール10件、来所602件、訪問48件、その他10件）であった。また、平成30年度の課題を踏まえ、令和元年度は、ひきこもり者とその家族の継続的支援へのアクセスを推進するために地域の身近な場所での相談会（ひきこもり地域相談会）を計8回（平成30年度は2回）実施することとしている。今後もひきこもり者やその家族の実情に応じた相談支援の実施に努めてまいりたい。
方向性3	141	地域生活支援拠点の整備	障害のある方を対象とした、緊急時の受け入れ先確保や、緊急事態の未然防止のためのチーム支援をコーディネートする地域生活支援拠点の整備	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	地域生活支援拠点整備	障害児者が地域で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、緊急時対応及びチームによる個別支援等のコーディネートや、緊急時における受け入れ先確保等を行う地域生活支援拠点を整備する。	平成30年10月からモデル事業を実施した。また、本格実施に向けた課題整理を目的とし、地域生活支援拠点運営会議を実施（2回）した。	令和2年度からの本格実施に向けた課題を確認できた。令和元年度も引き続きモデル事業を実施していく。	地域生活支援拠点運営会議で確認された課題解決に向けて、モデル事業を令和2年度に延長し、本格実施については令和3年度を目指す。
方向性3	142	障害者相談支援事業の実施	障害のある方やその家族等を対象とした、地域で安心して暮らすための、障害福祉サービスや社会資源の利用に関する総合的な相談支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	相談支援事業の実施	障害児者と家族が安心して地域で生活できるよう各種相談事業を実施する。	社会福祉法人等に委託し、16ヶ所の事業所で実施している。訪問3,042件、来所1,968件、電話22,085件（合計27,095件）	市内障害者の生活支援に対しては、総合的な相談支援を一定水準で継続できた。	16か所の委託相談支援事業の実施を継続し、指定相談支援事業所や基幹相談支援センター等と連携しながら、本市における重層的な相談支援体制を整備して参りたい。
方向性3	143	障害者家族支援等推進事業の実施	障害のある方を対象とした、日中又は宿泊の介護サービスの提供	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	障害者家族支援等推進事業	事前に登録した在宅の障害児者等に対し、日中又は宿泊の介護サービスを提供する。	日中一時介護：39,530時間 宿泊介護：2,254日 外出介護・自宅介護：128時間	障害児者等の日中及び宿泊の介護サービスに対するニーズを満たすことができた。	引き続き、障害児者等の日中及び宿泊の介護サービスに対するニーズを満たすことができるよう、制度の見直しも含め検討を進める。
方向性3	144	医療的ケア障害児者等支援の実施	医療的ケアが必要な障害のある方を対象とした、短期入所事業所利用のための相談体制の確保	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	医療的ケア障害児者等支援	医療的ケアが必要な障害児者と家族が安心して生活できるよう短期入所事業所の整備や、医療型短期入所事業所等の紹介等を行うコーディネーターを配置する。	H30.5より、医療型短期入所コーディネーターを配置。H30.7より、医療型短期入所の利用希望者からの相談に対応した。	新たに短期入所事業所を利用したい希望者に対して、集約した事業所情報を提供し、相談対応できた。今後、より多くの方に利用されるよう周知とともに短期入所事業の体制整備に努める。	多くの対象者に医療型短期入所が利用されるよう、医療型短期入所コーディネーターを中心に、今後も周知に努めるとともに、事業所への研修や短期入所中の日中活動支援等にも引き続き取り組む。
方向性3	145	精神障害者ピアカウンセリングの実施	精神障害のある方を対象とした、ピアカウンセリング（同じ立場にある仲間同士によって行われる相互支え合い）活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者ピアカウンセリング事業	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め、社会参加と自立を促進するために、ピアカウンセリング（同じ立場にある仲間どうしによって行われるカウンセリング）を学び実践する機会を提供します。また、当事者活動のリーダーの育成を図ります。	ピアカウンセリング講座を3回実施（参加者計：30名）。ピアトークショーを1回実施（参加者：20名、活動報告を行った団体：4団体）	当事者同士で体験などを話し合う機会が普段あまりないため、多くの方から良い経験ができたとの声が上がった。しかし、参加団体が固定化されてきていることが課題であり、新規開拓をしていく必要がある。	当事者同士の交流を図ることも見据え、継続的に実施してまいりたい。また、新規の参加団体の募集についても検討してまいりたい。
方向性3	146	精神障害者家族支援（相談支援・休息支援）の実施	精神障害のある方の家族を対象とした、相談支援や休息支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	精神障害者家族支援事業	精神障害者の家族は、周囲に助けを求めることが難しく、孤立した対応を余儀なくされ疲弊する現状にあることに鑑み、精神障害者の家族に対する相談支援・休息支援事業等を実施します。	・家族による家族学習会セミナー：39名参加 ・家族による家族学習会（計5回）：10名参加 ・家族による家族学習会担当者養成研修：12名参加	ピア家族相談員として家族支援に携わる意思のある方を募集できた。また、このうち5名が今年度の学習会の担当者として活動いただいており、次年度以降も担当者を養成し事業を拡大していく。	どこにも相談できていない精神障害者家族が、相談につながることでできるよう、アクセスのしやすい場所での相談会を実施する。また、精神障害者家族が抱える特有の問題を同じ立場にある家族スタッフに対し、相談できる場を提供して参りたい。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	147	こころの悩みに関する支援の実施	ひきこもりや家族関係の問題等、こころの悩みを抱える方を対象とした、来所相談等の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	精神保健に関する問題を抱える方への相談	ひきこもりや家族関係など、こころの悩みを抱える方へ、継続的に面接等の相談支援を行います。	新規306件、再来延1,841件の相談がありました。新規相談の主訴は「行動上の問題（ひきこもり、暴力など）」が多く、次いで「精神的悩み（ゆううつ、イライラなど）」、「学校不適合（不登校など）」となっている。	引き続き相談者のニーズに応じ、質を担保しながらタイムリーに相談に応じて行くことが求められる。	必要な方に利用いただけるよう、当センターで行っている他事業とも運動させながら相談支援を行っていく。
方向性3	148	こころの悩み電話相談（はあとライン）の実施	様々なこころの悩みに関する匿名の電話相談（日中帯）の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	こころの悩み電話相談（はあとライン）	匿名で相談できる電話相談を開設しています。	延べ2,863件の相談がありました。対人関係についての悩みや抑うつ的な訴えが多くなっている。	引き続き相談者のニーズに応じ、質を担保しながらタイムリーに相談に応じて行くことが求められる。	相談員研修を実施するなど相談の質の担保に努め、効果的な支援を実施していく。
方向性3	149	こころの悩み電話相談（ナイトライン）の実施	様々なこころの悩みに関する匿名の電話相談（夜間帯）の実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	こころの悩み電話相談（ナイトライン）	匿名で相談できる電話相談を開設しています。	延べ8,322件の相談がありました。対人関係についての悩みや仕事・職場についての悩みが多くなっている。	引き続き委託先と情報共有を密にしながら実施していくことが求められる。	委託先との定期的な連絡会を継続し、ナイトライン実施体制の充実に努めていく。
方向性3	150	仙台市自殺対策推進センターの整備	自殺未遂者等ハイリスク者へのアセスメント・見立てや様々な要因に合わせた支援方針の立案、一般救急や精神科医療機関等との連携をはじめとした多機関協働による支援、自死の予防についての普及啓発や人材育成等、地域の状況に応じた自殺対策の総合的な推進を担う機関の整備	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	地域自殺対策推進センターの整備	自殺未遂者等ハイリスク者へのアセスメントや見立て、様々な要因に合わせた支援方針の立案等の機能を中心的に担う機関の整備と、多機関協働による支援の推進	普及啓発や人材育成に加え、自殺未遂者等ハイリスク者支援の体制を整備するため、「自死ハイリスク者支援体制検討会議」に参画する等、地域自殺対策推進センターの開設準備を実施した。	次年度から開始する自殺未遂者等ハイリスク者に対する多機関協働による支援（仙台市のいのちの支え合い事業）の中核機関として、適切に支援を展開する必要がある。	平成31年4月から、地域自殺対策推進センターとして普及啓発や人材育成、電話相談、対面相談、関係機関とのネットワーク構築に取り組んだ。新たに、自殺未遂者等ハイリスク者支援（仙台市のいのちの支え合い事業）を実施。初年度は、特に医療機関との関係構築に努め、自殺未遂で救急告示病院に搬送された方から支援を開始した。今後も、関係機関と協働し、支援を実施していく。
方向性3	151	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）電話相談の実施	自死に関連する悩みを抱えている方を対象とした、電話相談の実施や支援機関に関する情報の提供	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	仙台市こころの絆センター電話相談	自殺に関する悩みを抱えている方に対して、電話で相談を受けるとともに、必要に応じて問題を解決できる情報提供や相談窓口に繋がります。	749件の電話相談に対応し、必要に応じて問題解決に関する情報提供や、適切な窓口に繋いだ。	今後も、自死のリスクアセスメントを行い、必要な関係機関と連携しながら対応していく。	電話相談に対応し、必要に応じて問題解決に関する情報提供や、適切な窓口への繋ぎを行う。
方向性3	152	アルコール・薬物関連問題を抱える家族向けのミーティングの実施	アルコール問題や薬物問題を抱える方の家族を対象とした、感情や体験の整理や、健康状態の回復を目指す家族ミーティングの実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アルコール・薬物問題を持つ家族のミーティングや研修会の開催	アルコールや薬物関連問題を持つ家族を対象に、アルコールや薬物に関する正しい理解と適切な対応について学ぶ機会として、定例ミーティングや、研修を実施します。	定例ミーティングは、全35回、延95名の参加者があった。家族を対象とした研修会（家族教室）は2回実施し、延35名のご家族の参加があった。	家族のアルコールや薬物問題に長い間悩んできたご家族が多く、アルコールや薬物に関する正しい理解を得る機会となっている。こうした場の提供は、今後も相談と両輪で継続していく必要がある。	家族の不安を軽減し、本人、家族の回復を後押ししていくために、令和2年度以降も定期開催し、支援を必要とする市民に対応していく。
方向性3	153	ひきこもり状態にある方の家族向けのミーティングの実施	ひきこもり状態にある方の家族を対象とした、心理的負担の軽減を図るための家族ミーティングの実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	ひきこもり者をもつ家族を対象とした、集団療法の実施	ひきこもり者を持つ家族を対象に、ひきこもりに関する理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担を軽減する機会として、家族グループを実施します。	ひきこもり家族グループを12回実施し、延べ75名の参加があった。	参加のご家族が、ひきこもりについての理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担を軽減する機会となっている。個別相談と並行して利用されているご家族もおり、継続して実施していくことが求められる。	ひきこもり者を持つ家族の、ひきこもりに関する理解を深め適切な対応について学ぶとともに、心理的負担軽減の機会として、今後も定期的に開催していく。
方向性3	154	ひきこもり状態にある方への居場所の提供	ひきこもり状態にある方がひきこもりから回復する機会を得るための、家庭外で安心して過ごすことができる居場所の提供	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	ひきこもり当事者グループ	ひきこもり当事者が、家庭外で安心して過ごすことができる居場所を提供し、ひきこもりからの回復を促す機会を提供しています。	23回実施し、延べ31名の参加があった。	各参加者が安心して過ごせる居場所となっている。引き続き必要な方に本事業を利用していただけるよう、対象者を広く募集していく必要がある。	今後も各参加者が安心して過ごしながら、ひきこもりからの回復を促す機会となるよう、引き続き居場所を提供していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	155	精神科デイケア（リワーク準備コース）による復職支援の実施	うつ病等による休職者を対象とした、復職に向けたリハビリテーションの実施	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	精神科デイケア（リワーク準備コース）による復職支援の実施	うつ病等による休職者を対象とした、復職に向けたリハビリテーションの実施	25名の通所者に、延582回、支援した。	疾患の知識や対処法の理解、自身の考え方や行動に関する心理教育等を通じて、復職への準備を高めることができた。	令和元年度は、必要な方が利用できるように、病院、クリニック等の関係機関に事業周知を行った。今後もうつ病等による休職者に対し、復職に向けた一歩を踏み出すためのリハビリテーションプログラムを提供していく。
方向性3	156	発達障害や知的障害のある方等向けの相談支援の実施	乳幼児期から成人期までの生涯ケアを目的に、発達障害や知的障害等のある方やその家族を対象とした、相談支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	北部・南部発達相談支援センター	アーチルにおける相談支援業務	乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害等に関する相談に応じています。	【北部・南部アーチル】 相談件数（南北合計） ・新規：1,885件 ・継続：10,100件 計：11,985件	○北部・南部アーチル 相談件数は、昨年度と比較し新規相談、継続相談ともに増加となっている。平成30年度から、常勤医の配置に伴う医療相談数の増加と保険診療開始により、相談件数が増加している。	乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害等に関する相談に引き続き対応して参りたい
方向性3	157	発達障害者等の家族教室・家族サロン（家族交流の場）の実施	発達障害のある方の家族を対象とした、心理的負担の軽減を図るための家族同士の悩みの共有や機会の提供	健康福祉局	健康福祉局	北部・南部発達相談支援センター	家族教室・家族サロン	当事者の家族同士が集う場を提供することにより、ピアサポートや家族支援を行います。	家族教室 20回実施、延べ184名参加 家族サロン 17回実施、延べ150名参加	障害児者の家族にとっての貴重な情報交換の場や交流の場となっている。	発達障害のある方の家族にとって家族教室・家族サロンは貴重な情報交換や交流の場になっていることから、引き続き本事業を通じて心理的負担の軽減を図るための家族同士の悩みの共有や機会の提供を行って参りたい。
方向性3	158	高齢者相互支援活動を行う地区老人クラブ連合会への支援	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動を行う地区老人クラブ連合会への助成を通じた活動の支援	健康福祉局	健康福祉局	高齢企画課	高齢者相互支援推進・啓発事業	老人クラブによる一人暮らし高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動を促進するため、仙台市老人クラブ連合会に対し、補助金を交付しています。	補助金交付額：992千円 健康で元気な老人クラブ会員が、同世代の視点で一人暮らし高齢者や寝たきり、虚弱高齢者で孤立している世帯を定期的に訪問し、話し相手生活情報、お手伝いなどのボランティア活動を行いました。	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動等例年通りの事業実施ができています。	平成30年度及び令和元年度においては、例年通り事業実施ができています。令和2年度においても、仙台市老人クラブ連合会と連携し、効果的に事業運営ができるよう進めて参りたい。
方向性3	159	地域社会福祉活動を行う老人クラブへの支援	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動、世代間交流活動等を行う老人クラブへの助成を通じた活動の支援	健康福祉局	健康福祉局	高齢企画課	地域社会福祉活動促進事業	老人クラブによる地域の見守り活動や老人ホーム慰問活動等を促進するため、仙台市老人クラブ連合会に対し、補助金を交付しています。	補助金交付額：4,351千円 高齢者を見守り活動、福祉施設訪問、地域でサロンの開催などの活動を実施しました。 【具体例】 ・地区内高齢者を招待して実施する演芸大会開催 ・老人ホーム訪問、特養ホーム訪問	一人暮らしの高齢者等の安否確認や話し相手等の友愛訪問活動、世代間交流活動等、例年通りの事業実施ができています。	平成30年度及び令和元年度においては、例年通り地区老人クラブ連合会及び単位老人クラブによる事業の実施ができています。仙台市老人クラブ連合会との協議の上、当活動における研修会を実施する等の取り組みにより、活動を促して参りたい。
方向性3	160	抑うつ高齢者等地域ケアの実施	孤立しがちな高齢者等を対象とした、うつ病の早期発見・早期治療を促進するための訪問支援	健康福祉局	健康福祉局	地域包括ケア推進課	抑うつ高齢者等地域ケア	基本チェックリストを活用しうつ状態の可能性のある方に訪問を行うことでケアを行います。	訪問指導事業による利用者 4人、延訪問回数16回。	訪問件数が少ないため、訪問ケアを担う訪問指導員のスキルに関して質の担保が必要。	必要な対象者へ支援がつながるよう事業の周知を図るとともに、件数を積み重ねていくことで質の向上を目指す。
方向性3	161	認知症カフェによる交流の場の提供	認知症の方やその家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るための地域住民や専門職との交流機会の提供	健康福祉局	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症カフェの設置	認知症の人や家族、地域住民、専門職が集い交流し、相談を受けられる場を作ることによって、認知症の人と家族の孤立化を防止します。	平成31年3月時点 87か所開設。	年々カフェの数は増加しているが、今後は継続に向けた各カフェの質の向上や、内容の充実を図っていく必要がある。	カフェの新設だけでなく、カフェの継続や質の向上を目指し、事例共有や情報交換の機会を提供する。
方向性3	162	認知症電話相談窓口の実施	認知症の方や介護家族を対象とした、健康・介護等の悩みに関する電話相談の実施	健康福祉局	健康福祉局	地域包括ケア推進課	認知症電話相談	公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部に委託し、市内に住む認知症の人や介護家族の健康・介護等の悩みについて相談に応じる電話相談窓口を設置します。	年間139件。	ここ数年、相談件数は減少傾向。他の相談体制が整備されている影響と思われるが、外出困難等の家族のために、今後も電話による相談体制は継続していく必要がある。	電話による相談体制を継続する。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	163	自死遺族支援団体への支援	自死遺族等に対する支援や啓発活動を行う団体への助成による、自死遺族への適切な情報提供や居場所づくりの推進	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	自死遺族等に対する支援事業補助金	自死遺族支援団体の活動に対して助成しています	4団体に補助金（計 722,000円）を交付した。	市内の自死遺族支援活動団体の継続的な広報及び活動の助成を行うことができた。	自死遺族の心のケアや交流等の活動を行う自死遺族支援団体の活動経費を助成するため、今後も、補助金を交付する。
方向性3	164	がん患者の医療用ウィッグ購入への支援	がん患者の就労や社会参加等の両立支援を促進するための医療用ウィッグ購入費助成の実施	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	医療用ウィッグ購入費助成	がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がん治療に伴う脱毛のために購入した医療用ウィッグの費用を助成しています	申請件数279件 助成件数279件 助成実績額2,686千円	30年度開始事業。がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることができた。	令和2年度も継続して、がん患者支援のため助成を行っていく。
方向性3	165	各種がん検診の実施	市民を対象とした、がんの早期発見・早期治療のためのがん検診や精密検査の受診勧奨	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	各種がん検診	がんの早期発見・早期治療を目的に、がん検診及び精密検査が必要な方への受診勧奨を行っています	がん検診受診者数 胃がん：47,957人、子宮頸がん46,405人、乳がん：40,965人、肺がん：72,711人、大腸がん：78,205人、前立腺がん：1,247人 精検対象者への受診勧奨も継続的に行った。	おおよそ前年並みの受診者数・受診率であり、がんの早期発見・早期治療に向けて、引き続き事業を推進していく。	電子申請のスマートフォン対応等によるがん検診の申込環境の改善を図りながら、令和2年度も継続して、各種がん検診を実施していく。
方向性3	166	健康増進センターによる健康づくり支援の実施	生活習慣病予防、高齢者の介護予防、障害のある方の健康づくり等を目的とした、市民に対する専門的な健康づくり支援の実施	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	健康増進センター運営	生活習慣病予防、高齢者の介護予防、障害者の健康づくりの3つの事業を中心に、健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援を行っています	実施回数1,689回 利用者数26,810人	おおよそ前年並みの実施状況。生活習慣病予防、高齢者の介護予防、障害者の健康づくりの3つの事業を中心に、健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援を行うことができた。	令和2年度も継続して、健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援を行っていく。
方向性3	167	おとな救急電話相談の実施	看護師等による急な病気やけがに対処するための助言や、受診可能な医療機関等に関する情報の提供	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	おとな救急電話相談	看護師などが、急な病気やけがの対処方法について助言するほか、受診の必要性、受診可能な医療機関を案内しています	休日・夜間に実施し、利用件数は10,626件。	休日・夜間に急病やけがで迷った時の電話相談窓口として、市民への助言や案内、症状の相談に対応することができた。	休日・夜間に急病やけがになった時の助言や医療機関の案内に対応するため、今後も継続して実施するとともに、電話のつながりにくさの改善に向けて検討して参りたい。
方向性3	168	のびすく（子育てふれあいプラザ等）の専門の相談員による相談支援の実施	のびすく（子育てふれあいプラザ等）の専門の相談員による、子ども・子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援の実施	子供未来局	子供未来局	総務課	子育てふれあいプラザ等子育て支援専門相談事業	のびすく（子育てふれあいプラザ等）において、子ども・子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援を行う専門の相談員を配置し、子育て家庭の状況に応じた適切なサービスの利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図る。	年間を通して実施した（のびすく若林は平成30年10月より開始）。相談件数 のびすく仙台：140件 のびすく宮城野：184件 のびすく若林：54件 のびすく長町南：112件 のびすく泉中央：479件	のびすく利用者に対して、子育て支援に関する情報提供や相談支援を行い、子育てに対する不安や負担を軽減することができた。	令和2年度以降においても継続して専門の相談員を配置し、子育て家庭の状況に応じた適切なサービスの利用や支援につなげ、子育てに対する不安や負担の軽減を図って参りたい。
方向性3	169	産婦健康診査事業の実施	産後うつ病予防や新生児等への虐待防止等を目的に、出産後間もない時期の産婦を対象とした、健康診査に係る費用助成の実施	子供未来局	子供未来局	子供保健福祉課	産婦健康診査への費用助成	産後うつの予防や新生児等への虐待防止等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成する。	産後2週間頃 1,183件 産後1か月頃 928件 里帰り産婦健康診査 延36件	産婦健康診査の実施により、早期に心身の不調がある産婦について、医療機関から連絡が入ることになった。	今後も産婦健診継続して実施し、産後早期に心身の不調がある場合は支援していきたい。
方向性3	170	産後ケア事業の実施	出産直後の母子を対象とした、母親の身体的回復と心理的安定のための、宿泊または日帰りによる心身のケアや育児のサポート等の実施	子供未来局	子供未来局	子供保健福祉課	産後ケア事業	病院・診療所・助産所において、生後4か月未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。	平成31年1月より事業開始 宿泊型：延62日 デイサービス型：延31日	母子手帳交付時や新生児訪問時等で、妊産婦への事業の周知が必要がある。	継続して事業の周知を行う。円滑な実施のため、各区・総合支所担当者会議や委託先医療機関担当者との情報交換会を定期的に行う。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	171	子どもや子育てに関する相談の実施	子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する、電話相談、メール相談、面接相談の実施	子供未来局	子供未来局	子供相談支援センター	子供に関する相談活動	子育て何でも電話相談、ヤングテレホン相談、子どもメール相談、面接相談を通じ、子育ての悩みや不安、子供や青少年自身の悩みごとの相談を行います。	子育て何でも電話相談で1,386件、ヤングテレホン相談で603件、子どもメール相談で81件、面接相談で64件の相談を受けた。 ※上記の他に下記についても実施 ①年度初めに各区窓口等関係機関や学校等へリーフレットや電話相談カードを配布し、リーフレットは9,000部、子育て何でも電話相談カードは50,000部、ヤングテレホンカードは95,000部配布した（方向性1に關係）。 ②月に2回6名の専任相談員と9名の電話相談員向けに研修会を実施した（方向性2に關係）。 ③ヤングテレホン相談を夜間及び休日に業務委託する仙台いのちの電話との定例会を月1回行った（方向性4に關係）	今後も子育ての悩みや不安を抱える保護者や青少年の悩みごとに関する相談機関として広く認知してもらえるような広報の在り方を検討していく必要がある。 ※左記の実施状況下段に記載した内容に関する評価・課題については下記のとおり ①前年度より多くリーフレット等を配布することができ、市民の理解をより広げることができた。 ②時代に応じて変わる市民のニーズに対応できるような話題を取り上げ、今後も継続して職員のスキルアップに努める必要がある。 ③定例会で相談ケースについて共有するなどし、ネットワークをより強化することができた。	今年度は各関係機関への事業周知に関する広報を強化し、職員が積極的に各所へ足を運びながら顔の見える間柄の構築を図れた。このことにより、子供を取り巻く環境に関わるそれぞれの関係機関の役割分担が整い、子育ての悩みや不安のある保護者や青少年自身の悩みに寄り添った支援ができた。 次年度は相談員による訪問相談を実施したり、継続面接相談を相談者に促したりするなど、相談者に対する積極的アプローチを図りながら、日ごろの悩みを気軽に話ができるような相談環境を整えていく予定である。
方向性3	172	青少年のための居場所支援の実施	不登校等の状況にある青少年を対象とした、社会活動への参加を促進するための居場所支援の実施	子供未来局	子供未来局	子供相談支援センター	ふれあい広場	学校に行けない、日中の居場所が欲しい、という青少年が日常的に通所して活動できる場を提供し、社会活動等への参加を促していきます。	年間を通し開所し、延べ1,138人が通所した。 ※上記の他に下記についても実施 ①年度初めに各区窓口等関係機関や学校等へリーフレットを配布し、リーフレットは9,000部配布した。また、広報紙を月に一度上記各機関へ配布し事業周知を図った（方向性1に關係）。 ②月に1回4名の専任相談員向けに研修会を実施した（方向性2に關係）。 ③ふれあい広場ボランティア相談員20名が対象の研修会及び情報交換会を年3回（4月・6月・12月）行った（方向性4に關係）。	不登校やひきこもりの青少年に社会活動等への参加や自立を促すため、通所希望者への積極的なアウトリーチの実施や就学・就労支援活動の充実を図る必要がある。 ※左記の実施状況下段に記載した内容に関する評価・課題については下記のとおり ①前年度より多くリーフレット等を配布することができ、市民の理解をより広げることができた。 ②時代に応じて変わる市民のニーズに対応できるような話題を取り上げ、今後も継続して職員のスキルアップに努める必要がある。 ③ケースについて共有したり、外部講師から講話を受けたりしながら、相談員のスキルアップと当センターでの支援強化を図ることができた。	今年度は積極的なアウトリーチやLINEによる通所者との連絡対応により、通所者と途切れることなく支援が継続している。各関係機関への広報活動を強化してきたことにより、日中の居場所や就労支援機関として、また中学卒業後の所属の場としての認知がされ、相談ケースが増加している。 令和元年度より、NPOと協働で潜在的なひきこもりや不登校児童生徒のための支援拠点を増設する市民協働事業「ふれ広サテライト」を行い、多様な居場所の必要性を検証している。今後は、「ふれ広サテライト」の開設日数や相談員数の拡充を図るとともに、各関係機関との更なる連携体制の強化などの充実を図る予定である。また、青少年の居場所の在り方についても検討を進め、多様なタイプの子供・青少年それぞれに見合った寄り添い方について検証していく。
方向性3	173	中小企業の経営環境に関する相談の実施	中小企業支援センターによる、中小企業の経営や創業、融資等に関する相談支援の実施	経済局	経済局	地域産業支援課	中小企業支援センターの運営（中小企業の経営環境に関する支援）	中小企業の経営や創業、融資などに関する様々な相談に対応できる窓口を設置する。	中小企業の経営相談等を実施(1870件)。	中小企業の経営環境に関する様々な相談を受け付け適切な支援を行った。	引き続き相談を受け付け適切な支援を行っていく。
方向性3	174	中小企業への金融支援の実施	女性活躍や次世代育成、若者の採用・育成、ダイバーシティ経営等、働き方改革に取り組む中小企業者を対象とした融資の実施	経済局	経済局	地域産業支援課	働き方改革に取り組む中小企業への金融支援	働き方改革（女性活躍、次世代育成、若者の採用・育成、ダイバーシティ経営）に取り組む中小企業者を融資制度の対象とすることで、資金調達面でメリットを打ち出し、当該取組を促進する。	融資実績なし。	利用促進につなげるため、更なる周知が必要である。	引き続き制度の周知を図っていく。
方向性3	175	少人数授業によるきめ細かな指導の実施	市立小学校1年生から3年生を対象とした、非常勤講師による基礎的な学習内容のより確実な習得に向けた少人数授業の実施	教育局	教育局	教職員課	少人数授業によるきめ細かな指導の実施	市立小学校1年生から3年生を対象とした、非常勤講師による基礎的な学習内容のより確実な習得に向けた少人数授業の実施	非常勤講師を34校に配置した。	複数の教員による指導により、より多面的・多角的に児童を指導できること、基礎・基本の定着などの学力向上が見られることなど、一定の成果を上げている。講師の不足から配置数が減少しており、より一層の拡充を進める必要がある。	学力向上の成果を維持するため、引き続き非常勤講師を確実に配置していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	176	学級生活等のアンケート調査を通じた生徒支援の実施	学校における様々な問題の未然防止や早期対応に向けた、全市立中学生を対象とした、アンケート調査による友達づくりやよりよい学校生活を送るための支援	教育局	教育局	教育相談課	学級生活等のアンケート調査	全市立中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を実施することにより、生徒一人一人の状況や学級集団の状態を把握し、学級経営に生かします。	平成31年度より実施	平成31年度は、5月から6月にかけて実施し、夏休み前に各学校に結果を送付する。	令和2年度も、全市立中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を年1回実施し、生徒一人一人の状況や学級集団の状態を把握するとともに、学級経営に生かして参りたい。
方向性3	177	児童生徒の心のケア（心とからだの健康調査）の推進	中長期的な心のケアを目的に、市立学校の児童生徒を対象とした、心とからだの健康チェックの実施	教育局	教育局	健康教育課	保健関係調査票による「心とからだの健康調査」の実施	中長期的な心のケアの取組として、4月上旬に配付する「保健関係調査票」の中で心とからだの健康チェックを実施しています。	各学校において、4月上旬に配付する「保健関係調査票」の中で心とからだの健康チェックを実施しました。	日常生活の変化やストレス、いじめ問題等の早期の気付きや対応の一助となっており、今後も継続して行っていく必要があります。	日常生活の変化やストレス、いじめ問題等の早期の気付きや対応につながるよう、引き続き、4月上旬に心とからだの健康調査を実施する予定。
方向性3	178	スクールカウンセラーによる支援	全市立学校へ配置したスクールカウンセラーによる、いじめや不登校等の諸問題を抱える児童生徒に対する心理的側面からの支援の実施	教育局	教育局	教育相談課	スクールカウンセラーによる支援	いじめ・不登校問題や生徒指導上の諸問題の解決を図るため、児童生徒や保護者対象のカウンセリング、教職員への助言等を実施します。	相談件数54,448件	カウンセラーの資質向上とともに効果的な支援のあり方を検討することも必要。	各学校の相談体制を充実させるために、全体研修、グループ研修、新任層研修など、事例研究やスーパーバイズの場を充実させて参りたい。全市立学校への週1日配置を実現させるとともに、小中の連携を視野に入れた配置にも取り組んで参りたい。
方向性3	179	いじめに関するSNSを活用した相談窓口の設置	中学生の多くが利用するSNSを活用したいじめ相談窓口の設置による、いじめの早期発見、状況に応じた対応と問題解決の推進	教育局	教育局	教育相談課	SNSを活用したいじめ相談の実施	中学生の多くが利用するSNSを活用したいじめ相談窓口を開設し、早期発見と問題解決を図ります。	8月20日～9月9日、10月1日～10月15日、1月5日～1月15日に相談を実施。8月20日～3月31日に一方向の報告・連絡を実施。	相談件数59件 報告・連絡件数17件 相談の実施日数を拡充する。	令和2年度も中学生を対象に、4・5月の連休前後、夏休み明け前後、1学期末から2学期始め、冬休み明け前後の4期間に相談を実施する予定である。報告・連絡は365日24時間実施する予定である。
方向性3	180	震災に伴う心のケア推進事業の実施	精神科医や臨床心理士等による、東日本大震災の精神面への影響が心配される児童生徒への対応や教職員への助言の実施	教育局	教育局	教育相談課	震災に伴う心のケア推進事業	震災等により精神面への影響が心配される児童生徒について、精神科医や臨床心理士を学校に派遣し、その対応や支援について、教職員への助言を行います。	精神科医5名、臨床心理士4名の協力のもと、14校に派遣し、26件に対応	震災による心のケアだけでなく、日常的な心のケアについても対応が必要になっている。	震災に特化することなく、精神的なケアが必要な児童生徒について、精神科医や臨床心理士を学校に派遣し、その対応や支援について、教職員への助言を行って参りたい。
方向性3	181	スクールソーシャルワーカーによる支援の実施	スクールソーシャルワーカーによる、児童生徒や保護者が抱える問題の解決に向けた環境調整の実施	教育局	教育局	教育相談課	スクールソーシャルワーカーによる支援	教育委員会に7名のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者が抱える問題等の環境調整を行うことで、その問題解決を支援します。	相談対応158件	効果的な支援のあり方を検討するとともに活用の方を学校に周知徹底することも必要。	教育委員会に7名のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者が抱える問題等の環境調整を行うことで、その問題解決を支援して参りたい。
方向性3	182	24時間いじめ相談専用電話の実施	児童生徒やその保護者を対象とした、いじめの早期発見と問題解決に向けた電話相談の実施	教育局	教育局	教育相談課	電話による24時間いじめ相談の実施	いじめに関する24時間電話相談窓口を設置し、早期発見と問題解決を図ります。	相談件数481件	フリーダイヤルとなったことから電話番号の周知徹底を図る。	児童生徒やその保護者を対象とした、フリーダイヤルの24時間いじめ相談電話窓口を設置し、いじめの早期発見と問題解決に向けた相談を実施して参りたい。
方向性3	183	「いじめ対策支援員」による巡回指導	教員退職者等からなる「いじめ対策支援員」による、いじめ事案を抱える小学校に対する巡回指導	教育局	教育局	教育相談課	「いじめ対策支援員」の配置	いじめ事案を抱える小学校に教員OB等を一定期間派遣し、巡回指導等を実施します。	元警察官11名、元教員9名を年度途中の配置転換があり23校に派遣	小学校からの要請が増加しており、支援員の増員などより一層の拡充が必要である。	いじめ事案を抱える小学校に、元警察官、元教員等を一定期間派遣して巡回指導等を実施し、指導体制を強化して参りたい。
方向性3	184	いじめ不登校対応支援チームによる学校支援の実施	全市立学校を対象とした、いじめ不登校対応支援チーム（教育委員会職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成）の訪問による教職員との連携や支援体制等に関する情報交換、指導助言の実施	教育局	教育局	教育相談課	いじめ不登校対応支援チームによる学校訪問	市教委職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがチームで全市立学校を巡回訪問し、いじめや不登校の問題に適切に対応ができるよう助言を行います。	全市立学校を訪問	学校と教育委員会の情報共有が密接になり、早期かつ的確に事案に対処できた。	教育相談課主任指導主事と指導主事が全市立学校を訪問し、いじめや不登校の問題に適切に対応できるよう助言を行って参りたい。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性3	185	児童生徒に対する適応指導事業の実施	「仙台市適応指導センター・児遊の杜」や「適応指導教室・杜のひろば」における、不登校児童生徒の個々の事情に応じた支援の実施	教育局	教育局	教育相談課	適応指導事業の実施	「仙台市適応指導センター・児遊の杜」や「適応指導教室・杜のひろば」を通じて、不登校児童生徒の個々の事情に応じた支援を実施します。	入級児童生徒数251名 相談件数474件	入級児童生徒数が過去最高となり、杜のひろばの相談員や学校訪問対応相談員を増員する必要がある。	入級児童生徒の人数が年々増加していることから、8か所目の適応指導教室を開設するとともに、学校訪問相談員を増員し、児童生徒への対応を充実させて参りたい。
方向性3	186	心のケア緊急支援の実施	災害や事故等により精神的なストレスを受けた市立学校の児童生徒や保護者、教職員を対象とした、スクールカウンセラー等による緊急支援の実施	教育局	教育局	教育相談課	心のケア緊急支援の実施	災害や事故等の発生や遭遇により、精神的なストレスを受けた児童生徒、保護者、教職員の心のケア緊急支援を行うため、スクールカウンセラー等を市立学校に派遣します。	小学校5校、中学校1校に派遣	大きな心的ストレスを伴う事象の発生に対してすみやかに対応し、影響を最小限に抑える。	災害や事故等の発生や遭遇により、精神的なストレスを受けた児童生徒、保護者、教職員の心のケアを行うため、必要に応じて臨床心理士等を市立学校に派遣して参りたい。
方向性3	187	救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施	自殺企図・自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施	市立病院	市立病院	総合サポートセンター	自殺企図・自傷行為者への介入支援	自殺企図・自傷行為で救命救急センターを受診した患者に対して、アセスメントの上精神科医師や精神医療相談室が紹介し、医療機関や相談機関への紹介を行います。	自殺企図・自傷行為で救命救急センターを受診した患者の77%の患者に対し精神科医師や精神医療相談室が紹介した。	医療機関への紹介に加え、相談機関への紹介が今後の課題である。	自殺企図・自傷行為で救命救急センターを受診した患者について精神科医師や精神医療相談室が紹介し、相談機関につなげることができた。今後も、このような取組みを継続するとともに、医療機関や相談機関への連携強化を図ってまいりたい。
方向性3	188	入院患者に対する治療と仕事の両立支援の実施	市立病院入院中の患者を対象とした、治療と仕事を両立するための相談支援の実施	市立病院	市立病院	総合サポートセンター	治療中の患者に対する就労支援	当院にて治療中の患者が治療と仕事を両立できるように、仕事に関する不安や悩みの相談を受け、必要に応じて公的支援制度の情報提供を行います。	市民協働参画事業として、月1回、パーソナルサポートセンターによる就労相談窓口の開設と市民向けの両立支援シンポジウムを開催した。	平成30年度で市民協働参画事業は終了となったので、これまでのノウハウを病院としてどう活かしていくかが課題である。	引き続き、院内の「医療相談コーナー」と「がん相談支援センター」において、就労相談に取り組んでいきたい。
方向性3	189	入院患者に対する傾聴ボランティア活動の実施	市立病院入院中の患者を対象とした、市民ボランティアによる傾聴活動の実施	市立病院	市立病院	総合サポートセンター	入院患者に対する傾聴ボランティア活動	登録した市民ボランティアが当院入院中の患者の話に耳を傾け、気持ちに寄り添い、入院中安心して過ごせるように傾聴活動を行います。	延べ72日間、73名の患者さんに対し、活動を行った。	「話したい」思いを表出できない患者さんへの対応が課題である。	ボランティア登録者の拡大を図りながら、傾聴活動に継続して取り組んでいきたい。
方向性4	190	仙台市自殺総合対策庁内連絡会議及び関係部局所管の協議会等による施策展開	庁内関係部局による自殺対策に関する情報共有・課題整理、重点対象に関わる関係部局所管の各種協議会等との情報共有に基づく協力的な施策展開	市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 各区 教育局 市立病院	健康福祉局	障害者支援課	自殺総合対策庁内連絡会議	仙台市自殺総合対策庁内連絡会議を開催し、庁内の関係部局による緊密な連携と情報の共有等を実施し、総合的な自殺対策の推進を図ります。	年3回開催	本市における自殺対策に関する情報共有・課題整理を行い、協議を重ねることで、地域の実態に即した自殺対策計画の策定につなげることができた。	庁内関係各課との連携・情報共有を行いながら、計画目標の達成状況、取組みの進捗状況について評価をし、仙台市自殺対策計画におけるPDCAサイクルの推進を進め、計画の実効性を高めて参りたい。
方向性4	191	要保護児童対策地域協議会による連携推進	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための、児童相談所、各区保健福祉センター、保育所、学校等の子どもに関わる関係機関による連携推進	子供未来局 各区	子供未来局	子供家庭支援課	要保護児童対策地域協議会	虐待を受ける要保護児童及びその保護者に関する情報、その他虐待を受ける要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るために必要な情報の交換を行います。	年1回関係機関からなる代表者会議を開催し、13の機関が参加した。実務者会議については、各区において年3回実施。ケース検討会議は、必要に応じ各区で実施。	各機関と必要な情報の交換を行うことができ、児童虐待対応における関係機関との連携強化につながった。	要対協の実務者会議について、ケース検討会議との役割分担・整合に留意しつつ、実務者会議の効率的・実効性ある運営のあり方について改善策の検討を行い、運営の活性化を図って参りたい。
方向性4	191				子供未来局	児童相談所相談指導課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	各区保健福祉センターなど関係機関と児童に関する情報交換を行い、また、一緒に対応することも多かった。	児童及び保護者を支援していくためには、関係機関により関わり方の視点に違いがあることから、相互の連携を欠くことは出来ず、H30年度はその取り組みは概ね出来ていた。	今後も各区保健福祉センター・宮城総合支所をはじめ、関係機関との連携を強化していき要保護児童・保護者への適切な援助を行っていく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性4	191				青葉区	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	(No.96に同じ) 要保護児童対策地域協議会・青葉区実務者会議の実施（3回） 【3回延数】 ・児童：286人、特任：96人 ・対象児童の支援状況、方針等報告検討を行う。	・対象数が多い為、新規ケースの方針確認、進捗管理で終始し、十分な審議が出来ない状況にある。 ・H31年度から宮城総合支所が青葉区から独立し実施。	(No.96に同じ) 引き続き、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子供の適切な保護・支援を行う。
方向性4	191				宮城総合支所	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	(青葉区要保護児童対策地域協議会) 要保護児童対策地域協議会・青葉区実務者会議の実施（3回） 【3回延数】 ・児童：286人、特任：96人 ・対象児童の支援状況、方針等報告検討を行う。	・対象数が多い為、新規ケースの方針確認、進捗管理で終始し、十分な審議が出来ない状況にある。 ・H31年度から宮城総合支所が青葉区から独立し実施。	宮城総合支所に家庭健康課はなし。 宮城総合支所保健福祉課における「要保護児童対策」については、方向性3の96に記載あり。
方向性4	191				宮城野区	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	年3回（6・10・2月）実施。要保護児童（台帳登録児童数：第1回180人、第2回176人、第3回165人）について状況を報告した。	要保護活動を実際に行っている委員の知識及び経験を要保護児童等の支援等に反映させるため、引き続き実施する。	要保護活動を実際に行っている委員の知識及び経験を要保護児童等の支援等に反映させるため、引き続き実施する。
方向性4	191				若林区	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	年3回開催	要保護児童数はここ数年高止まりの傾向にあり、関係機関との連携の機会が増えている。	関係機関と連携して要保護児童の情報を把握し、適切な保護を図る。
方向性4	191				太白区	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	年3回、6月29日（金）、11月1日（木）、3月4日（月）に協議会を開催した。	報共有しながら、処遇困難事例についても1～2件提示し、綿密に情報共有するとともに、対応について、各機関の役割を確認してきている。	今後も児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化していきます。
方向性4	191				秋保総合支所	保健福祉課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	太白区実施に含む	対象案件には適切に対応していく	太白区実施に含む。
方向性4	191				泉区	家庭健康課	要保護児童対策地域協議会による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の子どもに関わる関係機関による、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための連携強化	年3回開催の要保護児童対策地域協議会において要保護児童の情報共有等を行った。	実務者が集まり、それぞれの視点から検討ができた。検討ケースが増加している。	年3回開催の要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し要保護児童の情報共有等を行っていく。
方向性4	192	児童虐待対応のための医療ネットワークの構築	拠点病院（市立病院）に配置されたコーディネーターによる、地域の医療機関への助言を通じた、児童虐待対応のためのネットワーク構築	子供未来局 市立病院	子供未来局	子供家庭支援課	児童虐待防止に係る医療ネットワーク事業	仙台市立病院を拠点病院とし、院内への児童虐待対応組織を設置、地域医療機関からの相談支援などを実施している。	拠点病院としての相談・助言 件数55件【内12件が外部機関からの相談】	院内に児童虐待専門コーディネーターを配置し、院内外からの相談に助言を行うことで児童虐待に対する対応力強化につながった。	今後も児童虐待専門コーディネーターを中心に、院内外からの相談に助言を行うことで児童虐待に対する対応力強化を図る。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性4	192				市立病院	総合サポートセンター	児童虐待防止に係る医療ネットワーク事業	仙台市立病院を拠点病院とし、院内への児童虐待対応組織を設置、地域医療機関からの相談支援などを実施している。	平成30年12月に児童虐待防止を目的とした講演会を開催。保健・医療・教育機関から約130名の参加があった。 平成31年2月に「医療ソーシャルワーカー情報交換会」を開催。県内9医療機関、3児相、子供未来局の参加があった。 その他、太白区主催「医療機関連携会議」、仙台地方検察庁主催「多機関連携協議会」および「処分前カンファレンス」に参加した。 虐待対応件数54件。2医療機関からの相談支援を実施した。	地域全体の児童虐待対応力の向上を図ることができた。今後も早期発見、早期対応に努力していきたい。	引き続き、地域全体の児童虐待対応力の向上を目的に、講演会、医療ソーシャルワーカー情報交換会を実施してまいりたい。
方向性4	193	宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携推進	県や宮城県警察、国、支援団体等で構成する宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による各関係機関との連携の推進	市民局	市民局	市民生活課	宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携推進	県や宮城県警察、国、支援団体等で構成する宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による各関係機関との連携の推進	平成30年6月8日に行われた平成30年度宮城県犯罪被害者支援連絡協議会総会に出席した。	犯罪被害者等基本法による「犯罪被害者等基本計画」および宮城県犯罪被害者支援条例による「宮城県犯罪被害者支援推進計画」等に基づく各種施策の積極的かつ効果的な推進と連携強化に努めた。	引き続き、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携推進に努める。
方向性4	194	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動の実施	町内会、民生委員、ボランティア団体等の福祉団体との連携による、見守り等の安否確認活動やサロン、買い物支援等の生活支援活動の実施	健康福祉局	健康福祉局	社会課	地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動	高齢者や障害者等の支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、地区社会福祉協議会が実施主体となり、町内会、民生委員、ボランティア団体等の福祉活動団体と連携して、見守り等の安否確認活動や、サロン、買い物支援等の生活支援活動を行います。	（実績件数） ○安否確認活動 ・平成30年度：535,068回 ○サロン活動 ・平成30年度：7,418回 ○日常生活支援活動 ・平成30年度：118,433回	市内に設置する全ての地区社会福祉協議会において、各活動を実施することができた。市内では、104地区の社会福祉協議会が活動中であるが、未設置のエリアも数カ所存在しており、該当地区における普及啓発活動の推進を続け、新たな地区社会福祉協議会の立ち上げと、地域福祉ネットワーク活動の展開へとつなげていく。	高齢者や障害者等の支援を必要とする方が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、令和2年度以降も、現在未設置エリアの地区社会福祉協議会における普及啓発活動の推進を続け、新たな地区社会福祉協議会の立ち上げと、地域福祉ネットワーク活動の展開へとつなげていく。
方向性4	195	高齢者・障害者の見守り活動のための連携推進	高齢者や障害のある方への見守り活動の充実を目的とした、日本郵便株式会社との連携の推進（高齢者・障害者世帯への郵便配達のを活用した、異変発見時の本市相談機関等への連絡・相談等）	健康福祉局	健康福祉局	障害企画課	日本郵便との協定締結	市内郵便局の社員が業務中に高齢者・障害者宅を訪問する際、異変に気づき必要と判断した場合に、本市と日本郵便株式会社との協定に基づき、本市への連絡や消防・警察への通報等を行います。	平成29年3月16日から、協定を継続中。	地域見守り活動の推進のため、引き続き、協定を継続する。	地域見守り活動の推進のため、引き続き、協定を継続する。
方向性4	196	ひきこもり支援のための関係機関の連携推進	ひきこもり状態にある方やその家族の状況に応じた適切な支援の提供に向けた、ひきこもり地域支援センター、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター等の関係機関の連携の推進	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	ひきこもり地域支援連絡協議会	ひきこもり状態にある方やその家族の状況に応じた適切な支援を提供するため、ひきこもり地域支援センター、精神保健福祉総合センター、発達相談支援センター等の関係機関の連携によるチーム支援の取組みを推進します。	複数の専門機関を構成機関とする拠点機能（支援方針の検討や多機関チーム支援の提供など）として、本協議会を位置づけ、ひきこもりの長期化や支援が途切れやすい事例を中心に、多機関で支援の方向性の検討を行い、支援状況の定期的な把握と進捗管理を行った（11回開催）	ひきこもりに関係する生活上の困りごと（親の介護、生活困窮等）に対応する相談機関からの支援依頼が徐々に増え、多機関協働による事例検討やチーム支援が促進された。	今年度はひきこもり状態が長期化している事例や中高年層の事例などを中心に、区保健福祉センターや地域包括支援センターからの新たな支援依頼が増加した。また、地域の身近な場所で実施するひきこもり地域相談会における個別相談事例についても、支援状況を共有する工夫なども行った。今後は、より多くの支援依頼が持ち込まれるような工夫について検討するとともに、別途議論している外部有識者による検討会結果も踏まえて、ひきこもり者支援全体の進捗管理や課題整理に係る機能強化を図ってまいりたい。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性4	197	震災後心のケア従事者協議による連携推進	東日本大震災の被災者の心のケアの課題に対応できるよう、地域、行政、関係機関等での情報共有を目的とした多機関連携の推進	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	震災後心のケア従事者協議の開催	遅れて発生したり、繰り返して出現する被災者の諸課題に対応できるよう、地域、行政、関係機関等での多機関連携強化と情報共有を目的とした会議の実施	研修会を年間7回実施。各区障害高齢課・家庭健康課に配置している被災者支援担当職員が研修に参加し、各区において支援を行っているケースを基にして事例検討を行った。	各回にて事例検討ができ、相談支援を行う際の課題や疑問点などを共有することができた。	被災者支援の対象者については通常の支援の枠組みの中に徐々に戻していく必要がある。また、被災者の抱える問題も年数を経過するにつれ、複雑化しており、支援者自身のより一層のスキルアップが求められる。そのため、現場スタッフのみならず、統括レベルにある職員に対しても参加を促し、支援に関わるもの全体のスキルアップを図って参りたい。 また、直接的な被災者支援担当課だけではなく、連携する他機関の関係者の参加も促し、他機関連携強化を図って参りたい。
	197				健康福祉局	精神保健福祉総合センター	震災後心のケア従事者協議の開催	遅れて発生したり、繰り返して出現する被災者の諸課題に対応できるよう、地域、行政、関係機関等での多機関連携強化と情報共有を目的とした会議の実施	震災後こころのケア従事者を対象とした情報共有会を実施した（1回）。また、みやぎ心のケアセンター主催の会議に参加し、連携を行っている。	被災者支援に関する情報共有課題の抽出を行い、支援に活かすことができた。被災者支援にかかわる他機関との連携が進んだ。	令和3年度以降の心のケア支援のあり方について、各区支所管理職と担当者を対象に検討会を3回開催し、これまでの心のケア支援活動の成果と課題、今後の心のケア支援のあり方について検討した。令和2年度も心のケア支援の長期継続のための検討を重ねていく。
方向性4	198	仙台市自殺対策連絡協議会による関係機関の連携推進	保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関や団体による自殺対策に関する多角的、総合的な協議を通じた連携推進	健康福祉局	健康福祉局	障害者支援課	自殺対策連絡協議会	仙台市自殺対策連絡協議会を開催し、自殺対策の取組みに関して本市、関係機関、関係団体等が連携し、本市における自殺対策の推進を図ります。	年5回開催。	それぞれの知見・経験に基づく各団体からの意見を賜り、協議を重ねることで、本市の実態に即した地域自殺対策計画の策定を行うことができた。	仙台市自殺対策計画についての進捗状況・評価についてご意見をいただきながら、計画のPDCAサイクル推進のための必要な改善を図って参りたい。
方向性4	199	被災者支援のための地域総合支援事業による連携推進	精神保健福祉総合センターにおける各区保健福祉センターとの共同訪問等を通じた、東日本大震災の被災者支援に関わる関係機関との連携の推進	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	地域総合支援事業による連携（震災後心のケア支援事業）	精神保健福祉総合センターにおいて、各区保健福祉センターとの共同訪問などを通じて、被災者支援に関わる関係機関との連携を推進します。	各区保健福祉センターと協働で、訪問支援（延260件）、心の啓発活動（2回）を行い、技術支援として、レビューや事例検討（30回）実施した。	複数の機関が関わる困難ケースについて協働で、訪問やレビュー・事例検討を行い、関係機関との情報交換や役割分担、支援方針の共有が促進し、連携が強化された支援を実施することができた。	各区保健福祉センターとの協働訪問や、支援事例の検討等の技術支援を行い、連携して被災者支援を行う。
方向性4	200	複雑困難事例等支援のための地域総合支援事業による連携推進	精神保健福祉総合センターにおける各区保健福祉センターとの共同訪問等を通じた複雑困難事例等に関わる関係機関との連携の推進	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	地域総合支援事業（アウトリーチ協働支援事業）	精神保健福祉総合センターにおいて、各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関に対して精神障害者等の支援への技術支援を行います。	各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関と協働で、対象者103名に対して、訪問393回、ケア会議への参加139回、電話相談41回の支援を行った。地域精神保健福祉活動連絡会議を開催し（10回）、地域精神保健福祉活動の質の向上を図っている。精神障害者のための地域移行推進連絡会の開催（11回）、各区事実支援協議会相談支援事業所等連絡会や宮城県医療観察法制度運営連絡協議会へ参加した。	協働支援においては個別の支援チームにおける連携の推進が図られている。当センター主催の各会議では、各機関の支援状況等の情報交換や事例検討を行い、今後の連携に役立てることが出来た。	令和元年度は、各区保健福祉センター・各総合支所等の関係機関との協働支援により、個別の支援チームの連携の推進が図られた。今後は、より効果的に技術支援を行えるよう、ケースレビュー、事例検討、研修による職員の育成を、さらに行っていく。
方向性4	201	アルコール問題対策連絡会議による連携推進	精神保健福祉総合センター、各区保健福祉センター、断酒会、医療機関等のアルコール問題に関わる関係機関との情報共有を通じた、連携の推進	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	アルコール問題対策連絡会議	アルコール問題について関係機関との連携を図り、アルコール関連問題の予防と早期発見、依存症者の社会復帰を図ります。	平成31年2月5日に実施し、18機関から22名が参加した。	各参加機関が、依存症関連問題からの回復について理解を深めるとともに、各機関の活動状況を理解し、今後の連携に役立てることができた。	アルコールに加え、薬物やギャンブル等においても、関係機関との連携を図り検討する必要がある。今後、依存症関連問題に対応する連絡会議の実施を検討していく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性4	202	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）を中心とした関係機関のネットワークの構築	仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）を中心とした多機関協働支援のための関係機関のネットワークの構築	健康福祉局	健康福祉局	精神保健福祉総合センター	地域自殺対策推進センターを中心とした関係機関のネットワークの構築	地域自殺対策推進センターを中心とした多機関協働支援のための関係機関のネットワークの形成を図ります。	自殺対策連絡協議会（5回）や自殺総合対策庁内連絡会議（3回）、自死ハイリスク者支援体制検討会議（5回）を通し、関係機関とのネットワークの構築・強化を図った。	医療、福祉、司法、労働、教育等の関係機関と今後も、多機関協働支援を円滑に行うため、ネットワーク形成や強化を図る必要がある。	令和元年度は、自殺未遂者等ハイリスク者支援に従事する実務者の懇話会を2回開催し、医療機関並びに各区保健福祉センター職員等とハイリスク者支援に関する意見交換を行い、関係構築に努めた。加えて、各区保健福祉センター職員と自殺対策事業に関する意見交換を実施する。今後も継続的に実施するとともに、自殺対策連絡協議会や自殺総合対策庁内連絡会議も通し、関係機関とのネットワークの構築・強化を図る。
方向性4	203	自死遺族支援に関わる関係機関や団体の連携推進	自死遺族等からの相談を担っている関係機関や団体の相互の連携推進	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	自死遺族等に対する支援事業補助金	自死遺族支援団体の活動に対して助成しています（再掲）	4団体に補助金（計 722,000円）を交付した。（再掲）	市内の自死遺族支援活動団体の継続的な広報及び活動の助成を行うことができた。（再掲）	自死遺族の心のケアや交流等の活動を行う自死遺族支援団体の活動経費を助成するため、今後も、補助金を交付する。（再掲）
方向性4	204	せんだい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進	全国健康保険協会宮城支部、宮城産業保健総合支援センター等、勤労者の健康増進に関わる各機関の取組み状況や課題の共有	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	（仮）せんだい健康づくり推進会議の開催	（仮）せんだい健康づくり推進会議を通じて、各機関の取組状況を共有します	会議を開催出来なかったため、各関係団体の取組状況の共有には至らなかった。（再掲）	会議を開催し、各関係団体の取組状況を共有することにより、連携体制を作る必要がある。	市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」を設置し、各機関の取組を共有することができたので、今後も、より一層の連携を図っていく。
方向性4	205	宮城県地域両立支援推進チームへの参画による関係機関の連携推進	労働組合、医師会、地域の中核医療機関等の関係機関で構成する宮城県地域両立支援推進チームによる治療と仕事の両立支援への参画と課題の共有	健康福祉局	健康福祉局	健康政策課	宮城労働局等との連携	宮城労働局の所管する事業の周知や、宮城県地域両立支援推進チームへ参画しています	（仮）せんだい健康づくり推進会議を開催出来なかったため、会議の構成団体である宮城労働局や宮城県地域両立支援推進センターと連携する機会がなく、周知・参画には至らなかった。（再掲）	（仮）せんだい健康づくり推進会議を開催し、各関係団体との連携体制を作る必要がある。（再掲）	市民の健康づくり推進を目的とした、地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」の設置を機に、双方の事業の周知を行う等、協力体制を作る事が出来たので、一層の連携強化を目指していく。（再掲）
方向性4	206	仙台市青少年対策関係六機関合同会議の開催	児童生徒の抱える課題解決に向けた、子供未来局、教育局、健康福祉局内の6機関による研修会やケース検討を通じた連携の推進	子供未来局	子供未来局	子供相談支援センター	仙台市青少年対策関係六機関合同会議	児童生徒の抱える課題解決に向けた教育局、健康福祉局、子供未来局内の6機関による連携組織	全体会を年3回（4月、8月、3月）に実施し、担当者会を年5回（4月、6月、9月、11月、1月）に実施した。6つの機関が参加し、さらにオブザーバーとして、1つの機関、全体会の第2回目は小中学校校長の参加もあった。	担当者会におけるケース検討会や全体会での研修の実施により、連携の強化につながった。連携の強化が、各機関の抱える個別のケースに生かされるように、さらに情報共有・行動連携を意識して取り組む必要がある。	児童生徒の抱える課題はより複雑化しており、機関連携による横断的な対応が求められている。そこで、年5回の担当者会では情報交換だけでなく、個別ケースへの対応についてさらに具体的な議論を実施していく予定である。また、小中学校長会生徒指導部会との合同研修会を継続し、各機関の抱える個別ケースについて学校といかに連携をして支援していくのか、検討を進める。
方向性4	207	各区障害者自立支援協議会による連携推進	各区保健福祉センターや障害福祉サービス事業所等による障害者等の地域生活支援のための連携の推進	各区	青葉区	障害高齢課	青葉区障害者自立支援協議会	障害福祉サービス事業所等とのネットワークの構築や、支援能力の向上を図る。	高齢者障害者地域ケア会議1回、運営会議12回、連絡会議11回、地域課題ワーキング10回、精神保健福祉部会4回実施	引き続き必要な連携を取る	引き続き必要な連携を図っていきたい
方向性4	207				宮城総合支所	保健福祉課	青葉区障害者自立支援協議会	障害者支援に従事する専門職の技能向上や関係機関との連携強化および、社会資源の創出を図る。	青葉区障害者自立支援協議会における各会議体について、事務局として参加した。	青葉区自立支援協議会において重点的に関わるべき対象者を整理することができた。	引き続き青葉区障害者自立支援協議会における各会議体について事務局として参画する。
方向性4	207				宮城野区	障害高齢課	宮城野区障害者自立支援協議会	障害福祉サービス事業所等とのネットワークの構築や、支援能力の向上を図ります。	全体協議会1回、実務者ネットワーク会議4回、障害者相談支援事業所等連絡会議12回、運営会議12回実施。	相談支援事業所等連絡会では、課題の検討、情報集約、事例検討を実施予定。実務者ネットワーク会議は次年度も同様に実施。	各会議体の時期や回数は例年通り実施予定。内容は事務局内で意見を図りながら進めるため今後検討予定。
方向性4	207				太白区	障害高齢課	太白区自立支援協議会	障害福祉サービス事業所等とのネットワークの構築や、支援能力の向上を図ります。	高齢者障害者地域会議、実務者ネットワーク会議、障害者相談支援事業所連絡会、よりそいワーキング、運営会議を実施	さらなる障害分野と高齢分野の連携	よりそいワーキングは令和元年度で終了する。それ以外の京義は継続して実施する。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 (令和2年1月照会予定)
方向性4	207				若林区	障害高齢課	宮城野区障害者自立支援協議会	障害福祉サービス事業所等とのネットワークの構築や、支援能力の向上を図ります。	全体協議会 年2回、実務者ネットワーク会議 年2回、障害者相談支援事業所等連絡会 年12回、プロジェクトチーム 年1回、運営会議 年12回実施。	活動テーマを①障害のある方やその家族への支援力を高める ②障害に関する普及啓発活動 ③支援ネットワークの形成、とし実施。参加メンバーの固定化、少数化が課題となるなか実施している状況。今後も先の活動テーマに沿って活動を積み重ねていく。また、高齢者支援部門と共有した地域課題の解決に向け、合同でワーキンググループを作り具体的な解決策の検討及び実行につなげていく。	今後も左記活動テーマに沿った活動を継続していく。地域生活支援拠点事業の実施に向けて、緊急対応が予想される困難ケースの検討やレビュー等の積み重ねを予定している。支援ネットワーク形成に関しては高齢者分野はもとより、地域課題の解決に必要な他の分野との連携も模索していく。
					泉区	障害高齢課	区障害者自立支援協議会による連携推進	各区保健福祉センターや障害福祉サービス事業所等による障害者等の地域生活支援のための連携の推進	年間、運営会議12回・障害者相談支援事業所等連絡会議12回・よめごと会議12回・プロジェクトチーム2チーム・全体協議会1回・研修会1回実施。	会議体が多く、運営や調整にかかる負担が大きい。通常業務における個別事例や事務量の増加もあることから、障害者相談支援事業所・区双方にとって持続可能な活動の在り方を模索する必要がある。	平成31年度中に、区協議体全体の活動を俯瞰・整理し、持続可能な運営の在り方について検討する。令和2年度では、その検討結果も踏まえ、効果的かつ効率的な会議運営を行うことで、関係機関のネットワーク構築をさらに推進して参りたい。
方向性4	208	復興公営住宅等コミュニティ支援の実施	復興公営住宅等における孤立化防止や円滑なコミュニティ運営のため、町内会長・自治会長への相談対応等を通じた、地域の支え合いネットワークの構築	各区	青葉区	まちづくり推進課	復興公営住宅等コミュニティ支援	復興公営住宅入居者相互、または近隣住民との交流の機会づくりや円滑な自治組織の活動を行うための支援を行っています。	区内の復興公営住宅で区主催のコンサート等イベントの開催や住民が中心となって活動へ物品等の支援を行った。	イベントやサロンなどに参加する住民が固定化している。	今後も住民が中心となって行っている活動に対して物品等の支援を行う。また、コミュニティ形成に関する相談があった際には随時対応していく。
方向性4	208				宮城野区	まちづくり推進課	復興公営住宅等コミュニティ支援	復興公営住宅等におけるコミュニティの運営や交流行事等の開催に関し、町内会長・自治会長からの相談への対応等を行い、コミュニティの円滑な運営及び孤立化の防止への支援を行います。	町内会長・自治会長からのコミュニティの運営や交流行事等の開催に関する相談への対応を、年間を通して実施	相談があった際にはそのことに対し適切に対応することができた	コミュニティごとに様々な課題があることから、相談があった場合には関係課・機関との情報共有と連携を密にして対応を行うなど、令和2年度以降も継続してコミュニティへの支援を行ってまいりたい。
方向性4	208				若林区	まちづくり推進課	復興公営住宅等コミュニティ支援	復興公営住宅等におけるコミュニティの運営や交流行事等の開催に関し、町内会長・自治会長からの相談への対応等を行い、コミュニティの円滑な運営及び孤立化の防止への支援を行います。	被災者交流活動助成事業を活用したコミュニティの活性化支援（助成件数13件）を行うとともに、相談等を受けた個別課題について訪問し町内会役員との意見交換により解決に向けた提案を行うなど、コミュニティの課題解決に向けた支援を図った。	支援対象を特に課題のあるコミュニティに重点化するとともに、関係課・機関との情報共有と連携を密にし、課題解決に向け努めた。	引き続き、被災者交流活動助成事業を活用したコミュニティの活性化支援を行うとともに、町内会・自治会長からのコミュニティの運営等の相談への対応を行う。
方向性4	208				太白区	まちづくり推進課	復興公営住宅等コミュニティ支援	復興公営住宅等におけるコミュニティの運営や交流行事等の開催に関し、町内会長・自治会長からの相談への対応等を行い、コミュニティの円滑な運営及び孤立化の防止への支援を行います。	定期的に開催しているWGに参加し、復興公営住宅の生活再建支援等に関する実施事業の連絡調整を行った。	生活再建支援等に関する実施事業の連絡調整を行うとともに、町内会長・自治会長等からのコミュニティの運営等に関する相談への対応を適宜行った。	必要に応じて、関係各課とともに復興公営住宅の生活再建支援等に関する実施事業の連絡調整を行う。
方向性4	208				泉区	まちづくり推進課	復興公営住宅等コミュニティ支援	復興公営住宅等におけるコミュニティの運営や交流行事等の開催に関し、町内会長・自治会長からの相談への対応等を行い、コミュニティの円滑な運営及び孤立化の防止への支援を行います。	定期的に開催しているWGへの参加、復興公営住宅で構成される町内会主催のサロンへの参加、復興公営住宅に住む方々の情報交換会（地域活性化のつなぐ・つながるプロジェクト）への参加を促すなど、情報提供を行った。	年度当初の総会への参加、町内会長の来庁時には情報提供を行うなど、情報の収集と情報の提供を行い、孤立化の防止を図った。なお、復興公営住宅の住民でH27年度に自治会が設立されており、現在は一単位町内会として相談等の対応や情報提供などを行っている。	隔月で開催しているWG（泉中央南・上谷刈地区連絡会）へ参加し、復興公営住宅に係る情報交換を行う。また、町内会に係る研修会について情報提供を行っていき、コミュニティの円滑な運営の支援を行う。
方向性4	208										

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性4	209	児童虐待防止ネットワーク会議による連携推進	児童相談所、各区保健福祉センター等の関係機関による、児童虐待の防止に向けた連携の強化	宮城野区	宮城野区	家庭健康課	児童虐待防止ネットワーク会議	区内の4ブロックの地域毎に児童虐待防止ネットワーク会議を開催することにより、地域の関係機関と連携を深め、顔の見える関係づくりを強化していきます。	年4回（9～11月）。延べ106機関155人参加。	児童虐待対応について関係機関へ周知するとともに、地域の関係機関と連携を深め、顔の見える関係づくりを強化に資することができた。	児童虐待対応について関係機関へ周知するとともに、地域の関係機関と連携を深め、顔の見える関係づくりの強化のため、引き続き実施する。
方向性4	210	学校支援地域本部による地域ボランティアと学校の効果的な連携推進	地域ぐるみで子どもを育てる観点から、学校の求めに応じて地域ボランティア（地域住民、地元企業等）が協力することを通じた、学校・家庭・地域社会の連携推進	教育局	教育局	学びの連携推進室	学校支援地域本部事業	地域住民や地元企業の協力を得ながら学習支援や防犯巡視をはじめとする様々な学校支援を実施します。	現在164校での支援体制ができ、市立学校の89.1%の学校をカバーしている。学習環境整備や授業への支援、防犯活動等、延べ112,254人のボランティアが学校支援に当たった。	学校支援体制づくりに関する管理職への説明や情報提供、地域連携担当教員やスーパーバイザーへの研修等での周知により、活動の一層の充実が図られた。今後、カバー率を100%にしていく。	令和元年度までに、学校支援体制のカバー率が90%を超えるところまで進んできた。令和2年度内に100%を目指しており、全市の小中学校が地域と連携した支援体制をとることができるように、学校の意向や地域の状況を聞き取りながら進めていきたい。
方向性4	211	コミュニティ・スクール検討委員会の開催	学校運営協議会の設置による、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の実現に向けた、地域とともに歩む学校づくりの推進	教育局	教育局	学びの連携推進室	コミュニティ・スクール検討委員会	地域ぐるみで子どもを育む新たな体制の構築を検討します。	本市の特性を生かしたコミュニティ・スクールの導入を検討するために、大学教授、小中学校長、保護者や地域の方々による検討委員会を設置し、4回の会議を行った。	本市の学校教育の取組や先進地の視察などにより、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について共通理解を得ることができた。取り組むべき方策をまとめた上で、導入に向け準備を進める。	平成30年度から令和元年度にわたり10回の検討委員会を行った。先進地への視察や文部科学省での研修への参加も行い、市立学校・園でのコミュニティ・スクール導入に向けた視点を整理し、提言として報告書をまとめた。これをもって、本検討委員会は終了した。
方向性4	212	スクールソーシャルワーカーによる学校と関係機関の連携	児童生徒や保護者を取り巻く環境への働きかけや関係機関・団体との連絡調整を通じた、いじめや不登校等の問題解決を図るための連携推進	教育局	教育局	教育相談課	スクールソーシャルワーカーの配置	いじめや不登校などの問題解決に向け、各関係機関との連絡調整役となって児童生徒を取り巻く環境調整を実施します。	教育相談課に7名配置	ソーシャルワーカーの資質向上とともに効果的な支援のあり方を検討することも必要。	教育委員会に7名のスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒や保護者が抱える問題等の環境調整を行うことで、その問題解決を支援して参りたい。
方向性4	213	スクールカウンセラー連絡協議会による連携推進	スクールカウンセラー等を対象とした定期的な会議を通じた、学校内での効果的な相談や連携体制に向けた協議と実践例の報告による校内連携の推進	教育局	教育局	教育相談課	スクールカウンセラー連絡協議会による連携推進	学校の教育相談体制やスクールカウンセラーと学校担当者の効果的な支援に関する協議や報告を通じた連携推進	年2回開催（4月、10月） 全市立学校の担当者とカウンセラー全員	効果的な支援のために、学校担当者とカウンセラーの連携についての意識を高める必要がある。	スクールカウンセラーと教員による授業の実践報告やカウンセラーの効果的な活用の仕方について情報交換を行い、さらなる連携を図ってまいりたい。
方向性4	214	スクールカウンセラー調査研究委員会による連携推進	教員、スクールカウンセラー等で構成する委員会における「心の教育」に関する調査研究や学校とスクールカウンセラーの連携推進	教育局	教育局	教育相談課	教員とスクールカウンセラー等による調査研究	教員、スクールカウンセラーなどで構成する委員会における学校とスクールカウンセラーとの連携の仕組みづくりや「心の教育」に関する調査研究	大学教授1名、校長2名、教頭1名、教諭4名、SCSV3名、SC3名で4回実施	心の健康教育、教員とSCの連携のあり方等について、具体的な成果を発信していく。	スクールカウンセラーと教員による授業の実践などを通して、連携の在り方やカウンセラーの効果的な活用の仕方について調査研究を進めて参りたい。
方向性3	子3-1	【令和元年度追加の取組み】		子供未来局	子供未来局	子供家庭支援課	仙台市児童養護施設等入所児童就業支援・アフターケア事業	児童養護施設等入所児童が将来経済的に自立して生活が営めるよう、就労支援、退所後のアフターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた支援を行う	自立に向けた支援（就労体験、ソーシャルスキルトレーニング）、退所後児童の生活相談を実施。	自立支援は計画通り実施。 生活相談は各関係機関（部署）と協力しながら実施。対応困難な事案が多かった。	自立前の支援を継続的に行い、児童との関係づくりを進めます。また、退所後の相談者に対する支援をおこなうため、関係機関との連携を強化します。
方向性3	青3-1	【令和元年度追加の取組み】		青葉区	青葉区	家庭健康課	産後ケア事業+H647:0651	産後に心身の不調または育児不安がある等、育児支援が必要な母子を対象に、心身のケアや育児サポート等を行い、産後に安心して子育てができる支援体制を確保することを目的として実施しています。実施機関は医療機関・助産院です。	平成31年1月から事業開始。 宿泊型：実人数3人、利用日数延10日。 デイサービス型：実人数8人、利用日数延15日。 利用目的は28件中9件が休息を含む母体管理及び生活面の相談・指導（複数回等）	広く周知を図ったため事業スタート時からコンスタントに利用相談はあった。事業実施機関からの勤めによる申請もあり、必要対象者への提供につながった。年度途中から開始した事業であるので、更なる周知を図り、必要な方が利用できるようにす	周知はだいぶされてきましたが、引き続き、母子手帳交付時・妊産婦新生児等訪問指導時に必要な方にご案内し、利用できるように支援を行う。
方向性3	宮総3-1	【令和元年度追加の取組み】		宮城総合支所	宮城総合支所	保健福祉課	産後交流会	初めて育児をする親に交流の場を提供し、親の孤立の防止を図ります。また、育児知識の普及や情報提供、個別相談を実施しています。	・全10回開催。 ・初産婦とその乳児95組、延267組が参加	初めての子育てをする母親同士の定期的な交流の場、育児に関する疑問や不安に継続して対応できる場として活用しており、今後も継続していく必要がある。	年間全10回を12回(月に1度の実施)に増やし、母親達が継続して来所できる場を提供していく。また、講話を多職種から行い内容を充実させていく。

計画（第5章）記載内容					左記の取組みに関連する事業・取組み				取組み状況の確認		
方向性	番号	取組み	内容	局区等	平成30年度照会時の回答（計画策定の際に確認した内容）				令和元年度時点で把握		
					局区	課	事業名・取組名	事業概要	平成30年度 取組みの実施状況	実施状況に対する 評価・課題	今後の取組みの方向性 （令和2年1月照会予定）
方向性3	若3-1	【令和元年度追加の取組み】		若林区	若林区	家庭健康課	産後ケア事業	産後に育児等の支援が必要な母子を対象に施設等で宿泊や日帰りによるサービスを行う。	相談：4件 利用：宿泊（延1 実1）日帰り（延0 実0 決定後にキャンセル）	H31.1開始となった事業。対象者へ周知をより充実させ、関係機関等と連携し必要の人が利用につながるよう事業展開していきたい。	産後に育児等の支援が必要な母子を対象に施設等で宿泊や日帰りによるサービスを行って参りたい。
方向性3	太3-1	【令和元年度追加の取組み】		太白区	太白区	家庭健康課	産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安があり、家族等から十分な支援が受けられない方へ、宿泊や日帰りによるサービスを実施し、心身のケアや育児サポート等を行っています。	宿泊型 実4件延28日、デイケア実3件延6日の利用。	産婦の身体、精神疲労の緩和と育児不安の軽減に寄与した。H31.1月から開始した事業であり、さらなる周知が必要。	必要な方が利用できるよう継続して周知を行う。
方向性3	教3-1	【令和元年度追加の取組み】		教育局	教育局	市民図書館	10代のあなたに贈る「いじめ・命」に向き合う本のブックリスト作成・配布	中高生向けに、いじめや命について考えるブックリスト（10代のあなたに贈る「いじめ・命」に向き合う本）を作成・配布し、いじめや命についての理解を深める本を紹介する。	・133冊の本のリストを作成 ・市立中、高等学校へ配信 ・仙台市図書館ホームページへ掲載	ブックリストを印刷して生徒に配布したり、学校図書室にリストで紹介されている本を置くなど、各学校において、リストを活用した独自の取り組みが行われた。また、中高生だけでなく、幅広い年齢層の来館者等からも、興味を持って見てもらっている状況である。	「10代のあなたに贈る『いじめ・命』に向き合う本」のブックリストを更新し、配布する。各学校へ改めて配信するとともに、仙台市図書館ホームページの「YA中高生のページ」内、「中高生向きブックリスト」に掲載する。